

ととなっております。昭和三十二年の地方公務員の給与改定でございますが、国の人事院勧告に基づきまして、いま給与関係関係会議におきましてその取り扱いを鋭意検討中でございますので、その結果を待ちまして、地方団体に對しまして国に準じて適切に對処するように指導してまいりたいと考えております。

先生御存じのように、地方財政は国の財政と同様に極めて厳しい状況にございまして、多額の借入金金を抱えるなどの状況にございまして、地方公務員の給与改定につきましては、このような財政事情を考慮しながら、しかも勧告尊重の基本精神に立って、誠意を持って検討を進めていく必要があるかと考えておる次第でございます。

○左近委員 大臣、もう一問だけ。大臣も給与関係関係会議の有力なメンバーでございまして、その会議では積極的に完全実施に向けて発言されていく、こういう理解でよろしいですか。

○桑梨國務大臣 給与関係関係会議の有力なメンバーでもございせんけれども、たゞいま申し上げたような線に沿って対応していきたいと考えております。

○左近委員 地方公共団体が勧告に準じて給与引き上げをする場合、必要な財源はどれくらいになりますか。

○矢野政府委員 地方公共団体が国に準じて給与改定を実施したとした場合の一般財源の所要額は約千九百七十億円でございまして、その内訳を申し上げますと、給料表の改定に係るものが約千七百六十億、通勤手当に係るものが約五十億、住居手当に係るものが約五十億となっており、そのほか特別職等に係るものが約百十億、このように相なっております。

○左近委員 これらの財源対策についてはどうされますか。

○矢野政府委員 地方公共団体が国に準じて給与改定を実施した場合の財源でございまして、地方財政計画上、年度途中における予見しがたい財政需要に備えるためにあらかじめ計上してござい

ます追加財源需要額、約五千億円でございまして、その一部を充てることにより対応することになる、このように考えております。

○左近委員 このしの人件院勧告は、給与の問題と四週六休の制度的な実施問題について勧告をしておるわけですか。去年からことしにかけて四週六休の試行をやつてこられたわけですが、特に地方公共団体ではそれ以前の四週五休問題もかなり立ちおくれである現状であります。そこで、この一年間やりまして四週六休の実態と、昨年までやられておつた四週五休の地方公共団体における実施実態はどうなつておるのか、御答弁をお願いします。

○柳(定)政府委員 ただいま御指摘のとおり、地方公共団体におきまして四週六休制は必ずしも順調に進んでいるというところまで含めておりませんが、試行を決定しているものまで含めまして、本年四月現在で二・九％の団体が試行いたしております。それから、四週五休制につきましては全団体の四七・七％が実施しているという状況でござい

ます。

○左近委員 これは非常に低いじゃないですか。国家公務員の場合はどうですか。

○柳(定)政府委員 国家公務員の場合には八九・九％でござい

ます。

○左近委員 今御答弁がありましたように、四週六休については二〇％台、四週五休についても五〇％を切つておる。これは自治省として今日の社会情勢を踏まえてどんな指導をされておるのか、やらぬ方がよいというような指導をされておるのか。これは各地方公共団体の勝手だ、給与等についてはあなたのところではラスパイレース問題を非常に厳しく指導という干渉されておるのですか、四週六休、四週五休問題についてははたらかしなんでしょうか。この辺どうですか。

○柳(定)政府委員 地方公務員につきましても、基本的には四週六休と申しますか週休二日制の方

向へ持つていくことが望ましいと考えておりまして、いろいろな機会を通じてそういうことは申し上げておるところでござい

ます。ただ、先生御承知のとおり、地方公共団体の場合には国に比べまして窓口業務が多いとか、いわゆる困難職場が多いとか、いろいろ問題がござい

ます。あるいは市町村の一部のところに参りますと、各地域内でのバランスの問題その他がございまして、なかなか進捗していないという実情でござい

ます。

○左近委員 僕は、そんな考え方では地方公共団体の四週五休、四週六休の進展はなかなか図れないと思うのです。だから、自治省としても頭の切りかえが必要ではないか。今GNPは世界で第二位だと言われている、主な先進国ではほとんど完全週休二日制が実施されておる、こういう状況の中で、今部長から説明のあったような形は非常に残念なことだと僕は思うのです。だから、自治省として当面四週五休の完全実施、あるいは人事院はもう四週六休から閉庁問題、週休二日制の具体的な展望まで明らかにした勧告をしておるわけですね。こういう状況の中で、自治省としてももっとアクションを起こした強力な指導をすべきではないか、僕はこのように思いますが、どうですか。

○柳(定)政府委員 先ほど申し上げましたとおり、地方公共団体におきましても、四週六休と申しますか、勤務時間を短くしていくことを検討しなければいけないと考えておるわけでござい

ます。ただ、先ほど来申し上げておりますように、職場の状況とか地域内の問題とかいろいろ問題がござい

ます。そういうものを一つずつ解決するためには研究しなければいけない問題がたくさんござい

ますので、私どもとしても研究会などを設けてそういうことができれば解決できるように努めていきたいと考えております。

○左近委員 僕は、それではちよつと手ぬるいと思うのです。だから、今回人事院勧告が四週六休制度化の方針を出したのだから、自治省としても何らかの強力な指導通達を各地方に對して出してもらいたい。この点どうですか。

○柳(定)政府委員 昨年、国におきまして四週六休の試行の勧告がございましたときにも通達を出

しておりますし、それから四週五休制の場合にも、これは大分前でございますけれども、やはりそういう通達を出すなどして、できるだけ四週五休、四週六休に入れるようにお願いをしておるところでござい

ます。

○左近委員 そんなことは知っているよ。しかし、そんな形どおりのことでは――二・二％台あるいは五・〇％切れるような状況なんですよ。これを何とか打開するような強力な行政指導をしてくれと言っているわけ

です。去年もおとしも出して

いると言つた。出したけれども実際はこんな状況で

しよう。だから、もつと質を変えた強力なものを

ことしの場合に出してくださいますと言っているの

です。あなたみたいな機械的な答弁でどうするの

か。

○柳(定)政府委員 二・二％台と非常に低い率は

ござい

ますが、ただこれは四週五休に入つたとき

よりは少し進んでおる、そういうことである程度

理解は進んでおるのではないかと

思います。

先ほど来申し上げておりますように、窓口業務が

多いというふうなこともござい

ますので、そこを

どういふふうにして解決していくのか、そういう

具体的な提言あるいは模範例というものを知らせ

ていくことも一つの考え方ではないかと思つてお

ります。そういうふうなことも通じて、ぜひ四週

六休制が定着するように持つていきたいと考えて

おります。

○左近委員 きょうはこれが本題ではないのでもつ

といういろいろやりたいけれども、最後にもう一点だ

け。

人事院は近い時期に官庁の土曜閉庁方式、こう

いうものを提起しているわけですね。国において

も、それを受けてかなり前向きに検討していこう

という時期に来ております。これは今いろいろと

お話がございまして、土曜閉庁方式についての

状況があるけれども、土曜閉庁方式についてのど

のような見解を自治省としてはお持ちなのか、お伺

いをしておきたいと思

います。

○渡辺(省)政府委員 地方公共団体における土曜

閉庁については、住民の十分な理解を得ながらその可否を検討する必要がある。それで、地方公共団体には窓口業務等の住民サービスへ直結する業務や交代制の職種等が非常に多い関係もあって、国家公務員の場合以上に検討すべき課題も多いものと思うわけでございます。

そこで、この問題は国の行政機関における取り扱いと均衡を保つていなければならない性格のものであり、現在総務庁において検討されているので、国の動向を勘案しつつ地方公共団体についても対応していかなければならない、こういうことを特に検討してまいりたい、こう考えております。

○左近委員 公務員、特に地方での週休二日制の問題は、やはりもっと今日の時代を考えて自治省としても思い切った対応をしていただかなければならぬ、このように私は思いますので、そのことを強く要望しておきたいと思っております。

そこで本題に入りますが、私は今回の法改正の問題について、特に地方税問題と大都市税制問題、この二つの観点から質問をさせていただきたいと思っております。

私どもは、やはり減税がまず先行だ、第一義だ、またマル優の廃止等については減税問題と切り離して対応すべきだ、こういう強い主張を今日もまだ持っておるわけです。特に減税問題について、当然地方も含めて六十二年度から実施がされるというようないきなり期待も持っておったのです。これは所得税の場合は六十二年度から実施がされますが、住民税は六十三年度から一年ずれ込むわけですが、住民税の減税について六十二年度、当年度どうしても実施することが不可能なのかどうか、いい知恵がないのか、この辺どうですか。

○津田政府委員 所得税と並びまして個人住民税の負担軽減というものにつきましては、先生御指摘のとおり国民の要望というの是非常に強い、このように私も感じておるわけでございます。そこで、何とか六十二年度事務処理がこなせるかどうかということにつきまして地方団体あるいは

直接に税の特別徴収をしていただきます給与支払者等の方々の御意見というのものも聞いてまいったわけでございますが、結果的には、絶対できないということではないですが、事実上不可能ではないか、このような判断をいたさざるを得ない、このように考えております。

と申しますのは、先生御承知のとおり個人住民税の納税義務者が約四千万人を超えております。横浜市あるいは大阪市等をとりますと一団体でも百万人以上の納税義務者を抱えておられます、これらの賦課事務を全面的にやり直さなければならぬ、そして給与支払者も全部給与の支払いからの特別徴収額を切りかえなければならぬ、こういう問題を抱えておるわけでございまして、期間的に申しまして、市町村からヒアリングいたしますと約三カ月程度かかる、それから給与支払者の方もいわゆる給与計算機等のデータの入れかえというようなことでやはり一月は見てもらわなければ困る、こういうような状況でございます。

そういうことを考えますと、現時点から三カ月プラス一月ということになりますと、十二月というしてもなかなかざるを得ない。この十二月というのは、また所得税におきます年末調整事務ということとで給与支払者、民間側というのは非常に事務がふくそうしておる時期でございます。そういうような関係で難しい。そして、特に本年度の場合には固定資産税の評価がえの事務を抱えておるといふことで、例年以上に実は難しい問題を抱えております。また時期がおくれればおくれるほどいわゆる還付というケースがふえてくる。この還付の方には、住所が移転すればまた追いかけてその住所へ連絡する、本人から還付の請求をもらう、そしてするといふようなことで事実上難しいといふことを御了解いただきたいと思います。

○左近委員 悪いけれども、答弁を短うしてください。今いろいろ事情の説明があったわけですが、わからぬことではない。これはやはり制度が問題なので、所得税は現年度、住民税は前年度方式、これは同じ税金ですから、なぜ同じ現年度に処理ができないのか、いろいろ事情があるかと思えますけれども、その辺はどうですか。簡単にやってください。

ので、所得税は現年度、住民税は前年度方式、これは同じ税金ですから、なぜ同じ現年度に処理ができないのか、いろいろ事情があるかと思えますけれども、その辺はどうですか。簡単にやってください。

○津田政府委員 住民税の性格としまして、課税団体である住所と市町村というものを特定しなければならぬ。そうすると、現在一月一日でやつておるわけですが、そういうような期日を決めてその団体に納めてもらう。その場合に、現年度方式でございますとそれぞれの給与支払者等におきましては所得税と同様な事務がかかる。要するに毎年、毎月の給与の支払い額に応じた税金の徴収あるいは年末調整というようなことでございまして、これは現在の所得税で特別徴収義務者、給与支払者に御苦労かけておりますものの倍になるわけでございしますが、現在の前年度課税方式の方が給与支払者等にとりましては非常に事務の簡素化、簡明になっておる、このように考えておる次第でございます。

○左近委員 これ以上あれしませんが、かなり時代が変わっているわけですね。いろいろ事務作業の様式についてもかなり変わってきておる。だから、今後一週こういうことについて、もう従来からやつておるからこうだということではなしに、僕は研究をしてみる内容を含んでおるのじゃないか、このように思いますので、これは問題提起だけしておきます。

そこで、今度の地方税の改正の問題ですが、所得税と地方税を比較した場合、所得税は何といつても累進性が高いといふことですね。地方税はできるだけそれを抑えた全体的な発想、これが一つの大きな特徴点ではないかと思うのです。所得税の場合は一〇・五から七〇・〇これは今度一〇・五から六〇になるわけですが、地方税の住民税の余り累進性が高くない状況の中で刻みの圧縮といふのはする必要があるのかどうか、この辺はいかがですか。

○津田政府委員 御指摘のとおり、所得税と違い

まして、住民税におきましては最低税率と最高税率の幅が非常にフラットであるということでございます。ただ、現行制度はやはりその中におきまして十四段階の税率の刻みをつくっております。政府税調の答申にもあるとおり、所得が少し増加すると高い方の税率の適用に結びつきまして負担増感をもたらす、このようなことは避けるべきではないかというような観点から、十四から七段階へ削減しておるような状況でございます。

○左近委員 今の答弁された発想で、地方税全体そういう発想でおられるのですか。これは道府県民税、今まで二と四でございしたね。これを一本化するのであつたらまたあれですが、三というのをふやしているのじゃないですか。これは今あなたが答弁された考え方と逆行しているのじゃないですか。

○津田政府委員 御指摘のとおり、道府県民税は現在二段階の税率区分を三段階にいたしておるわけでございまして。その理由は、道府県、市町村間の税源配分に配慮いたしまして、道府県民税の減税規模を適当なものにするために必要となつたものでございまして。道府県民税と市町村民税を合わせますと税率の刻みを半分にした、結果的には全体としては簡素化ということを考えておるわけでございまして。

○左近委員 だから御都合主義ですね。やはり一貫性がない。特に最低税率の問題で、四・五から五％に引き上げられておる。僕はこれはけしからぬことだと思ふのです。恐らくあなたの方では、基礎控除等いろいろな引き上げをしたから現実上は減税になるのだという答弁をされるかも知れませんが、所得税の場合は最低一〇・五％を据え置いているわけですね。一方、高い方では一八％を見ているわけですね。やはり税率構造、区分だけを見てみれば、これは低い層に強くなつておる、金持ち優遇だ、そういう問題提起がなされておる。なぜこれを四・五のままにできなかったのか、なぜこれを五にしたのか、〇・五アップしたのか、これはどうなんですか。

○津田政府委員 最低税率四・五を五にいたしましたことは、先生もおっしゃられたように、基礎控除、配偶者控除、扶養控除の各二万円の引き上げというような課税最低限の引き上げといわば抱き合わせというような格好にしましても、低額所得者につきまして、低額所得者のみならずすべての所得者において減税をいたそう、こういうような考え方でございまして、先ほどの税率の刻みという点で申しますと、現行の課税所得金額二十万円まで四・五、四十五万円まで五であるいは七十万円まで六、このような刻みを簡素化したしまして、六十万円まで一律五という簡素化を図っておるわけでございます。

○左近委員 僕はそんなことを言うてない。四・五が五になっているというのは、税率表では下の階層の者は○・五上がるのではありません。

○津田政府委員 確かに税率の点では上がりますが、それを補ってなお余りある課税最低限の引き上げを図っておるわけでございます。

○左近委員 やはり税率構造、税率区分の問題と基礎控除等の問題を一緒にどうも勘定で物を判断するのは僕はおかしいと思うのです。やはり基本は税率構造、税率区分表です。格好悪いでしょう。あなたのところは減税していると言っている、表を見たら四・五から五になっているのです。所得税でも一〇・五で据え置いているのです。もう何ぼやってもあなたの答弁は大体わかっておるから言わぬけれども、実際もうちょっと考え方を配慮しなければいかぬ。やはり税金を納めている住民がどういう受けとめ方をするかということをお考えながら政治をやつてもらわぬとあかんよ。あなた方は政治家でないと云えばそれまでかもしらぬけれども、これは中曾根内閣の姿勢の問題ですよ。あなた方もそれに応じて仕事をしているのでしよう。表を見たら、ああ四・五だったのが五%に上がった。やはり格好悪いでしょう、いろいろ裏で基礎控除等の引き上げの努力をされておつても、世の中というのはそういうものなんです。だから私はこれは強く要望しておきたいと

思います。

そこで、国に納める税金であらうとも地方に納める税金であらうとも、ある程度発想の統一というか、課税最低限ぐらいいはできるだけ同一にしたい。今回、住民税の課税最低限度が標準世帯で百九十一万二千円から二百二十六万一千円になってくる。所得税の場合は、現行の二百三十五万七千円から、六十二年度二百六十一万五千円、六十三年度は二百六十一万九千円になる。住民税と所得税の課税最低限度に非常に大きな差があるわけですね。本来は同一にしたいわけですが、やはり格差を埋める努力をもっと大胆にしてみたい。例えば六十一年の生活扶助基準額は二百三十一万円で、住民税においてもその辺ぐらいいまで最低の額を引き上げるべきではないか、このように思っておりますが、この点の基本的な考え方ですね。所得税と比較して住民税の方がずっと厳しいわけですね。ここらでどう考えておられるのか、御答弁願います。

○津田政府委員 生活保護基準の問題、そして住民税と所得税の課税最低限の関係でございますが、生活保護基準は社会保障制度上のものであるのに対して課税最低限は税制上のものであるということ、制度の趣旨あるいは仕組みというものが異なっておるわけでございます。したがって、課税最低限が当然に生活保護基準を上回らなければならぬというふうには考えておらないわけでございます。しかし、もちろん無視するということではなくて、国民生活水準に対して課税最低限がどのようにあるべきかという観点の配慮、検討は常にやつてまいらなければならぬ、かように考えております。

それで住民税と所得税の課税最低限の問題でございますが、住民税は所得税と違ひまして、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担するというような性格を持っておるわけでございます。余り課税最低限を引き上げますと、正直申しますと農山漁村等では住民税の納税義務者数が非常に落ちる。これが地方自治の精神に照らしま

しているのかどうか、実はこういう問題がございまして、政府税調におきましても、所得税と住民税というものの性格をわきまえて課税最低限を一致させる必要はない、このように言われておるわけでございます。

今回の税制改正の場合におきましては、所得税の方は課税最低限を上げなかつたわけでございしますが、私もいたしましては、国民生活水準あるいは納税義務者の割合、そして先ほど先生御指摘の税率構造というような問題もございまして、住民税は課税最低限を引き上げたわけでございまして、そういうような点におきまして、今後ともこの見直しにつきましては国民生活水準の動向等をよく考えまして検討していかねばならない。しかし、住民税としての性格についても御理解願いたいと思ひます。

○左近委員 今回の地方税の改正問題、これは所得税の問題も同様でございしましたが、配偶者特別控除制度を創設したということは一歩前進であると思うのです。しかし、考えてみますと、給与所得者も含めて今多くの国民は世帯主収入だけで生活をしている状況ではないわけですね。奥さん方は非常にパートに出られておられる。今パートの収入限度が九十万円、九十万円を超えまると配偶者控除を適用しない、このことが非常に大きな不満として出ておるわけですね。したがって、やはり九十万円問題をもう少し引き上げていくということとが、今国民あるいは多くの奥さん方から非常に強い要望として出ておるわけでして、この点について全く配慮がされておらない、ここに私は非常に大きな疑問なり不満を持っておるわけです。配偶者特別控除の漸減方式というものがとられておりますが、そんなものをとられたって若干の手当がつくだけでありまして、九十万円の限度は変わらないわけですね、その辺について全く配慮されておらないのはどういふことなのか、お聞きをしたいと思ひます。

○渡辺(功)政府委員 ただいま委員が御指摘の配偶者控除の適用につきまして多くの御意見がある

ことは私も承知しております。この問題については税制調査会でもいろいろの御議論がございまして、配偶者控除の適用要件というものをどういふふうにかえるかということもございしますが、ただいま御指摘の九十万円で急に負担がどうなるという問題は、例えば百万円にいたしましてやはいり起るではないかということになったわけでございまして。そこで、やはり所得が全くない人、三十万円の人、六十万円の人、九十万円の人、こう考えていきますと、どこかで負担というものがなだらかに変わっていくという仕組みがいいのではないかと、ということで、委員御指摘のような制度がとられたわけでございます。

なお、形式的なことではございますが、配偶者控除だけではありませんが、そういう控除の適用要件というものは、住民税の場合は所得税と同一の取り扱いをいたしております。これによりまして、地方公共団体も納税者側も、新たな申告をするとか課税資料を収集するとかということなしに税務執行ができておるわけでございまして、住民税単独で範囲を拡大することは、税制上からも非常に複雑になるといふことも含めまして困難であるといふふうにかえております。

○左近委員 僕は何も綱張りの答弁をしておらうとは思わなかつたので、これは当然所得税の場合も同様なことであります。皆さんの奥さん方はパートになんか行つてないでしよう。審議官、あなたのところはどうかですか。こんな切実なことないでしよう。だから、やはりもっと下を見て政治をやつてもらわなければいかぬ。ほとんどの奥さん方が行つておるよ、このごろ。これは配偶者控除が受けられないというだけの問題ではなしに、健康保険なんかの扶養認定も外れるわけですね。これも非常に大きいのです。組合健保なんか大体この基準によつて、これ以上収入があれば健康保険から外しておるわけですね。いろいろ遠いがあるけれども、僕が見ておつたら組合健保なんか大体これを基準にしている。やはりここらも大きな問題として出ておるので、僕はこの問題に対

して今後一週もつと前向きに検討してほしいな
このように思いますので、強く要望しておきたい
と思います。

そこで、今回所得税は一兆三千億円、これに二
千億円積んで一兆五千億円、こういう減税の上積
みがされるわけですが、所得税の場合はそれに
よって当然税率構造が修正になるわけです。しか
らば住民税の場合、今いろいろ局長の方からお話
がございましたが、税率構造面で再調整が必要な
いのかどうか。僕は厳格に言えば、これは所得税
との兼ね合いの問題をいろいろ言われているわけ
ですから、特に中堅所得層の再調整が必要になっ
てくるんじゃないか、こんな感じがするわけであ
る、その点はいかがですか。

○津田政府委員 所得税がさらに二千億上積み、
こういうような幹事長・書記長会談の結果になっ
ておるわけでございます。これに際しましては住民
税をどうするかという問題は確かにございませ
う。ただこの場合、住民税におきましては、減税の総
額自体がいわゆる恒久財源でございまして、利子課税
の見直しというように、大体総額が六千五、
六百億というものは動かさないということ、先
生からも先般来いろいろ御意見がございませうけ
れども、既に住民税につきましては十四段階を七段
階の税率区分にしまして全体がフラットな税率構
造ということも考えますと、所得税におきまして二
千億円の手直しというのに対応いたします住民
税の税率構造の調整ということは必要はないもの
と考へておる次第でございませう。

○左近委員 一兆三千億に対する住民税の減税、
そういうものをバラレルに見れば問題が当然出て
くるわけですね。ましてこれは一兆五千億では
済みませんよ。まだ二千億積まれるのか、我々は
六十二年に二兆円と言っているのですから。そ
うすればやはり税制構造上、政府原案として出さ
れた発想と、所得税と住民税の関係はかなり狂っ
てくるだろうと思うのです。だからその辺、もう
時間もございませんで、意見として出しておき
たいと思います。

そこで、マル優の問題について触れたいわけ
ですが、今度個人住民税が六十三年五十七億二
億、六十四年度六千六百億、これが減税される。
これらの財源は、今も答弁がございましたように
利子割、マル優の廃止で恒久的な財源を求めてい
くんだ、こういうことですが、マル優の廃止問題、
これは原案では六十三年一月一日になつておりま
すが、修正で六十三年四月一日、こういうよう
にだんだんずれ込んでおるわけでございます。

したがって、六十三年度、六十四年度でマル優の
廃止によつて地方税としてどれだけの財源が確保
できるのですか、どうですか。

○津田政府委員 御指摘のとおり、マル優の見直
しを恒久財源としておるわけでございますが、一
番極端なものは定額貯金十年物というものがあ
るために、平年度化は五年以上先の話になるわけ
でございます。さしあたって来年度の減税、減税規
模の方は五千億、このように御提案申し上げてお
るわけでございますが、現段階におきまして利子
課税の見直しに伴います増収というものは、実は
私も政府案で提出いたしました一月一日実施で
ございまして約三千五百億程度です。それから一
千五百億不足する。何らかの財源確保をしなけれ
ばならない。これが先般の書記長・幹事長会談の
結果四月一日になりますと二千五百億に落ちて
まいりまして、さらに千億不足する、こういう
事態でございませう。

この差額につきましては、今後の税収の動向、
その基礎となります経済動向を考へて、歳入歳出
を通じます地方財政運営全体の中で対処しなけれ
ばならない。そして、六十三年度あるいはそれ以
降の地方財政対策を講ずるに際しましては、この
点を十分に念頭に置いて、地方団体の財政運営に
支障が生じないように適切に対処してまいりた
い、かように考へております。

○左近委員 だから私も、減税問題とマル優
の廃止は切り離すべきだ。今お話があったように、
所得税の方も当然でございませうが、住民税の六十
三年度、六十四年度減税についても財源問題はマ

ル優の廃止によつて半分にも満たないわけであ
る。そういうような状況のもとで、何でマル優の
廃止だけを引っ張り出して同時にしなければなら
ないのか、これは私も一番不満に思つてい
るところなんです。財源問題はかねてからいろいろ
国会の中でも本会議等でも問題になつております
が、例えば六十一年度決算剰余金二兆三千三百七
十億、地方税では御案内のとおり五千七百五十
五億出ておるわけですね。恐らく六十二年度の
決算剰余金というの、六十二年の今の経済状
況は大変円高でいろいろ不況とかいふのがありま
すけれども、いろいろマネーゲームが大々的にや
られておるといふような状況のもとで、六十一年
度よりもさらに大幅に大きな決算剰余金が出るん
じやないかというふうな見通しがされておるわけ
ですね。したがって、それでマル優を廃止しなく
ても住民税の減税は十分可能ではないかという判
断を私はしているわけですね。特に六十二年の
決算剰余金の見通し、これはどれくらいを思つてお
られますか。

○矢野政府委員 御指摘のように、昭和六十一年
度の国税の決算、下期において大変好調でござい
まして、六十二年の国税、特に交付税の基礎に
なります国税三税の収入状況もこれまでのところ
は比較的順調である、こう聞いておりますが、し
かし何分にもまだ年度途中のことでございます
し、また、所得税減税による影響というふうな
ものもございませうので、最終的に昭和六十二年分
の地方交付税の見込み額がどういう程度になるか
というところは、現在のところ見通しがつきにくい
状況にあるわけでございます。

恒久減税でございませうので、これに必要な財源
というのはやはり恒久的な財源によつて確保され
るというのが筋道であらうかと思ひます。こう
いった景気状況によつて一時的に生ずる、いわ
ば不確定な要素によりまして減税のように将来に
わたつて影響を及ぼすというふうな措置をとるこ
とはできないのではないかと、このように考へてお
るところでございませう。

○左近委員 岡島委員長代理退席、委員長着席
○左近委員 だから政府は、税制改革は今回は第
一弾ロケットでしよう。第二弾ロケットを用意し
ておるのでしよう。いろいろ国会が混乱するから
第二弾ロケットを繰へ入れておるわけ、こんな
ものは明らかでしよう。我々は税制改革について
は、今税制協議会等で論議されておりますように、
やはり何らかの改革をしなければならぬですよ。
それは与野党大体一致しているわけですよ。い
ろいろな不公平な税制もたくさんありますよ。
我々は、十項目何とかは正してもらいたいとい
うことを言つておるのですよ。今御答弁があったの
は、これでもう税制改革は最後だ。最後ですが、そ
うじやないでしよう。やはり近い時期にさらにい
ろいろけんけんがくがくやらなければならぬです
よ。そういう段階でマル優を組上にせたいとい
うのですよ。当面は、こゝろ二年決算剰余金で処理
ができるのじやないかと私は思つておる。そこ
らのことを私は指摘しておるわけですよ。

そこで、今財政局長の方から、地方に対しては
絶対迷惑をかけない、マル優の税収と減税との差
についての財源はしっかりと一〇〇%保証す
る、こういうことを言えますか。

○矢野政府委員 先ほど税務局長からお答え申し
上げましたように、最終的な住民税の減税額は、
財源確保策としての利子課税の見直しによる増収
の幅をもつて行いたいということでございます
が、中間段階に、途中におきまして先行減税とい
う形になるわけでございます。この点はそれぞれ
の年度、六十三年度、六十四年度における地方財
政計画の策定を通じ、地方財政対策上地方団体の
財源に穴のあかないようにしてまいりたい、そう
いう所存でございませう。

○左近委員 あなたのところはうそが多いから、
うそのない政治をしてくださいよ。
今回、減税が二千億、またこれは三千億、四
千億になるか、上積みされる情勢が明らかであ
ります。そうすると、地方財政収入が減るわけ
でありまして、現在の状況では二千億ですが、ど

れぐらい減るのか、それに対する補てんはどういう形になるのか、いかがですか。

○矢野政府委員 所得税の減税が上積みされるということになりますと、その三二%に当たる額が交付税でございまして、その分が目減りするとは御指摘のとおりでございます。ただ、昭和六十二年の地方交付税の総額につきましては、既に御提案申し上げております地方交付税法におきましては、当交付税の基礎になっております所得税等の額は当初に計上した額にいわば固定するという形にいたしておるわけでございます。そういう意味では、昭和六十二年の交付税の総額については直接影響は生じてこない、すなわち交付税の総額は確保される、このようになるわけでございます。

○左近委員 マル優問題について、大蔵省から来ていただいておりますが、現在の実態がどうなっておるか。少額貯蓄非課税制度、郵便貯金の非課税、少額公債非課税制度、財形年金の貯蓄非課税制度、この四つがあるわけですが、今おののの預貯金額についてどれくらいになっておるか、お聞きします。

○杉崎説明員 お尋ねの非課税貯蓄の残高を申し上げますと、昭和六十一年三月末、ただし証券会社の取り扱い分は六月末現在でございますが、まず少額貯蓄非課税制度は残高が百六十三兆一千三百五十一億円、郵便貯金は百二十九兆九百七十九億円、少額公債非課税制度は十兆六千九百八十五億円、それから財形貯蓄につきましては、郵便貯金を除いて申し上げまして九兆七千六百五十億円となっております。

○左近委員 合計は幾らですか。合計は出してないのかね。

マル優の廃止の対象除外者、これは老人等に対する少額貯蓄非課税制度ということで、六十五歳以上を基本にしていろいろ二三項目程度考えられておるらしいですが、これらの対象者は何人か、また今御答弁があった貯蓄額の中でどれぐらいの額になるのか、これは推定になるだろうと思いま

すが、御答弁願います。

○杉崎説明員 今回の税制改正法案によります老人等の利子非課税制度の対象となる人数でございしますが、延べで一千五百万人から二千万人近くになるものと見込まれております。その内訳としては、年齢六十五歳以上の老人、これが約一千二百八十万人ほどいらっしゃるということでござい

それから、対象となります貯蓄残高の推計でございしますが、これは、六十一年三月末時点で見込んでおります。六十四兆円程度というふうに見込んでおります。

○左近委員 今日のマル優制度、限度管理がルーズになっておる面等々改革をしなければならぬ問題も当然含んでおりますが、このマル優は、将来老後になったらどうしようか、あるいは子供の教育の問題、病気になるかどうか、あるいはいろいろなことを考えて、汗を流しながらこつこつ貯蓄をされている方が非常に多いわけなんです。ですから、そういうものを基本に残しながら限度管理問題について適正な方法を考えるというところが、今日の状況の中で一番いいんじゃないかと思うのです。何で殊さらマル優だけピックアップしなければならぬのかというところは、先ほどもよく言いましたが、強い不満を持っているわけ

今現在この利子問題については、総合課税、分離課税、これは本人選択になってはいるわけですね。もちろんこの地方行政委員会としては、分離課税分については住民税をもらっていないわけですね。だからこれは不満があります。不満がありますけれども、そういうものは今後いろいろ検討するとして、現行の原則で本人選択、こういうものを基本にしてマル優を残しておても何も支障がないではないか、私はそういうふうに思うのです。が、何でこの時期にこのマル優制度だけをピックアップしなければいかぬのか、これを教えてください。

○杉崎説明員 今回マル優につきまして御案内の

ような改正を考えましたのは、現行の非課税の貯蓄制度というものがいろいろ問題を抱えているからでございます。

すなわち、個人貯蓄の七割以上が非課税の適用を受けております結果、巨額の利子所得が課税対象から外れておりまして、給与所得でございしますとか事業所得、法人所得等との間で税負担の不公平がもたらされている。それから、この制度がいろいろ理由から結果的には高額所得者ほどより多く受益している現状にあるということ。それから、現に不正利用がかなり見受けられます。また、こうした制度は、戦中や戦後の経済復興期と異なりまして、今日のように世界一の資本輸出国となった我が国におきまして、貯蓄の奨励といった目的で一律的に政策的配慮を行う必要は薄れてきているのではないかと。それに、こうしたことに基づきまして外国からの批判も高まっているというよう

○左近委員 日本は世界一の債権国だ、黒字をたくさん持つておる。見てくれは確かにこれは経済大國かもしれないが、前川リポートでも出ておりますように、住宅の条件は非常に悪い。ウサギ小屋だと言われているわけですね。皆さんの方はそうではないけれども、多くの庶民はウサギ小屋ですよ。消費者物価も、今これだけ円が高くなっているのに大体横並びだ。本来であれば、輸入品については半額近く下がるなければならぬ。差益も十八兆円から出ているのに、還元は五〇%そこそこしかされておらない。労働時間も二千時間を大幅に上回っている。主な先進国の経済データを見ても、実際の国民生活の面では日本の国民は何も経済大國並みの豊かさを持っておらないということにはつきりしているんですよ。だから国民は貯蓄性向に走るわけです。不安なんですよ。社会保障は将来どうなるのであろう、年金はどうなるのであろう、やはり自己の努力をしなければならぬのではないかと。お互い汗を流して貯蓄をしているわけです。

今のお話では金持ちの方が余計厳しくやるんだと言いますが、今まで利子に三五%の課税がされておった。ところが今度一律に二〇%になるといえば、今まで自分たちの貯蓄は利子に対しては税金が一銭もかかっておらなかった、これが二〇%かかる。金持ちは今まで三五%かかっておった、これが二〇%にダウンするんだ。この形だけを見れば、今回のやり方というのは何で金持ちにメスを入れることになるんですか。貧乏人にメスを入れている改正でしょう。だから、どこを基準にあなた方が発想をしてくかということが私は非常に大事な問題だと思うのです。今の三五%が二〇%になる問題について、あなたどう答弁されますか。

○杉崎説明員 先ほど申し上げましたとおり、今の非課税貯蓄制度というのがかなり大きな枠になっておりますものから、それを枠いっぱい利用できるよう方というのはどうしても高額所得者になるということから、この制度が結果的に高額所得者に有利になっているという現状にござ

確かに三五%の部分が二〇%になるということもあるとは思いますが、実態をよく見ますと、むしろこうした枠を超えていらつしやる方というの、例えば割引債を買ったとかそれ以外の金融類似商品をいろいろ購入されとかいうようなことで、実態としては三五%で課税されているものが二〇%に軽減される部分というのは小さいわけでございます。そして、現在三五%の課税を受けている者がどういった人たちかということを見ますと、比較的それほど年収の高くない方がかなりのウェイトで適用を受けていらつしやるということもございします。そのようなことから、今回の改正に踏み切っているわけでございします。

○左近委員 マル優問題は、他の委員会でも大きな問題として審議がされると思っております。また同僚議員からも今後いろいろ問題提起があるだろうと思っておりますので、それぐらいいしておきたいと思

大臣いつ来るの、委員長。約束の時間、かなりお
くれておるな。
○石橋委員長 大臣がまだ参つておりませんので、
しばらく休憩をいたします。

午前十一時十一分休憩

午前十一時十六分開議
○石橋委員長 再開いたします。

左近君。

○左近委員 大臣、大臣をお待ちしておたのは、
この機会に大都市税制の問題について、少し大臣
の御所見をお伺いしたい、このように思ったから
であります。

大臣も御案内のとおり、今日の大都市の財政は、
都市施設の整備の問題あるいは福祉あるいは公債
費などの非常な増加、そういう反面、税収入の伸
びは相対的に非常に低いわけです。財政硬直化が
極度に年々進んでおる、こういう状況です。

この財政力指数を見ても、一以上のところは政
令指定都市で川崎市のみである。他はすべて一を
切つておるといふ状況です。財政硬直化も、私の
出身の大阪市なんかは九七・二％、非常に悪いで
す。神戸市は九一％、こういうような状況です。公
債負担比率も、今地方公共全体では一三・八％
ですが、福岡は一五・四％、大阪は一八・八％で
す。今大都市というのはいまだに日本の経済の面
でも中核的な機能を果たしておるのに、川崎市を
除きすべてが交付団体である。

このような現状に対して、大臣はどうお考えな
のか、所見を承りたいと思ひます。

○葉梨國務大臣 御質問の大都市の税源の充実で
ございますが、従来から自治省といしましては
努力を重ねてきたところでございまして、行政事
務の配分に即応いたしまして軽油引取税及び石油
ガス譲与税の一部を大都市に配分いたしました、
また自動車取得税及び地方道路譲与税を都道府県
と同様の基準で大都市に配分することとしている
ところでございます。

さらに、大都市の行政需要の増大も念頭に置き
まして、事業所税の創設を昭和五十年に行いまし
た。また、税率の引き上げを五十五年、六十年に
行い、法人住民税均等割につきましては五十二年、
五十二年、五十二年、五十八年、五十九年と行い、
また法人税割の税率の引き上げも、四十九年、五
十六年と実施をしております。都市計画税の制限
税率の引き上げを五十二年に行い、地方道路譲与
税の市町村に付します譲与割合の引き上げを昭和
五十四年に行つております。都市におきます行政
需要の増大等の状況に対処して今日に至つてい
る次第でございます。

今後とも地方制度調査会とか税制調査会等の審
議を煩わしながら、その税源の充実を図る観点か
ら税制各般について検討してまいりたいと思ひま
すので、よろしく御理解をお願い申し上げます。
○左近委員 今大臣から今日までの取り組みの状
況についてはいろいろお話がございましたが、特
に五十年の事業所税の新設等かなり前向きでやつ
ていたにいたっていることはよくわかりますが、な
おかつ私が先ほど申し上げたのは現在の状況なん
です。それだけいろいろやっていただいても、今日
こういう状況であるということなんです。

この原因として、指定都市というのは法制上多
くの事務配分を受けておるわけですね。そのこと
による税制上の措置の不足額は六十一年度で千三
百七十二億円にもなる、こういうふうになつて
いるわけですね。政令指定都市だから府県の仕事
の仕事を、数でいへば四百近くではないでし
ょうか、法令は十六、七かも知れませんが、それ
だけの仕事を政令指定都市に負託させておいて、後
は財政的に面倒を見ないというの、私は片手落
ちではないかと思うのです。実際に六十一年度、
そのことによって一千億を超える財政負担を政令
指定都市はしているわけですね。このことに対し
てどうお考えでしょうか。

○矢野政府委員 御指摘のように、政令指定都市
におきましては、他の市町村に比べて、例えば道
路に関する事務であると民生、福祉関係その他

特別の権限を付与されておることによりまして財
政需要がその分だけ多いことはそのとおり
でございます。税源の面では、先ほど大臣からも
お答え申し上げましたように、地方道路譲与税あ
るいは軽油引取税交付金、あるいは大都市だけで
はありませんが主として大都市の有力な財源に
なつております事業所税、こういったものが付与
されておるわけでございますが、全体を通じて見
ますと、交付税の基準財政需要額の算定において
そういった事務に必要な財政需要は大都市におい
てそれぞれ措置してまいつておるところでござい
ます。特に大都市におきましては、その実態から
いって昼間流入人口等が多い、こういった点も考
えて交付税の需要の算定を行うといったことによ
りまして、大都市への財源の充実措置を従来から
講じてきておるところでございます。

いろいろ新しい財政需要がまた出てまいり
てございまして、そういった点については今後十
分に実態をも踏まえてよく検討し、そういった実
態に即応するように努力してまいりたいと考えて
おります。

○左近委員 僕は、早急に何らかの手だてをして
もらいたい。例えば、今大臣からも局長からもお
話がありました五十年に創設された事業所税、こ
の事業所税は人口三十万以上の市町村、人口三十
万以上というのは六十四都市、九八％、これはこ
こに適用がされておるわけですが、この事業所税
を基準財政収入額から除外する。これは基準財政
収入額に事業所税が入つておるわけですね。こ
れは特定なところに対する目的税的なものだから
基準財政収入額に入れる必要がないのじゃない
か。これを除外する。こういうことは今自治省の
管轄の中でできるのじゃないですか。いかがです
か。

○矢野政府委員 御指摘のように、事業所税は基
準財政収入額の算定の対象になつておるわけでござ
います。一般に基準財政収入額は法定普通税が
対象になるわけでございますが、ただ目的財源の

中でも非常に包括性を持ったものにつきまして
は、例えば地方道路譲与税もそうでございますし
軽油引取税あるいはその交付金、こういったもの
もやはり対象にしておるわけでございます。これ
は、そういった税が一定以上の団体については必
ず課税をするということになつておること、また
その金額が非常に大きいということもありまし
て、交付税の調整の仕組みに入れるということに
従来からしてきておるところでございます。

御指摘のように、事業所税を基準財政収入額に
入れないで、それに対する需要というものを別に
考えるという考え方も一つの考え方だと思ひま
すけれども、先ほど申し上げましたような地方財政
全体の観点から見ますと、道路財源などと同じよ
うに調整の仕組みに入れていく方が適當だと思つ
ております。もちろんその際には、単に基準財政
収入額に事業所税を算入するのみではなくて、こ
れらの事業所税課税団体については、同時に、都
市整備のために必要な需要を基準財政需要額の方
に上積みをする、こういう仕組みにしておること
ろでございまして、それによつてこういった事業所
税の目的財源としての性格が生かされるようにし
ておる、そういうような仕組みをとつておること
を御理解賜りたいと思ひます。

○左近委員 理屈としては一緒じゃないかとい
うような御答弁ですね。だけれども、各自自治体の自
主財源であるか地方財政計画の中にしっかりと組み
込まれた財源であるかということは大変違うわけ
でして、その点問題提起をしておきますので、ひ
とつ今後前向きに検討していただきたいと思います。

一つの例を申し上げますが、人口一人当たりの
税収の伸びを昭和三十年を基準に一〇〇として見
ますと、道府県税は四八・九一という指数になるの
です。これは四十八倍、四十九倍、市町村税は三八
七・〇、三十八倍、指定都市の税収の伸びは三二・七
九、三十一倍です。これは五十九年現在の統計で
ございますが、大都市、指定都市はこのような現
状で、事務所もたくさんあるし人もたくさん住ん

でおおるして経済活動も活発であるというようなところが、これだけ税収が落ち込んでいるわけですね。これはどういふことなんでしょうか。大臣どう思われますか。大都市であれば、指定都市であれば、経済活動も活発だからと税収はあるだろうと一般的に思われるのですが、市町村税よりも落ち込んでいるわけですね。これはなぜなんですか、一遍大臣からやってくください。

○葉梨国務大臣 都道府県税は、経済の変動に影響を受けやすい法人事業税等の税目のウェイトが市町村に比べて高うございます。このために昭和三十年代からの日本の経済成長に伴って大きく税収が伸びているのに対して、市町村税には、固定資産税のような安定性には富むが伸長性においては劣る税目が主要な税目となっていることも原因と思われまします。

また、指定都市の税収の伸びが市町村平均を下回っていることにつきましては、地方における経済発展の結果、税源の均てん化が昭和三十年に比べまして進んでいることが挙げられます。また、昭和三十年の指定都市の人口一人当たりの税額の絶対額は四千三百五十三円ですが、これが市町村平均二千五百八十二円を大きく上回っていることが原因として考えられるところでございます。これは大府県と地方の間の格差が縮小してきたことと同じようなことではないかと考えているところでございます。

○左近委員 大臣の言わんとしていることはわかるのですが、どうも情熱がないね。これはおかしいなといううな受けとめ方がちよつと少ないですね。大臣、そうでしょう。去年来から昭和二十五年のシャウブ税制以来の税制の大改革だ、これは中曾根総理を初め皆さん方がずっと言ってきたのだけれど、僕はこれの中で不思議に思うのは、かねてから地方財政、地方公共団体の財政確立、確保、こういう問題が非常に強く各団体から要望されておるにもかかわらず、全くそれらの問題について税制改革の組上につておらない。これはおかしくてしょうがないのですよ。シャウブ勸告と

いうのは、やはり地方税に対する改革は常に地方自治の確立に寄与するものでなければならぬという、そういう発想が税制の大改革に当たっては一番基礎的な――住民が、そこに住んでいるのが市町村ですからね。だから、やはりもっと前向きで検討をしてもらわなければならぬと私は思うのですが、この辺、売上税の問題やマル優や何か突入りの問題ばかり考えて、国と地方の財政という問題についての発想の転換が全くされておらぬのですよ。

自治省、大昔は非常に権限の強い内務省であったかもしらぬけれども、最近の自治省は大蔵省の金魚のふんみたいに、何か決めたことを後でことごとついていくというようなことでは困ると私は思うのですよ。自治大臣というのは大したものですよ、これは。三千何百の地方公共団体のあなただつたら、一肌脱いでやろうかいというような気持ちにあなたはならぬですか、どうですか。

○葉梨国務大臣 私も就任をしまして一年を過ぎましたが、その間、自治省におきまして財政当局、税務当局の考え方を一生懸命勉強してまいりましたけれども、地方の財源、税源を充実させ、地方の主張を中央につけるという意味では、自治省が先頭に立つて頑張っているということを実感してまいりました。そういう意味では、先生の御批判というものは、これは先生の気持ちはよくわかるけれども、頑張っているなというのを私は改めてここで申し上げておきたいと思う次第でございます。

それで、今の御質問の中で、地方税をもう少し充実させないか、もっと拡大させたいいいじやないか、こういう応援のお気持ちの御質問であろうと思ひますが、年度の税制改革について申し上げてみますと、国税、地方税を通じた税制全般にわたります改革をしなければならぬ、そして地方税源を充実させよう、こういうことが大前提でございますけれども、さしあたりまして、そういう

ことを前提として早急に実施しなければならない住民負担の軽減とか合理化を行おう、こういうことが今度提案しております利子割課税の一つの考え方でございます。住民税として利子割が創設されることになりましたことは、自治省といつたしましては、地方税源の充実強化にとって極めて有意義なことであると評価している次第でございます。

今後におきましても、税制改革につきましては、地方税源の充実強化の観点から十分に踏まえまして、これからの積極的に対処していきたいと考えておりますことを申し上げておきたいと思ひます。

○左近委員 私は、今日の地方が大変困つておる状況の一番大きなネックは、もうこれは古い古きれた問題ですけども、国と地方との税源配分に大きな問題があると思うのですよ、率直に言つて。六十年年度決算を見ても、租税の配分では地方税は二十三兆三千六百六十五億円、これは全体の三七・三％です。国税は三十九兆一千五百二十億円、これは六二・七％。総額で六十二兆四千六百六十七億円の中で、国が二、地方が一という税金の取り方をしているわけですね。

ところが、実際に使用されておる税金の実質配分は、地方が四十三兆七百七十五億円、これは六九％が地方で使っているのです。国は十九兆三千八百九十三億円、三一％です。国が一に対し地方が二、実質配分というか税金が使われているわけです。逆転しているわけですね。この逆転をどう是正をしていくかという観点からやはどうしては必要だと思ふのです。もちろんこれは一〇〇％を正をすることは無理です。産炭地の問題とか不況の都市の問題とか過疎地とか、いろいろな問題がありますから、これは交付税制度というものを有効に機能させていかなければならぬということとはよくわかります。しかしこれは余りにも、二対一が二対二に逆転しておる、この状況については、僕は何か何でもメスを入れていかなければならぬのではないかと思ふ。

だから、国と地方の税源配分の割合はどの程度が妥当なのか。今国が六三に対して地方が三七、使っているのが地方が七〇、国が三〇ですからね。これを何とかやはり是正をさせていく必要が僕はあると思うのですが、この辺の発想について大臣としてはどう思われますか。

○津田政府委員 国と地方の税源配分の割合がどの程度が望ましいかというところは、国と地方との事務配分のあり方、それから税源偏在のあり方、そしてそれを補う財政調整制度というものに絡んでまいるわけでございますし、もちろん国民の税負担水準がどのようなものでいいかということも考えていかなければならないということで、一概には申し上げられないかと思ひます。

ただ、全般的な国と地方との税源配分の比率と同時に、特に町村におきまして半分以上の団体が税収の比率というのは二割を切つておる。これはやはり地方自治体ということからして問題があるのではないかと。そういう点から申しますと、やはり地方の税源というものはなお充実していく必要があるのではないかと、私もこのように考えておるわけでございます。

今回の税制改革におきましても、全体的に税収ニュートラルという中でございまして、例えば問題の利子割にいたしましても、約一兆六千億の総体の税収の中で地方が六千五百億程度になるかと思ひます。この比率は四割台の数字かと思ひまして、従来の国と地方との税源配分の比率よりはもうちよつとよくなつておる。これは先ほど先生おっしゃられましたように、源泉分離課税で地方税をかけられなかったという問題もこの際一挙に解決したという点もあるわけでございますが、今回の税制改正の中でも努力しておるわけでございますし、今後におきましても税源充実に努力を重ねてまいらなければならぬ、かように思ひます。

○左近委員 今局長言われたように、町村の中では地方税が入ってくるのは二〇％台、これは全国平均で見ましても六十年年度決算では四〇・六％ですよ。これは地方税なり地方譲与税、地方交付

税を入れた一般財源を見ても五七・八%。私はせめて地方税がやはり五〇%ラインを超えるような形がどうしても必要ではないかと思うのです。やはりそういうことに向けて国と地方との税源配分について一歩ずつ努力をしていくという姿勢が、何か今の自治省にはないんじゃないかと僕は思うのです。あるんですかな。その辺どうですか。

○津田政府委員 今回の税制改革におきまして、いわゆる税収ニュートラルということで、国、地方ともニュートラルという様な枠が一つ今回はあるわけでございます。しかし、そういう中におきまして、今申しました利子割等の点につきましては、むしろ地方に有利な率という様な格好で処理をいたしたいと考えておるわけでございませう。今後、国の財政事情、地方の財政事情というものをにらみ合わせながら、先生御指摘の地方税源の充実あるいは交付税も含めまして地方一般財源の充実ということによりまして、地方の自主性の強化について努力してまいらなければならない、かように思っております。

○左近委員 大臣、今の私のやりとりで、やはり大都市関係の税金についてはもうちょっと何とか面倒を見てやらなかなという様なお気持ちにおなりですかどうですか、一言。

○葉梨国務大臣 一概に申し上げることは不可能であると思ひます。

それから、大都市には大都市としての財政需要がございますが、また市町村、特に辺地の市町村等においては財政力が非常に貧弱であるという問題もございまして、国全体として均衡ある発展を遂げていくためには財源の調整ということも必要でございます。そういう意味におきましては、もちろん大都市も財源が充実することが望ましいけれども、全体のバランスを考えながらやっていかねければならない。こういう意味では、なかなか簡単に答えを申し上げることは不可能ではないかなと思つてございませう。

○左近委員 だから、私が先ほどから申し上げていま

したように五〇%ラインに乗せていただいたらどうか。また、交付税制度を有効に機能させていくことも今大臣言われたように当然必要なのですが、いろいろ資料を申し上げましたように、今大都市が税収の伸びの面でかなり落ち込んでいることも率直な事実です。だから、今後自治省としてこの大都市税制問題について一週具体的に検討する様な機関を持つてもらえないかどうか。そこで一遍洗いざらい検討してもらつて、こんな大きな都市が全部交付団体だというのも異常ですよ。政令指定都市としての事務配分のあり方の問題、これはいろいろ整理統合できないかどうか、合理化が図れないかどうか、いろいろな問題がたふさふあると思うのです。そこらの問題について前向きに検討していただくような場を自治省内に設けていただくということについては、大臣いかがでしょうか。

○葉梨国務大臣 実は、数日前に政令指定都市の市長さん方がお集まりになりました。会議が開かれ、私も第二日目に参加いたしました。いろいろ御意見を伺つたわけでございませう。そのときにも、財政の問題だけじゃなく、大都市制度全体についてまた見直しをしたいという様な御要望も承つた次第でございます。

そのときに、私一人のそのときの感触として申し上げましたことは、自治省ももちろん重大な関心を持っておりまされども、問題点を大都市の当事者自身が指摘し、そしてそれに対してどういう方向づけをしたいかということ大都市自身で提起していただくということ、ひとつこれが必要ではないか。その過程であるいはそういう段階を経た後で自治省が入りまして、また御一緒にこれからの将来像を考えていく、そういう二段構えがいいのではないかとということをお答え申し上げたところでございませう。

○左近委員 ひとつ前向きで取り組んでいただきたいと思ひます。今の大臣の御答弁を前向きと受け取りましたが、また次の新しい内閣でも自治大臣をやつていただければ非常に結構なんですが、

あなた方はもう一年単位でおやめになるから、何ばこういうことをやつても答弁を忘れるでしよう。そういうことのないようにきつちりやつていただきたいと思ひます。

そこで、少し今大臣も言われたのですが、十八日に指定都市の各市長さん方と会われた中で、旧国鉄用地の地元自治体への優先的な払い下げについて大臣にかなり強い要望がされたという聞いております。大臣は運輸大臣に対して申し入れをするという様なことであつたらしいのですが、どうでしょうか。今旧国鉄は大変大きな債務を抱えておるわけですね。清算事業団においても今その問題で非常に頭が痛いんじゃないかと思うのです。この様な大きな問題に対して、自治大臣として運輸大臣に対して申し入れをするだけでは問題の解決は図れないと私は思ふのです。東京都の知事も大変怒つていますよ。土地対策、土地改革というものが国の政治の大きな主人公になつてゐるわけであつて、また、ささぬとあかんわけですよ。

したがつて、そういう中で大都市周辺の旧国鉄用地というのは、やはり地元の開発、発展のためにも優先的に地元地方公共団体に適正な価格で払い下げをしていく。これを民間の入れにすれば今どころの地価じゃないですよ。どんどん引き上げりますよ。だから私は、内閣全体でこの問題を取り組んでもらいたい、内閣全体の中で旧国鉄用地の地元自治体への優先払い下げという位置づけをしていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○葉梨国務大臣 旧国鉄用地の払い下げにつきましては、実は去年の秋の国鉄国会におきまして、各党から御質問もございまして、自治省としての考え方を申し上げたところでございまして、今もその考え方には変わりございません。

また、先生が今言われたように、公共用あるいは公用等に供するための用地については、地方公共団体への随意契約による譲渡が必要であるというところを申し上げておきましたが、今度の清算事業団法によりまして、この随意契約による譲渡が可能となつたわけでございます。これは大変結構

なことだつたと思ひますが、問題は随意契約の価格の設定でございまして、そこら辺については十分に留意して、地方団体とともに適切な値段で払い下げが行われるよう協力をしていきたいと考えているところでございませう。そして、地価高騰の火つけ役になつたりするようなことは決してあつてはならないと考えておることを申し上げておきたいと思ひます。

○左近委員 ひとつ頑張つてやつていただきたいと思ひます。

もう一問だけ。この七月二十七日に自治省の中にある地方公営企業研究会が中間答申をされてゐるわけですね。これは財政局長に対してされてゐるわけですね。地方公営企業の中で、これは私の出身でもあるのですが、公営の都市交通事業というのは、今日のモータリゼーションの波にもまれて財政的にも大変な状況になつてゐるのです。これらの問題は、またいずれ時間をいただいて質疑をしていきたいと思つておりますが、きょうは要望だけでございませう。

自治省としても最終答申に向けて今後いろいろ作業をされるだらうと思ひますが、これは市民の足でございまして、各地方公共団体が営業してゐるところは、なくてはならない交通機関でもございませう。健全な再建に向けて、財政的な側面を含めて、ひとつ前向きに取り組んでもらいたいと私は心から思つてゐるのですが、大臣の所信を伺ひしておきたいと思ひます。

○矢野政府委員 御指摘のように都市交通、とりわけ路面交通は大変なモータリゼーションによりまして非常に経営が難しい。今まで随分いろいろ事業体自身も努力してまいりましたし、また自治省としてもそれなりの措置をとつてまいりました。しかし、にもかかわらず不良債も依然として極めて多額となつております。

この問題についていろいろ研究会でも御議論があつたようでございますが、去る七月二十七日に中間報告をいただきました。私も私としても、公共交通という点はやはり考えていかなければなら

ない、それなりにいろいろな方策も今後とも講じていく必要があるし、経営努力も必要だと思えます。そういう点を踏まえ、また私どもの方のいろいろな措置についても、こういった中間報告を受けまして十分ひとつ検討してまいりたい、こう考えております。

○左近委員 大臣、今局長のあれを受けて一言どうですか、締めくくりだから。

○養梨國務大臣 地方公営企業が地方の交通に果たした役割というのは非常に大きいものがありますが、時代の発展とともにモータリゼーションというのは特に大きいと思いますが、そういうことからなかなか経営が困難になってきている。その中で結局地方の住民のための足として今後の必要性はどうかということが一つあると思えます。それと、新しい環境の変化に対応した新しいあり方というものを研究していくことが必要であらう。その中で、今局長が申し上げましたような財政問題を含めましていろいろな検討を進めていくべきであらうと思えます。

ただ、私は利用者の一人として考えますと、東京都などでは昔は都電が縦横に走っておりましてが、ほとんどが地下鉄になりました。そして、その地下鉄は都民の足として不可欠のものとなりました。そういうような新しい事態における新しいあり方というものは、地下鉄自身も都営交通などが経営が安定しているというよりは多大の債務を抱えておりまして、将来の方向性はきちんと示していると思えます。そういうことも参考にしながら研究をしていくべきであらうと思ふ次第でございます。

○左近委員 どうもありがとうございます。終わります。

○石橋委員長 山下八洲夫君。

○山下(八)委員 まず最初に大臣にぜひお尋ねしておきたいです、またぜひもうこれきりしてもらいたいというふうに思うわけでございますが、結論を先に申し上げますと補助金カットの問題でございます。

昭和六十年度に一割カット、そして六十一年度から向こう三年間大幅カット、また今度は六十二年に二年間のそれ以上に最悪の大幅カット、このような状況になって、一応六十四年の三月三十一日までという状況になっております。ただ今日大変、一方では失業者がふえる、一方ではまた何とか内需の拡大をしないといけない、そういうようなことで、今臨時国会でも大変な補正予算が組まれたわけでございます。

そういう中で考えていきますと、確かに補正予算の中でも補助金はカットされていることは事実でございます。けれども、現実的にはこの補助金カットというのは事実上壊れているのではないかと、もう空洞化したのではないかと。できれば六十二年度中でこの補助金カットはやめてもらいたい、そのようにまた大蔵省とお話をしたい、そのように思うわけでございますが、いかがでしょうか。

○養梨國務大臣 国庫補助負担率の引き下げでございますが、あくまでも国の極めて厳しい財政事情のもとで暫定的に行われたものでございます。自治省といたしましては喜んでこれを受け入れたわけではございません。地方財政の健全かつ安定的な財政運営の確保の見地からいたしますと、このような暫定措置が好ましくないことは言うまでもございせんが、六十三年度までの暫定措置は法律で決められたものでございまして、この六十二年限りでこれをやめるといふことはできないと考えております。そういうシステムで、またそういう大蔵省と自治省の両省の話し合いで決めて、それを前提としていろいろな施策を進めておりますので、それを途中でやめようということとは不可能であると思ふ次第でございます。

それから、国庫補助負担率の引き下げに伴いまして地方財政にはいろいろな影響が出ておりますけれども、これは実質的な負担増が生じないように、いろいろな必要な補てん措置を講じているところでございます。今後の問題といたしましては、中央から単に地方に負担を転嫁するような施策が

行われないうちに留意をしていく所存でございます。

○山下(八)委員 何か時間制限が後ろの方でくられまして、それに協力したいと思いたすので、なるべく簡潔に御答弁はいただきたいと要望しておきます。

確かに法律で決まっている、全くそのとおりです。この法律というのは人間がつくったわけでございまして、また変えることはできるわけでございまして、その姿勢があるかどうかということでございます。百歩譲りまして、これはどんなことがあっても六十三年度限りなんだ、この強い決意はぜひしていただきたいと思うわけです。

特に地方に対していろいろな負担については配慮なさっている、そのようなことをおっしゃっていらつしやいます、現実にはそうではなくて、三千三百からある全国の自治体の皆さん方は本当に泣いているわけでございまして。後ほど文部省関係になるわけでございしますが触れていきたいと思ひますけれども、その中身を聞いていただきますと本当におわかりになると思うわけでございまして。どんなことがあっても六十三年度中にもう終わってしまうのだという大臣としての決意をぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○矢野政府委員 御指摘のように、現在の補助負担率の特例、三年間の暫定措置でございます。したがって六十三年度をもってこれが切れるわけでございしますが、その後の取り扱いにつきましては暫定期間内に改めて検討するということにされておるわけでございます。この際には、私どもとしては、国、地方間の事務配分あるいは負担区分あるいは税財源の配分、そういったもののあり方などを総合的に勘案して、これは地方行財政の自主性の確立というようにも考え、十分な検討を加えて適切な対処をしてみたいという考え方でございまして。

○山下(八)委員 文部省、いらつしやいますね。私は、岐阜県の上矢作町というところから一つの陳情書をいただいたわけです。これを見ており

ましたら、ただ岐阜県の上矢作町だけの問題ではない、全国の問題だ、そのように受けとめたもので、本日の問題に触れさせていただくわけでございしますが、この上矢作町というところはどのような状況にあるかといいますと、本当に過疎地でございます。人口が六十二年四月現在で三千三百五十五人。ここで中学校を何とか統廃合したい。昔の村が統合して町になっておるわけです。それぞれの昔の村に一つずつ学校があるわけですが、田舎というのは、大体学校といえはコミュニティの場で大変重要なことであるわけでございますが、その真ん中に新しい中学校をつくって一つにしたい。その二つの中学校を一つにするために足しても百四十七名の生徒なんです。このようなものが岐阜県にまだあるだろうかとかちよつと調べてみましたら、まだ三つぐらいの町でこのような現象になるおそれがあるところがあるわけですが、九十九の自治体でございますから、あるわけですが、そうしますと、全国では随分あるのではないかと。

この陳情書の中身は今ちよつと触れたわけでございしますが、読みますと、「本町は統合致しまして小規模校(百三十七人)でありますゆゑに校舎、運動場等の国庫補助対象面積では、必要とされま

す各種教室や、陸上競技の出来ま

けです。確かにこういう小さい町ですから、そういう点では土地は都会に比べて安いかわかりません。安くても、ただでないわけですね。グラウンドを買う補助金も出ないわけですね。

同時に、これから文部省の方にお尋ねしたいと思うわけですが、そのような観点から見まして、今申し上げましたとおり補助基準の枠にも入らない、適正規模校にも入らない、そういうところにどのように対応して統廃合を進めていけば立派な学校ができるのか、ぜひお聞かせいただきたいと思うわけですね。

○遠山説明員 お答え申し上げます。

学校の一般の用地の取得につきましては、先生御承知のとおり、建物と違ひまして非償却資産でございまして、五十年後、百年後もそのまま価値を持ちますものですから、従来からその取得につきましては地方債で措置をされておりました、国の補助制度はないわけですね。

ただ、例外として過大規模校を分離する場合の学校用地の取得費に対して、時限措置として補助を行っているわけですね。これはちよつと話が長くなって恐縮でございますが、過大規模校というのは、新聞等でいろいろ御承知かと思いますが、教育指導上あるいは教育管理上非常にさまざまな問題点が指摘をされておりました、その分離が一刻も早く行われることが必要であるということが再三指摘をされておりました。ただ、そういう過大規模校を抱える市町村におきましては、そういう過大規模校を分離しようとしてもその用地の取得が極めて困難でございます。また、その用地の取得に対して非常に多大の財政負担が生ずる、こういう実態にあるわけでございます。そういう事情から国が例外的に時限的に補助を行っているわけですね。

過疎地域の小中学校の統合の話でございますが、用地につきましてはそういうことで補助制度を設けていないわけですね。起債措置でやっていたというわけですが、校舎の整備あるいは屋体の整備につきましては、先生

お話のように二分の一の補助率を十分の五・五という、さきやかなき上げではございますが、そういうことでかさ上げをさせていただきまして施設の整備を行っていただいているところでございます。あと残りの地方負担分については、起債それから交付税でもって義務教育施設についてはかなり手厚く見ていただいているところでございます。

○山下(八)委員 大臣、お聞きになられたと思うわけですが、過大規模校というのは大体人口急増地、どちらかというと大都市、場合によれば不交付団体的なところもあるかわかりませんが、そういうところが大体過大規模校。今度是小規模の学校で、一つで余りにも小さくなったから二つ一緒にしよう。これは本当に過疎地の小規模校。ここには過疎債でかさ上げがされて三分の二になっていた。過疎債の対象になるのはやはり財政力指数が大変悪い、そういうところが対象になっていると思うわけですね。強ければ過疎債なんか適用されないわけですね。法律でも決まっているわけですね。幾ら過疎であっても財政力が強ければならないわけですね。そのことを考えれば、補助金のカットがされている、せっかく過疎債で三分の二になるのが六十三年度までは十分の五・五。学校を何とか統合して、そして少しでも適正規模化、それでもはるかに遠いけれども、一つはたつたの四十人ぐらゐの学校である、もう一つは百人ぐらゐの学校である、これを一緒にして、そして少しでも学校らしくしていただきたい、こうすることができないと悩んでいるんですね。

だから、冒頭申し上げましたこの補助金カットがどのように悪影響を及ぼしているかというの、この一つの事例でもおわかりだと思つてわけですね。これが自治体三千三百からあるわけですね。そうしますと、この学校だけではなくて、ほかの事例でもいろいろと悩んでいる自治体というのは全国にたくさんあると思うわけですね。そういう意味からも、冒頭申し上げましたように、どん

なことがあつてもこの補助金カットの覚書は六十三年度中で終わるのだ、だからかたい決意で、大臣の任期中に、ぜひかたい決意のほどをお示しいただきたいと思うわけですね。

○矢野政府委員 補助率の暫定引き下げがいろいろな影響を及ぼしておる例として今お挙げになりましたこと、私も十分念頭に置いてまいりましたと存じます。補助率の引き下げの暫定期間が終つた後の問題、取り扱いについては先ほどお答え申し上げたとおりでございます。

ただいま御指摘になりました過疎地域の学校統合、これは確かに従来三分の二でございましたものが十分の五・五まで下がつてきておる。そういった点を考えまして、この国費減額相当分については臨時財政特例債による措置をもつてとる。その財源措置をし、その元利償還費の一〇〇％を交付税で措置をしていく、こういう仕組みをとつて、実質的に補助率引き下げに伴う財政負担がないようにしてあるわけですね。また、地方負担について過疎債を活用するという方法もあわせて講じておるところでございます。過疎地域の市町村、いろいろ財政事情が難しい点はあろうかと思いますが、そういう点についてはまた総合的な観点から考えてまいりたいと存じます。

○山下(八)委員 文部省の方にちよつとお願ひしたいわけですが、大都市のマンモス校と申しますか大規模校、これにつきましては、用地取得まで二分の一の補助金が出るということであるわけですね。今のやりとりでおわかりだと思つてわけですが、そういう意味では過疎地域も逆の意味で財政力が大変弱いわけですね。取得が困難なのは同じなわけですね。金がなければ買えないわけですね。高くて金があれば買えるのです。そういう点ではこのように対してもぜひ同じように補助の措置をしていただきたいと思つてわけですね。これが一点です。

二つ目は、このような小規模校は四十人学級でいけば四分四クラスぐらゐしかつくれないうわけですね。文部省の適正規模校というのは十二学級から

十八学級。この適用に当たらないものですから、大きく後退した学校しか建設することができないわけですね。特に小さい自治体におきましては、コミュニケーションの場あるいはその町のシンボルとしての学校であるわけですね。そのことを考えますと、補助の問題あるいはそういう校舎等の建設に対する配慮の問題、それについてもつとものと格段の、この学校だけではなくて全国的にたくさんあると思ひますので、配慮をしていただく、そのようなことをぜひ検討していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○遠山説明員 お答え申し上げます。

用地に対する補助制度につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。一般の用地に対する補助制度は現在のところ非常に困難でございます。理由等は先ほど申し上げたとおりでございます。また、補助率は二分の一ではなくて、急増地域についても七分の二という補助率でございます。

それとちよつと私どもの調べた資料の範囲で申し上げますと、投資的経費で小中学校費に占める用地取得費の割合というのがありますが、これが過大規模校を有する市町村で……(山下(八)委員「そんなことはもういいです、時間がありません」と呼ぶ)そういうことで一般の用地の取得費に対する補助制度は非常に困難でございます。それから小規模校に対する基準面積の問題でございますが、私も適正規模校を中心に基準面積を配慮しているというようなことはございませんで、小規模校については適正規模十二学級から十八学級までの学校以上の手厚く配慮しているつもりでございます。しかし、まだまだ学校教育の教育内容、方法の多様化に対応して不十分な点があるかと思ひますので、今後さらに検討努力をしてまいりたいと思ひます。

○山下(八)委員 ぜひ検討していただきたいと思ひます。ありがとうございます。いいです。それこそ時間がないものですから、駆け足で交付税あるいは地方税の私が特に関心を持った点につきましてちよつとお尋ねさせていただきます。

思います。十八日の本会議だったと思いますけれども、私のところの仲間の委員が質問されたことについてひとまず二点ほどお尋ねしたいと思うわけです。

特に自治体に対しては売上税、マル優制度の廃止を前提として予算が組まれて、そしてマル優廃止あるいは売上税の法案が結局は百八国会で廃案になったわけです。そのときに地方自治体に対しては、売上税と税を中心とした予算を組みなさい、あるいは今回またマル優制度廃止を前提とした予算を組みなさい、そういうことで三千三百の自治体に当然指導なさっていると思うわけです。そういう中で全国それぞれ自治体が本当に大変大混乱をしているんじゃないか、また現実には大混乱をしているわけです。予算書をしよちゅうつくりかえないといけないわけでごさいますから大混乱するわけです。そのことにつきまして、本会議におきまして大蔵大臣と自治大臣の責任はどうなんだという質問をされました。改めてお尋ねしたいわけでごさいます。このようにことしの一月から大変現場の自治体に対して大混乱を起しているわけですから、そのことにつきまして自治省の責任と、そして大蔵省はどのような責任を感じて、またどう責任をとろうとしているのか、両省から簡潔に御答弁をいただきたいと思ひます。

○矢野政府委員 当初通常国会に御提案申し上げました税制の抜本改革に関する案の中に含まれておりました売上税等につきまして、地方団体に對しましては、私どもは政府としてそのような案を提出をし、またその前提としての地方財政計画を組んだわけでごさいますから、この点は十分に連絡をし、地方団体もそういった点を考慮して予算を組むという姿勢に立つたところが相当数もあらうなことは事実でごさいます。あくまでも地方団体が予算の計上は自主的に決めることにごさいます。結果的に地方財政計画なり政府の提案を信頼して予算を組むということは、地方団体としてはある意味では当然であらうかと思ひます。

すので、その結果が御承知のような経緯をたどって関係法案が廃案になり、今回改めて再提出をさせていただいた、見直しの上提出させていただいたわけでごさいます。その点について地方団体の財政が非常に不安定な状態に置かれたということについては、私ども大変心苦しく思っている次第でごさいます。

今回の提案につきましては、もちろん地方団体に對してはどのように連絡をいたしております。こういうような見直しを行ったということを連絡をいたしております。また、目下御審議をいたしております地方税法あるいは交付税法が成立いたしました場合には、地方団体に對して改めてこのように形では六十二年の地方財政制度の改正が行われるということとは十分連絡をし、したがって地方団体もそれに対応した措置をとってまいることにならうかと思ひますので、その点は法律の成立を待つて十分指導したいと考えております。

○水谷説明員 お答えいたします。

今回の税制改正の見直しの問題につきましては、地方の三千三百の団体に、廃案になったというところ、また今回の見直しというところで御迷惑をかけていることは私も承知しております。ここで重要なのはやはり地方財政の円滑な運営というところでごさいます。私もこの点に於いては、今後とも先生御指摘の点を踏まえて十分心に掛けてまいりたいと思っております。

○山下(八)委員 地方財政を確立する、当然のことであるわけでごさいます。そうしますとマル優廃止、これにつきましては一月一日で指導されているのですか、四月一日で指導されているのですか。

○矢野政府委員 政府が提案しておりますのは、利子課税見直しは一月一日からの実施でごさいます。このように政府の法律はなっているということとを地方団体に連絡いたしております。

○山下(八)委員 またそのこと一つとっても、次

へ混乱していきそうな気が私は強くするわけです。ぜひそのようなことがないように、特に地方財政の確立に對してはくれぐれも十分な配慮をしていただきたいと思います。——そのようなことは考えず、ぜひ行っていたきたいというふうな思いに思ひます。次へ移っていききたいと思ひます。個人住民税の減税が提案されているわけですから、六十三年度五千七百二十億、六十四年度六千六百億、仮にマル優廃止が実施されたといはしても、地方税収入六千五百億円になるのは、自治省のお話では平年度化に七年から八年くらいかかると私はお聞きしているわけですが、この間の地方財源不足額は、どういう処置をされるのか、これが一つです。

それから二つ目は、この六千五百億円については何を積算されて出された数字であるのか。大蔵省にもこの数字については同じようにお尋ねしたいわけでごさいます。その積算根拠を教えてくださいたいと思ひます。

○津田政府委員 御提案しております住民税の減税は、来年度五千億、平年度化したとしますと六千六百億程度の規模になるわけでごさいます。それに対する恒久財源措置としてお願い申し上げたいのが利子課税の見直しでごさいます。これが大体六千五百億程度に見込まれます。ただし、先生御指摘のとおり、利子につきましては一番長い郵便局の定額貯金十年というふうなものもあるわけでごさいますので、理論的計算でまいりますと恐らく六、七年は平年度化にかかるであらう。実際は途中解約等があるので若干は早まると思ひますが、理論計算ではそういうふうなことでございします。

したがって、六十三年度につきましては利子の収入が一月一日実施ということで約三千五百億程度、私どももこのように見込んでおいたわけでごさいます。先般の幹事長・書記長会議の結果四月一日にいたしますと、これがさらに一千億円落ちまして二千五百億円というふうなことで、減税規模に對して半分の収入しか期待できないというふうな状況になっております。最近の経済情

勢また税収の実績等から見ますと、ある程度の自然増収が期待できるかと存じます。しかし、いずれにしても、この補てんというものにつきましては、来年度あるいはそれ以降の各年度におきます地方財政対策におきまして十分な措置を図ってまいり、地方団体の財政運営に支障のないようにいたしたい、このように考えております。

それから、平年度におきます利子割の増収額六千五百億円の積算でごさいます。現在この利子課税制度の見直しにより増収増減収、大蔵省とともに精査中のごさいます。まだ確定的に申し上げられるものではないわけでごさいます。さきに利子課税制度十月一日実施の際に用いた諸前提で計算いたしますと、まず非課税貯蓄分は貯蓄残高が三百兆円、このように見込んでおります。そのうちから老人等の非課税制度存続にかかわるものを除いたものに対する利子の支払い額に税率の五％、財形貯蓄の問題がまた見直しということがあるわけでごさいます。大ざっぱに申しますと、そのような非課税貯蓄分が約四千六百億円と見込んでおります。

それから課税貯蓄分につきましては、現行制度におきます源泉分離選別分であると申告不要分、あるいは総合課税分の利子支払い額をもとにいたしまして利子割額を計算し、そして現在住民税でも若干総合課税しておりますので、その分を差引くというふうな計算をいたしますと、課税貯蓄分については約千九百億、合わせまして、非課税、課税貯蓄分合計で六千五百億円になるわけでごさいます。

ただ、この場合の積算基礎が、金利が大体四・一％程度、あるいは老人世帯等の非課税分を非課税貯蓄の約二五％程度に見込んでおられるわけでごさいます。ここいらの点まだ精査を要する、また全体的にももうちょっと国税と詰めてまいりたいと思ひますが、今申しました現段階の私どもの見込み数字としてはそのようにつかんでおる次第でごさいます。

○山下(八)委員 大蔵省、この間の本会議におき

まして宮澤大臣が、支払い利息十五兆九千億円という答弁をなさったわけですね。そして今の自治省の御答弁は、大蔵省が通常国会の予算委員会で見示された資料の積算と全く同じであるわけですね。そのときには、三百兆円で年間利子見込み額十二兆三千億円、今のお話のとおりです。このような積算で資料が大蔵省から出されているわけですね。けれども、それから約八カ月たない、七カ月前らでございませうか、この間に、年間利子見込み額が十五兆九千億円という大臣の答弁が本会議で出てきたわけですね。これはどこから出て、どういう積算から出てきたのか。四・一％の同じ利率で、同じ三百兆円が今度それによって三百五十兆円になったとか、そういうふうにならば変化があるのですか。その辺、いかがでしょう。

○長野説明員 御説明申し上げます。

先日、本会議で大蔵大臣が御答弁申し上げた数字は、六十一年におきます非課税貯蓄の金融機関による支払い利子額の合計数字でございませう。ただいま税務局長から御説明いたしましたのは、六十二年をベースにいたしまして、六十二年の予算の御審議の際に私どもが改正増減取として見込んだ見込み方を御説明したわけでございます。結果的には古い数字の方が後から判明したということ、六十一年の数字は後から判明した、これは実際の払いでございまして、当時の金利水準と今回の積算に使用した最近の金利動向の違いということ、十五兆という数字と十二兆の数字の違いになつておるわけでございます。

○山下(八)委員 確かに、六十年度利率が五・五％なんです。今おっしゃったその資料を使つていらつしやるのです。大臣が答弁されるときに、支払い利息を、マル優を廃止しますと十五兆九千億円、こんなにたくさん出ますよ。その前の予算委員会のときには十二兆三千億円、そういう資料が出てくるのです。それが今度は、マル優廃止によります増税それから所得減税あるいは住民税減税、これをいいたしますよという大蔵省試算では、標準家庭でマル優廃止によります増税分と差し引

き、減税は五万四千円に、このようなことを出されるのです。この中身を見ていきますと、この税率は現行の水準の年三・六％でやっているのです。こつちは五・五％の高いの、こつちは今度は減税するために少しでも減税額を大きく見せる三・六％でやつた。これは国民に対してだましているんじゃないか。何で同じ利率で全部統計をとらないのですか。その辺はどうなんですか。

○長野説明員 大臣がお答えいたしました数字は、いわば過去の統計、しかも試算をするという性格のものでございませう。実際に金融機関が支払ったその当時の利子額を御報告申し上げたわけでございます。これはその年々によって金利情勢によつて変わつてまいります。十五兆九千億と御報告申し上げましたが、その前の年は十三兆五千億ということでございませう。年々の金利変動でこの数字は変わる性質のものでございませう。

そこで、こつちの予算委員会におきまして、利子の税収見込みのときにどういう金利をとるかという問題になります。将来の金利動向というのはいろいろな見方がございませうけれども、これを一方的にこつちの金利に何年ごろになるだろうという見通しを立てるのもまた難しいこととございませう。約束事といたしまして、その時点での金利水準で加重平均をして試算させていただきますというところでございませう。

それからまた、先般仮定試算という形で御指摘の三・六％という数字で試算をいたしましたけれども、これも予算編成時に比べますと、最近さらに金利が下がつてきておりますので、現在の金利水準を前提とするとこつちの試算が出てまいります。すつとこつちで御報告したわけでございます。試算をするときどきの金利情勢、経済情勢等の変化に応じて、若干時点がずれるにつれて異ならざるを得ない側面があることは御理解いただきたいと思ひます。

○山下(八)委員 それは詭弁でありまして、確かにございまして、国民に対して発表するとき、とにかくマル優を廃止するとこんなに税収が伸びますよ、それを発表するときには、利率の高いものを発表して、今度はマル優を廃止して、増税にもなるけれども所得減税、住民税減税をすればこ

れだけ今度は皆さんの税金は安くなりますよ、そのときは三・六％でやる。一・九％ですから、約二％近い差があるのです。これこそやはり国民に対して大変なごまかしではないですか。じゃ、なぜそういうところまで理解できるように発表なさらないのですか。一方でとにかくマル優は廃止して増税になるけれども所得減税でうんと皆さん得するんだ、そういう宣伝をする。一方でマル優を廃止したらこれだけの廃止によります税の増収ができるんだ、その利率を変えてやる、こんなことは許せませんよ。もう一度それについて簡潔に答弁いただきたいと思ひます。

○長野説明員 先ほどの御答弁のあるいは繰り返しになるかと存じますけれども、金利の水準をどう将来的に見込むかというのは非常に難しいこととございませう。判明しておるその時点での金利をとつてもよろもろの計算をするということはいたしておりますが、その前提条件としての金利水準はこのくらいのもを見ましたということと申し上げておりますので、あるいはその金利水準についての条件をたがえればこつちのうふうになるという計算はまたおのずからできてる、決して国民の方にわかりにくくという趣旨ではございませう。だれでもわかりやすい一番直近の金利を使つて計算させていただきますということとございませう。

○山下(八)委員 もう時間がありませんのでこの問題を打ち切りますが、N T T株の売却益についてお尋ねしておきたいと思ひます。

私は、相当部分を自治体に譲渡すべきではないかと考えているわけですね。確かに一株五万円から一株の実際の価格が今は二百五十万円くらいですか、あるいはもうちょっと高いかも知れませんが、そのような背景になりましたのは、N T Tを高収益事業として育てたのは、本当に自治体の努

力というものは大変なものがあつたと私は思ふわけですね。例えば、公社時代には地方税については納付税方式で二分の一、今激変緩和で法人事業税にはなつておりますけれどもまだ二分の一、そのような非課税やあるいは減免をしてきていたわけですね。あるいはまた道路占用料とかそういうものも取つておりませんし、あらゆるところで、場合によれば用地取得費に對しても随分力をかけたのではないかと。そういうものがたくさんあるわけですね。そういうことを考えますと、この自治体の貢献というものは大変なものであるわけですね。六十二年以降も三兆円前後のプレミアムが生ずるわけとございませう。そういうことから見ていきますと、自治体の社会資本整備の基金として自治体に譲渡すべきことが当然でありまして、それにつぎまして国債整理基金に属する資金といたしまして全部取り上げてしまふ、このような状況では余りにも地方自治体は気の毒ではないか、何をやってきたんだ、そのように私は思ふわけですね。

ですから、そういうことを考えますと、自治省、特に大臣は、大蔵大臣に對しまして自治体の社会資本整備の基金としての譲渡を要求すべきだと思ひますし、ぜひもっと強力に要求していただきたいと思ひます。その点につきまして、いかがでしょう。

○矢野政府委員 今御質問されましたように、N T Tの株式の売り払い収入による資金が形成されてまいりました経過とか背景等を考えてみると、こつちの資金を地方財源として活用するべきではないかとこつちも一つのお考えかと存じます。ただN T T資金は国債整理基金に帰属するということになつておりまして、これを地方財源として直ちに活用することにはなじみにくいという考え方とございませう。当面少なくともこのN T T資金の活用につきましては、できる限り地域の実情や地方団体の期待を反映した内容のものとして使われるということが必要であります。そういう意味ではその活用については、こつちの無

利子貸し付けといったような活用方式については地方の要望に沿った運用がなされるべきものであるというように考える次第でございます。

○山下(八)委員 もう繰り返しませんけれども、全部国債整理基金会計に入れるんだということのないように今後も努力していただきたいと思うわけです。

それで、NTT財源のBタイプ貸し付けについて若干触れたいと思うわけでございます。

産投会計より直接または各種特別会計を通じて自治体に貸し付けあるいはその返済を求める方法といったしましては、国と地方の財源をかねて複雑にして、納税者や利用者の理解、協力をますます困難にしているのではないかと。また、各自治体の予算書や決算書の地方債、公債費の項目は、今ですら難しいのに、ますます理解し得なくなってくるのではないかと、思うわけでございます。

また、実質上補助金、負担金であるならば、資金の流れは産投会計と各種公共事業特別会計で整理をすれば手続を複雑にする必要もございませぬし、かえってその方がいいのではないかと、思うように思われます。それで足りるのにもかかわらず、なぜ自治体が返済の都度補助申請をするなど手続を複雑にするのか。

また、資金配分につきましては各種五カ年計画の枠外で行うのか、あるいはその場合の配分の基準はどうなるのか。せんだつての臨時国会の予算委員会だつたと思うわけでございますが、大蔵大臣は、最初は枠外で行う、そのような答弁をされたように私は記憶をしております。

が、自治省の考えとしては枠内で行うのか枠外で行うのか、できれば枠外で行うべきではないかと私は思うわけでございますが、ぜひその辺についてお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○矢野政府委員 NTT資金のいわゆるBタイプと称される公共事業を対象とするものについての運用の仕方に関する御質問でございますが、第一点については、そういったやり方をするのは複雑ではないか、こういう御趣旨でございます。

点について、こういったやり方をとる正確な理由につきましては、予算主管官庁ではございませぬので、私どもの方が必ずしも直接十分にお答えできる立場にはないかと思ひますが、ただ私どもは、こういったものと国債整理基金に属すべきものを無利子貸し付けという形で行うこの資金の性格、それからそれぞれの特別会計を通じてやるということは、その特別会計がそれぞれほかと区分して経理されるという、その設けられた趣旨、こういったものを考えてこのようなやり方をとったものではなからうかと考えておるところでございます。

ただ、御指摘のように、これは最終的には償還時において同額が補助負担金として支出されるわけでございますから、形の上では貸付金、いわゆる地方債ということになるわけでございますけれども、実質はそうではないということでございます。

そういう意味では、地方財政の姿を理解する上において、そういった実質的な償還負担を伴うものではないものが償還費を伴うものであるというものと一緒になって、形の上では何か膨らんでおるといふような点で国民に誤解を与えかねないように、その点は十分注意をしましてまいらなければならぬ、この資金は今後も続くということになれば、特にその点は私どもも留意をしましてまいらなければならぬ、こう考えております。

それから第二点でございますが、五カ年計画の枠内であるかどうか。実はこの辺は私どもとしても第一の御質問と同じように、どういうぐあいに取り扱われるかということには明確に承知はしておりませぬし、またお答えできる立場にはございませぬ。ただ、大蔵大臣がどうお答えになられませんか。私もよく承知しておりませんが、Bタイプについては公共事業を対象とするものでございまして、そういう点から見ると五カ年計画の枠内なのではないのか、こう考えておるところでございます。

なお、これは予算主管官庁あるいはその公共事業を所管する官庁でなければ実は正確にお答えは

できかねるのかな、このように存じます。

○山下(八)委員 時間がなくなりましたので、最後に大臣にぜひ一点だけ、違った問題ですが決意を述べていただきたいと思うわけでございます。

私は百一国会それから百二国会で、不公平税制になりましたが、社会保険診療報酬の事業税の問題、それからマスコミ関連の問題について、百一国会では田川自治大臣、そして百二国会では当時の古屋自治大臣にそれぞれ決意やら実行を迫ったわけでございます。

まず最初に百一国会で田川自治大臣のときには、新聞、テレビのマスコミ関連につきましてはまだ非課税措置がされておりました。そこで、かた

い決意で社会保険診療報酬の方もマスコミ関連の方もちゃんと不公平税制を正しますと大変力強い答弁をいただきました。その一つの実をちゃんとつくり上げてくださったわけでございます。

そして古屋自治大臣のときに同じように質問しましたら、今度は古屋自治大臣はどのように答弁をなさっているわけですか。昨年私がこの地位を引き受けましてから、これらの問題は党の税調並びに政府税調でいろいろ論議されたところでござい

ます。特に今お話しした社会保険診療というところは、政府税調でも積極的な取り上げ方をしておったのでございします。率直に言いますと、党税調の私どもの頑張り方が足りなかったのじゃないか、自分ではそういうふうに反省しておりますが、マスコミ関係の税とこの社会保険の、これはちよつと間違つておるようですが、「社会保険の診療」というものは両方ともぜひ実現したい、自分ではそう思つておつたのでございします。「一年間しばらく検討してくれ」といふような話になりました。自治省としては例の利子所得の問題とか事業所の規模の問題とか社会保険の診療というところは検討項目としてちゃんと党税調にも報告し、「党税調でやつていふというふうに答弁しておりますが、一生懸命努力をされているというところを最後に申し上げておるわけでございますが、結果は何の變化もないわけでございます。

業梨自治大臣のときに、社会保険診療報酬の事業税はおれの手でやつたんだと、歴史に残るようなことをぜひやつていただきたいと思ひますし、またやるべきだと思ひますが、その決意のほどをお尋ねさせていただきますと思ひます。

○葉梨国務大臣 事業税の課税の特例措置につきましては、従来から廃止に努力をしております。昭和六十年におきまして、今先生御指摘のように新聞業は六事業につきましてその特例措置を廃止したところでございします。

社会保険診療報酬に係る事業税の特例措置につきましては、創設されてから長期間を経過し、この間、医療等をめぐる社会的、経済的環境は著しく変化し、また税制調査会の答申におきましても数次にわたりその廃止、撤廃が指摘されているところでございします。このような状況を踏まえまして、昭和六十二年の税制改正に当たりまして

もこれを廃止する方向で検討してきたところでございします。この問題は、他の事業に見られない医療の特殊性を考慮すべきであるという御意見であるとか、あるいは老人保健制度の見直しに伴います医療経営の実態の変化を見きわめるべきではないか、こういう御意見等がございまして、その見直しの実現を見るに至らなかつたところでございします。先生がたまたま御指摘になられたとおりでございます。

この特例措置につきましては、自治省といたしましては、引き続きこれらの答申の趣旨を踏まえ、保健医療政策との関連を考慮しながら見直しの実現に努力をしましてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○山下(八)委員 社会保険診療報酬の所得税の方でも特例措置が今でも随分なされてはいるわけなんです。ですから、せめて事業税の方は特例措置を外してももう何ら影響はないのじゃないか、そのように思ふてならないわけですか。またそうすべきだと思ふわけですか。ただ検討検討で毎年真剣に検討、真剣に検討と言つたつて、結論が出なければ意味がないわけですか。葉梨自治大臣のときにこ

でございします。

業梨自治大臣のときに、社会保険診療報酬の事業税はおれの手でやつたんだと、歴史に残るようなことをぜひやつていただきたいと思ひますし、またやるべきだと思ひますが、その決意のほどをお尋ねさせていただきますと思ひます。

○葉梨国務大臣 事業税の課税の特例措置につきましては、従来から廃止に努力をしております。昭和六十年におきまして、今先生御指摘のように新聞業は六事業につきましてその特例措置を廃止したところでございします。

社会保険診療報酬に係る事業税の特例措置につきましては、創設されてから長期間を経過し、この間、医療等をめぐる社会的、経済的環境は著しく変化し、また税制調査会の答申におきましても数次にわたりその廃止、撤廃が指摘されているところでございします。このような状況を踏まえまして、昭和六十二年の税制改正に当たりまして

もこれを廃止する方向で検討してきたところでございします。この問題は、他の事業に見られない医療の特殊性を考慮すべきであるという御意見であるとか、あるいは老人保健制度の見直しに伴います医療経営の実態の変化を見きわめるべきではないか、こういう御意見等がございまして、その見直しの実現を見るに至らなかつたところでございします。先生がたまたま御指摘になられたとおりでございます。

この特例措置につきましては、自治省といたしましては、引き続きこれらの答申の趣旨を踏まえ、保健医療政策との関連を考慮しながら見直しの実現に努力をしましてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○山下(八)委員 社会保険診療報酬の所得税の方でも特例措置が今でも随分なされてはいるわけなんです。ですから、せめて事業税の方は特例措置を外してももう何ら影響はないのじゃないか、そのように思ふてならないわけですか。またそうすべきだと思ふわけですか。ただ検討検討で毎年真剣に検討、真剣に検討と言つたつて、結論が出なければ意味がないわけですか。葉梨自治大臣のときにこ

でございします。

業梨自治大臣のときに、社会保険診療報酬の事業税はおれの手でやつたんだと、歴史に残るようなことをぜひやつていただきたいと思ひますし、またやるべきだと思ひますが、その決意のほどをお尋ねさせていただきますと思ひます。

○葉梨国務大臣 事業税の課税の特例措置につきましては、従来から廃止に努力をしております。昭和六十年におきまして、今先生御指摘のように新聞業は六事業につきましてその特例措置を廃止したところでございします。

社会保険診療報酬に係る事業税の特例措置につきましては、創設されてから長期間を経過し、この間、医療等をめぐる社会的、経済的環境は著しく変化し、また税制調査会の答申におきましても数次にわたりその廃止、撤廃が指摘されているところでございします。このような状況を踏まえまして、昭和六十二年の税制改正に当たりまして

もこれを廃止する方向で検討してきたところでございします。この問題は、他の事業に見られない医療の特殊性を考慮すべきであるという御意見であるとか、あるいは老人保健制度の見直しに伴います医療経営の実態の変化を見きわめるべきではないか、こういう御意見等がございまして、その見直しの実現を見るに至らなかつたところでございします。先生がたまたま御指摘になられたとおりでございます。

この特例措置につきましては、自治省といたしましては、引き続きこれらの答申の趣旨を踏まえ、保健医療政策との関連を考慮しながら見直しの実現に努力をしましてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○山下(八)委員 社会保険診療報酬の所得税の方でも特例措置が今でも随分なされてはいるわけなんです。ですから、せめて事業税の方は特例措置を外してももう何ら影響はないのじゃないか、そのように思ふてならないわけですか。またそうすべきだと思ふわけですか。ただ検討検討で毎年真剣に検討、真剣に検討と言つたつて、結論が出なければ意味がないわけですか。葉梨自治大臣のときにこ

そ歴史に残るようにはせし廃止に踏み切ってもらいたい、この特例廃止をぜひ実現してもらいたい。最後にもう一度その決意をお聞かせをいただきたい。私の質問を終わらせていただきます。

○葉梨國務大臣 ただいま申しましたように、老人保健制度の運営状況、その医療経営に対する影響等をよく調べて、その影響等を見た上で、よく関連業界を説得し、実現に至るように努力をしたいと考えておる次第でございます。

○山下(八)委員 終わります。

○石橋委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十六分休憩

午後二時五十七分開議

○石橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。柴田弘君。

○柴田弘委員 一昨年は地方行政委員会でありましたのですが、大蔵の方におりまして、葉梨自治大臣には初めての質問でございます。どうぞひとつよろしくお願ひ申し上げます。

まず最初に、今回のマル優廃止を含めたいわゆる税制改革の問題につきまして、大臣の御見解をお聞きをしておきたい、私はこういうふうに思うわけであります。

いずれにいたしましても私が強く感ずること、は、後で申しますが、マル優原則廃止もきることながら、何かしら、抜本的な税制改革と口では云々されておるわけですが、中途半端に終わった嫌いがある。そして、しばらく今後一体どういった手順でどういったスケジュールのもとに抜本的な税制改革を行っていくかということも極めて不明確であると思ひます。それから長い間積み重ねられてきた税制のゆがみ、ひずみ、あるいは重圧感を除去することにあつたと私は考えておるわけでありまして、また中曽根総理も、そのスローガンとして、公平、公正、簡素、活力、選択、こうした五項目を繰り返して繰り返して本会議あるいは予

算委員会等々で答弁をしてきたわけでありまして。今回のこのマル優廃止を含む一連の税制改革というものが果たしてそうした趣旨に沿つたものであるかどうか、私は甚だ疑問に感ずるわけでありまして。まずこの点についての大臣の御見解、御所見をお伺いしておきたいと思ひます。

○葉梨國務大臣 今先生がお触れになりましたように、昭和二十五年でございまして、戦後税制がシャープな割合によりまして新しく生まれ変わつて、約四十年たちます。その間にゆがみ、ひずみが出る、あるいは不公平感が増大する、特にサラリーマン層の皆様において重税感が満ち満ちております。また、直間比率のバランスが非常に偏つて、景気、不景気に左右されやすい、こういうようなこともございまして、また、高齢化社会への入り口に我々は立つておりますが、財政需要が多い、その財政需要を将来にわたって確保するためにも税制の抜本改革をしなければならぬ。

こういうような認識のもとに、自民党あるいは政府税制調査会におきましては、過去も二三年前からいろいろな検討を経まして、本年の通常国会に税制改革関連法案を中央地方を通じて提出したわけでございまして。残念ながら、国会の審議の過程で根幹となるべき法案が廃案となりまして、一方におきましては衆議院議長のごあつせんによりまして与野党による税制改革協議会が発足して、今日に至つておるわけでございまして。

私どもといたしましては抜本的な税制改革をこれから思案して行つていかなければならない、その中の一つの方策といたしまして利子課税を行おうということ、このたびこの臨時国会におきまして関連法案を御提案申し上げたわけでございまして。この御審議を今お願いしておりますが、政府といたしましては、これら関連法案を成立させていただいて、しかもさらに政府が目的といたしております抜本的な改革を、税制改革協議会等の御協議を経て各界の御意見を十分に伺ひ、国民の理解と協力を得ながら進めていきたいというのがた

だいまの考え方でございます。

〔委員長退席、岡島委員長代理着席〕

○柴田(弘)委員 いずれにいたしましても、今日の段階におきましては、抜本的な税制改革の全体像と申しますか、あるいは将来こうしていくんだという展望も定かでないわけでありまして。極めて不安であると思ひます。

そして、今度の改正の目玉はやはり何と申しましてもマル優の原則廃止であります。マル優のうちに国民の間に定着をしておりますこうした制度を廃止しようというからには、政府には当然踏むべきいろいろな問題、手続があつたはずだと私は思ひます。一挙にマル優を廃止しての一律分離課税、これは当然零細貯蓄者からの反発もあるわけでありまして。マル優そのものが中曽根総理が言うごとく不公平、不公正等の諸悪の根源である、こういう切なるならば、しかば一方においてキャピタルゲインの課税というものは一体どういふような判断をされているのか。こうしたものも同時にきちっと見直していかなければならぬし、あわせて将来の総合課税、やはり一番公平な課税というものは総合課税であります、その展望もある程度はきちっと示していくべきであつたけれどもこの点の欠落がある、私はこのように考えるわけであります。大臣、いかがでしょうか。

○津田政府委員 税制調査会等の審議を経た経緯の中から、私から御答弁申し上げたいと思つてございまして。

今回利子課税の見直しというものを御提案しておるわけでございしますが、キャピタルゲインにつきましては一部強化するというような方向は打ち出されております。この利子課税の問題とキャピタルゲインの取り組み方と比べると利子課税の方が酷ではないか、こういうような御意見もあることは承知しておるわけでございまして。ただ、キャピタルゲインの問題につきましても、実は税制上、キャピタルゲインというものが単年度で生じたものではなくて、かなり長期間にわたつて生じた場合とか、そういうような税の基本的問題

もございまして、またもちろん把握という問題もあるわけでございまして、あるいは現在、有価証券取引税が一兆円の大台に乗つておるような税収を上げておる、このような実情もあるわけでございまして。政府全体といたしましても、キャピタルゲインの課税につきまして現段階以上にさらに今後とも改善に努めなければならぬ、こういうような方針は持つておるわけでございまして。

それから、総合課税の問題でございますが、利子課税の見直しにつきましてもいろいろ御意見がある中で、過去の経緯といたしましては実はグリーンカード制度の問題があつたわけでございまして、一度立法化されましたがその後のいろいろな御意見、特に現実問題としては資金シフトが大幅に起こつた、こういうような実績も踏まえましてグリーンカード制度というものも行われなかつた。こういうような経緯から申しますと、実質的に公平を図るという意味におきましては現段階におきまして一律分離というところもそれなりの効果がある、従来の利子課税からは一歩前進、このように評価してもいいのではないかと。しかし、今後の問題としまして、総合課税が有効に行い得る方途というものは研究していかなければならぬ、かように考えておるわけでございまして。

○柴田(弘)委員 そこで、この総合課税の問題は、さきの与野党の幹事長・書記長会談で、利子課税については五年後に見直す、そこでは総合課税という問題が話し合われたと私は聞いております。

当然法案の修正なり、あるいは附則条項にこれを追加しなければならぬのじゃないか、こういうふうな思ひます。中曽根総理も本会議の答弁におきましては、この与野党幹事長・書記長会談の合意というものを尊重して対応してまいります、こういう話であつたわけでありまして、その辺、自治省としてはどうお考えですか。

○津田政府委員 幹事長・書記長会談の席で出されたいろいろな観点と同時に、いわゆる総合課税への今後の取り組みの方向というものは政府としましては尊重していかねばならない、か

ように存しておるわけでございます。その扱いにつきましては、現在あるいは今後の国会審議の中で関係の各党がどういふような格好で御処理いただけるか、方針としては政府としては尊重していただく、このような考え方でございます。

○柴田(弘)委員 大臣も同じ考えでございませうか。
○葉梨國務大臣 ただいま税務局長が御答弁申し上げたところに尽きるところでございます。

○柴田(弘)委員 そこで、大臣が先ほど答弁されましたが、これは税制改革の一環、こういうふうにとらえていらっしゃるわけですね。とおっしゃれば、私はわからぬところが多過ぎるのじやないかと思っております。

第一に、政府の税制改革の基本的なねらいというのは、直接税負担の軽減と、それに代替するいわゆる間接税の導入ということにいったと思えます。これは国民が大いなる疑問を持っておりまして、私自身も疑問を持っておりまして、もちろん今後とも税制改革協議会等々で協議はされるかもしれませんが、もし政府の意図がそうであるならば、今回のマル優廃止というのは所得税内部の徴税ウェートの移しかえにとどまっているのです。所得税を減税し、住民税を減税し、一方において利子所得に課税をすれば、これは同じ所得税内部の徴税ウェートをこつちからこつちへ持ってきた、その間に多少の減税があるということであるわけでありまして、これは本当に政府の意図した抜本的な改正ではない、こういうふうには私は思いません。

であるならば、一環としてとらえるというならば、一番初めに申しましたように、将来高齢化社会が来る、大変な福祉財源が要するでしよう、あるいは財政再建もしていかなければならない。この今回のマル優廃止というものは、この税制改革の一体どれだけの位置を占めるものであるのかどうか。もつとはつきり言えば、主役であったはずの大型間接税はもう必要でなくなつたかどうかということ、私は正直に申しまして一番聞きたいことなんです、これは本来は大蔵大臣に聞かなきゃい

けませんけれども、これは私だけでなく国民がみんなそう思っているわけです。マル優廃止がその一環としてとらえられるなら、その次に来るのはやはりそういった将来展望を踏まえていわゆる大型間接税が出てくるのではないかと。要するに、税制改革の当初の中曽根内閣の理念というのはここにきて喪失してしまったのかどうかということもあわせて私はお聞きをしたいと思ひますが、どうですか。

○津田政府委員 まさしく高次の判断を要するわけではございまして、私から云々すべきことではございせんが、今まで私ども税制改正作業の中でやつてまいりましたことは、現在の税のゆがみ、ひずみというもので一番大きなものは、やはり給与所得者と事業所得者あるいはそのほかの所得者とのいわゆるクロヨン問題と言われるもの。クロヨンの実態自体につきまして、私も税務を担当しておる者といひましては適正な課税といふものは行われておるわけでございまして、やはり給与所得者のうちの八五％が納税義務者になつてゐる。ところが、事業所得者なり農業所得者といふものは四割ないしは二割台、こういうふうなことで、そこに不公平感あるいは不均衡感が生まれるというふうな事実。また、法人課税におきまして約五四、五％が赤字法人ということで、残りの四十数％の企業だけが法人税を納めておる。どうも我が国の税負担というものがサラリーマンとそれから一部の企業というものに偏つておるのではないかと、こゝから重税感なり不公平感が生まれるたということではないかと思ひます。

税体系上の問題といひますと、このような観点から申しますと、勤労所得課税といふものの軽減方策、それから法人課税におきまして、やはり国際水準というものを考えてまいりませんと、いわゆる空洞化といふものも招きますので、現在の我が国の法人課税水準といふものは少し高過ぎるのではないかと。そうすると、残ります税の問題としては、いわゆる消費税、間接税の体系と資産課税の体系、こういうふうにあるわけでは

います。

そこで、資産課税につきましては、先般来の国会審議におきまして、来年度の固定資産税の評価水準あるいは相続税の問題につきましては、やはりこれもかなり意見があるわけでございまして、そういうような税体系上から考えますと、やはり間接税といふ問題は今後検討課題として取り上げなければならぬのではないかと。特に物品税を中心といたしますいわゆる個別間接税といふのが、商品間にもかなり不公平感、不均衡感といふものが生まれておる、こういうふうには考えられるわけではございまして。

それから、まさしく所得課税の中でもいわゆるサラリーマンに対する課税とそのほかのものに対する課税といふものは、今回いわゆる資産性所得としての利子課税といふものにつきまして見直しをお願いしておるわけでございまして、なお問題といふものは残されておるのではないかと。しかし、体系上から申しますと、やはり間接税といふ問題は今後我が国税体系としては検討がされていかなければならないのではないかと、かように思ふ次第でございまして。

○柴田(弘)委員 私、個人的にそうだと思ひますよ。今税務局長の答弁があつた。だから申し上げるわけであつてね。ところが、その前にもつとつとやるべきことがあるといふことも申し上げたいわけですよ。つまり、先ほど来御答弁をいたさだしましたキャピタルゲインの課税強化の問題です。利子所得が十兆円とすれば、こちらの方の譲渡益の問題は、キャピタルゲインは三十兆円とも言われてゐる。これに多少は手をつけたのかも言れないが、やはりこれも、なるほど公平だなど言われる方向へ持つていくべきであると思ひます。医師優遇税制の問題あるいはみなし法人課税制度の問題など、抜本的に間接税云々といふ前にやはりまだまだ不公平の是正を行う分野があるのではないかと、こんなふうには考えております。税調もそういった議論を展開しておつたと思ひます。そこで、具体的に来年度以降の税制改革という

ものについては一体どういふふうに対応しようかと考えているのか、この辺をひとつお聞きをしておきたいと思ひます。

○津田政府委員 かねての衆議院議長あつせんの中にもございまして、やはり直間比率の是正という問題があるのと同時に、それ以後いわゆる税制改革協議会の場におきまして、不公平税制といふものを具体的に野党の先生方からも項目を挙げての御審議、今後の協議ということがあるものかと思ひます。

私どもは、そういうような税制改革協議会あるいは政府税調その他の各方面の意見を体しまして、今後ともこの不公平税制の問題は決してゆるがせにできない問題と考えておるわけでございまして。

○柴田(弘)委員 そこで、今回のこのマル優廃止ですが、私どもの素朴な算術的な計算からいいますと、一兆三千億の所得税、これは幹事長・書記長会議で二千億上積みされて一兆五千億になる。そして住民税は、一応とりあへず昭和六十三年度は五千億、昭和六十四年度は六千六百億ですか、こうなりました。

そういたしますと、これは恒久財源を用意する必要があるわけでありまして、これは当然であります。そしてその恒久財源の手段としてマル優廃止で得られる財源といふのは、やはりこれは本当に平年度化するのはいくつか。六十三年、六十四年度にはならぬと私は思ふ。仮に五％で計算していても、中には長いのは十年という定額貯金もあるわけでありまして、やはり単純計算でまいりますと七、八年後でなければ、一兆円なり一兆六千億円なり、兆という数字がつく規模のいわゆる平年度化といふのは期待されなない、私はこう思ひます。はつきり言つて、マル優廃止といふのは未来型恒久財源といふふうに私は呼んでおるわけでありまして、だから、住民税減税、所得税減税もそうでありまして、やはりこうした本当にきちんと確保されるかどうかということがはつきりしてないこの未来型恒久財源をなぜ緊急用意されねば

ならなかったかという点に強い疑問を感じておるわけであります。

結局、キャピタルゲインはちよつと難しい。いろいろ困難が伴う。医師優遇税制もなかなか手がつけられない。とにかく懐へ手を突っ込んで取れるところから取ろう、こういう一律分離課税。申告不要制度というの御承知のように政府税調は答申をしておいた。一律分離課税が一番簡単で一番税収も上がるから一番いいだろう、取りやすいところから取ろう、こういったことで、余りはつきりと物を確定をしないといいますが、果たして税収がきつと六十三年度、六十四年度あるかないかもわからないマル優廃止を減税財源にしたというところはそういうことではないかという強い疑問を私は感じておりまして、絶対反対であります。

それからいま一つは、マル優廃止は与野党合意を踏みにじるものである、あるいは議長あつせんというものを踏みにじるものであるという議論もある。私もそのとおりだと思いますが、やはり五月十二日の社、公、民、社民連四野党と自民党とのいわゆる与野党国対委員長会談で約束した合意、この合意の第三項には、廃案になる売上税問題法案は臨時国会に再提出することは考えない、このように明記をされておる。しかも、このときの売上税関連六法案というのは、売上税関連七法案のうちこの時点で既に大蔵で採決をされました租税特別措置法を除く、所得税法等の改正案あるいは売上税法案、所得税法等改正及び売上税法施行法案、地方交付税法改正案、それから地方税法改正案、そして売上税と税法案、この六法案ですね。こういうふうには私も理解をしております。あります。でありますから、マル優廃止というのはこの与野党合意によって明確に、臨時国会に再提出されることがない、こういうことが合意をされた、これを踏みにじったということははっきり言えると思ひます。また、四月二十三日の衆議院議長があつて、売上税とともにマル優廃止も廃案となることを決定しておいたわけであります。通常国会が終了してわずか半月後に、何らかの反省と

いうものなしに再びマル優廃止を蒸し返してくるというのは、こうした与野党合意、そして議長あつせん趣旨に反する。これはまさしく民主主義というものの基盤を揺るがすものである、こういうような考え方を一つ持っておるわけであります。

それからいま一つは、やはりそういった問題とともに、どう考えてもマル優廃止それ自身が金持ち優遇になつてくる、こういうふうには私は考えている。金持ちとそうでない人の差がますます開いてくるのではないか、こういうことであります。マル優廃止によつて得するものは、マル優枠を超えて多額の余裕資金を持つている金持ちの人たち。現在マル優枠を超える部分については、三五％の分離課税か他の所得と合算をいたしました総合課税の対象となつております。しかし、今回これが三五％から二〇％へ、差し引き一五％も減税をされます。例えば、一億円の預貯金を持つている人はマル優廃止で、私の試算が間違つていないかもしませんが、とにかく四十二万四千円も得する。一方、財形を含めて千四百万円をマル優枠いっぱい、きちきち使つておる人は今まで無税でありました。利子率四％で計算をしてみますと、これは間違いなく無税から二〇％になつてくるわけであります。計算によりますと九万二千円も増税になる。これは紛れもない金持ち優遇、庶民いじめの改革である、こういうふうには考へておるわけでありますが、いかがでしょうか、二点について。

○津田政府委員 今回法案を提出した経緯につきましての御批判でございます。税制改革協議会が設置されました十二回にわたる御審議がなされたわけでございますが、その協議を踏まえました七月二十四日の議長に対する報告におきまして、具体的な提言や合意に至らなかったものの、税制の抜本改革の必要性が各党共通の認識であるということのほか、「中堅サラリーマンの負担軽減に配慮しつつ減税を行う」、「減税の実施に当たっては、恒久財源が確保されることが必要である。」

「昭和六十二年度において、減税を先行実施する。その際、「戻し税」のような、一時的な減税方式を採用することはしない。」というふうな意見の一致を見た報告されておるわけでございます。特に私も地方税財政の担当者として、同報告におきまして、「税制改革案の検討に当たっては、地方公共団体の財政運営に甚大な影響があることを考慮し、早急に結論を出す必要がある。」というふうな協議会の経緯を見ておるわけでございます。

そういうような状況の中で、やはり私も地方税あるいは地方交付税の問題というものを早急に手当てする必要がある。しかし、税制改革協議会の報告というもののつきまして、具体的な合意がなかったわけでございますので、政府の責任において取りまとめて御提案を申し上げておるわけでございます。

恒久財源として利子課税の見直しというふうなものをお願いしておるわけでございますが、前通常国会に提出いたしましたものに必要を見直しというものをさらに加えて提案しておるわけでございます。いわゆる売上税関連六法案の再提出というものは当然ではないか、このように考へておる次第でございます。

それから、特に三五％の源泉分離課税の問題につきまして、今回の利子課税見直しというものが金持ち優遇あるいは庶民いじめの改正になつておるのではないか、このような御指摘でございますが、御承知のとおり現在のマル優の枠というもの、一世帯四大家族で申しますと三千六百万円までの枠がある。三千六百万円の枠というものを切り切るのにはやはり相当な高所得者ではないか、このように考へられるわけでございます。実際面におきまして現在のマル優がより高所得者によりなつておる、活用されている、こういうふうな事実はあるのではないか、かように考へております。

それから、実際の状況から申しても、実はこのマル優の枠を超えた場合の資金運用としましては、現在割引債の一六％というものの活用がかなり行われておるわけでございます。どちらかと申しますと、実は三五％の源泉分離課税の活用というものは、大蔵省の御調査等によりまして、これは割に所得階層にまんべんなく利用されておる。まんべんなくというのは言い過ぎかも知れませんが、金持ちだけが利用しておるということではないようでございます。三五％源泉分離課税というものは、三五％の税金を払えば税務署との交渉はなしという点が非常に一種の魅力と申します。そういうふうな資金運用の一端としてこの三五％の源泉分離というものが使われておるということでございます。高所得者のみが三五％を利用しておつて、それが二〇％になるというふうなものではないか、このように認識しておるわけでございます。

いづれにしても、これらの問題、と同時に基本的に、資産性所得の一端として十数兆円という利子所得をいわゆる勤労所得の減税財源としてお願いする。この勤労所得と資産性所得とのバランスというものが大きな原因でございます。決して金持ち優遇というふうなことだけではないか、かように考へておるわけでございます。

○柴田(弘)委員 せっかくの御答弁であります。私もいろいろと計算をしたりして考へてみました。一つは、先ほど申しましたように三五％が二〇％になる。全部総合課税ということになれば、それはいいですよ。それは選択制なんです。要するに、明らかに一億円の人は減税になるんじゃないですか。それから無税であつた二百万、三百万の人たちが、一方においては確かに所得税、住民税減税があるにしても、増税になるわけでありまして。そういう単純計算をしても金持ち優遇ということにはつきりしている。

それから局長さん、それをおっしゃるなら、総理府の貯蓄動向調査というのを御承知だと思ひますが、あれは平均でたしか四百七十数万円だ。この中には生命保険料とかいろいろ入つてゐる。個

人貯蓄だけじゃない。それで最頻値といって、日本全国の世帯が預けている金額は幾らだということ、百九十三万円なのですよ。そういう点から考えますと、百九十三万持っている人は無税だ。ところが今度は二〇%有税だ。これは金持ち優遇、貧乏人いじめになるわけじゃないですか。そういう点で不公平、不公正のために、そういう悪用している人が多いから一律分離課税でばつと網を打つんだ、これが公平、公正を確保するのだ、中曽根さんはそうおっしゃる。あなたたちもそういう考えだと思ふのですが、本当にやるなら、私は、グリーンカードを導入してきつと把握して悪用を防止し、そして総合課税にするのが本当の公正だと思ひますよ。そこまでの道筋というものが今政府の頭の中になく、税制改革協議会の協議を見守ると申しておいても、そういう本當にきつとした公平、公正を確保してこういうのが総理を初め政府の皆さん方の考えにない。

そしてしかも直接税云々、間接税云々ということを検討するというならば、その前にある直接税体系の中で行われている不公正、みなし法人の問題であるとか医療優遇税制の問題であるとかそういう問題、あるいはクロソンの問題、こういう問題点をきつと解決してから、次の高齢化社会を展望しての税制改革の論議というものを、ただ単なる政府税調の密室の中、政府の中でだけでなく、国民の世論を踏まえて、国民合意のもとに二十一世紀を目指した税制改革というものをきつとしていく必要があるだろう、私はこういうふうな考えでおりますが、私の考えは間違つておるでしょうか。どうですか。

○津田政府委員 税制というものは何と申ししましても国家を国民が支える一番大きな問題でございまして、税制が安定的なためには、国民の合意あるいは国民の理解というものに裏づけられなければならないというところは、先生御指摘のとおりでございします。

そこで、利子課税の問題につきまして総合課税という問題でございします。将来の検討課題という

ことで、私も幹事長・書記長会談の結果を踏まえまして今後対処すべきもの、このように考えておるわけでございします。総合課税にするにはこの利子というものが非常に流動的であり、大畧的であり、そしてグリーンカードのときのように資金シフトというような点を考えなければならぬ。さらに申しますと、夫婦や親子の間においても、へそくりを御主人は知らないけれども税務署にはわかるというような仕組みが果たして国民意識として御理解がいただけるのかどうか。

また、そういうようなコンピュータを使わないうような把握というものを考えますと、相当な徴税費というものがかる。これは私も税務執行なり税務行政に携わつておる者が労をいとうという意味ではないのでございします。不正利用のために税務当局が相当な努力をする、もちろん努力はしなければならぬわけではございしますが、過剰な努力をするということ、まさしく正直に納めていた税金を使うことでございまして、そういうような点も考えなければならぬのではないかと、かようなふうに思ふわけでございします。

しかし、税の実質的な公平ということにおきまして、所得の高い方にはそれなりの税負担をいただし、低い所得の方には税負担が軽減される、軽い税負担で済ませる、こういうことは大きな方向でございまして、今後この総合課税の問題につきましても私も真剣に取り組んでまいりたい、かように思つております。

○柴田(弘)委員 繰り返して申しますが、総合課税化への問題、そしてキャピタルゲイン等を含む資産課税の問題、これは抜本的に見直していかなければ不公平はますます拡大してくる、こういうことを私は申し上げておるわけであります。

それで、今回の住民税の税率改正、これは私の素人考えからかもしれませんが、ちょっと御指摘申し上げたいと思ふのです。

市町村民税の現行税率表と六十三年度改正税率表、当初案と六十三年度改正を比べてみますと、所得二十万円以下の人は二・五%から三%にな

る、六十万円を超えて七十万円以下の人は四%が五%になる、四百六十万円から五百七十万円の方は九%が一〇%、こういうふうな増税になるランクがあるわけでありまして、これでいいでしょうかというのが私の疑問点の一つです。素人考えですが、私の考えが間違つておれば素直に指摘していただければ結構です。

もつとも、これは三控除が引き上げられますから計算上は増税にはならないことになっておるわけでありまして、今度、六十三年度と六十四年度の改正表を比べてみますと、四百五十万円から四百六十万の人が八%から一〇%、九百万から九百五十万の人が一〇%から一%と増税のランクが出てくるわけなんです。六十四年度には三控除の引き上げ等による減税措置はございせんから、増税のまま残されることになるわけでありまして、このような増税必至の税率表というのは妥当と言えるかどうかという疑問点を一つ率直に私は持つております。

二つ目の問題は、当初案と今回の六十三年度税率表を比べてみると、年収一千万までの人たちは現行に比べて軽減額あるいは軽減割合は増加している、よくなつてゐる。しかし、千二百万から三千万までの人は当初案と全く同じなんです。ずつとゼロになつてゐるのですね。それから三千五百万から、六十三年度税率表の方が軽減額、軽減割合がまた増加している。要するに中間がその差が、これはおたくの方からいただいた資料だが、(何)から(何)を引くとゼロ、ゼロ、ゼロとなつて、軽減額、軽減割合が当初案と全く一緒ということですね。だから、これだけ見ても、マル優問題と同じく高額所得者に対して有利な税制、税率表じゃないか、こんな率直な疑問を資料をいただいて持つてゐるわけですが、どうなのですか。なぜここをゼロにしたか。ここはある程度減税にしなければいかぬのじゃないですか。だから、減税の上積みをしよと思へば住民税だってできるはずだ。これは修正を要求したいと思ひます。どうですか。

○津田政府委員 具体的な税率におきまして、一

定の所得段階におきまして税率がむしろ上がるといふような問題は確かにございします。しかし、先生まさに御指摘のとおり、いわゆる三控除の組み合わせというふうなものでやりまして、表をこらへいただいておると思ひますが、三控除と税率を組み合わせますと、きれいに減税をしておるつもりでございします。

それから、六十三年度と六十四年度を比べてみますと、四百六十万クラスとか九百五十万クラスといふものにつきまして、六十三年から六十四年に移行するときに表面の税率がむしろ上がったおる、こういう御指摘もあるわけでございします。現在の税率というのはいわゆる超過累進税率でございまして、下の方の所得の段階には下の税率をかけて、その次の段階には次の税率をかける、こういうふうな仕組みは御承知のとおりでございします。したがって、四百六十万円のケースで申しますと、六十三年度の百三十万円から二百六十万円までの方は一〇%、ところが六十四年度には百三十万円から三百万円と、要するに四十万円一〇%の率を伸ばします。そういたしますと、その二百六十万円と三百万円との間は、六十三年度は一・二%の税率がかつておる。それが今度は六十四年度では一〇%の税率になりますので、二%軽減される。これが実は八千円、この所得の段階におきまして減税になります。ところが御指摘のとおり、四百六十万のところを考へてみますと、四百五十万から四百六十万は六十三年度一・二%であつたものが、六十四年度の税率になるとこれが一・四%、一ランク上の税率に上がつておる、こういうことでございします。この増税額、これは確かに増税になります、その十万円部分は、その差が二%でありまして、二千円の増税と申しますか、減税が減るといふようなこと。しかし、この方には、前の段階の百三十万から三百万の段階におきまして八千円の減税がまず先に出来て、それで今度は四百五十万から四百六十万の十万円について二%の減税の減と申しますか、二千円だけプラスになるといふことで、差し引き六千円の減税に

なってくるような仕組みでございます。九百五十万円におきましても、そのようないわゆる下からの所得の積み上げということで必ず減税が働くような仕組みにしておるわけでございます。

それから最後の問題でございますが、千二百万円以上が当初案に比べてゼロ、こういうような格好、しかしもうちょっと高い段階になるとまた減税が出てくる、このようなことでございます。

基本的な考え方といたしまして、当初案に比べて、当初案は二千三百億から出発すること、ございまして、今回五千億というふうなことで、若干枠が広がっておりますので、中堅所得層あるいは低所得層にその部分の減税を振り向けておるわけでございます。

〔岡島委員長代理退席、委員長着席〕

ただ、これは先生まさに御議論があるかと思うのですが、いわゆる最高税率をどうするか、現在一八というものを一五に下げていくというものが通常国会で出した原案でございました。それで当初案におきましては、まず一七にしよう、こういうような案でございました。しかし、この二千三百億円の減税の枠を五千億に拡大した。当初案ですと最終は七千五百億程度でございますが、かなりその最終の姿の方に近づいてきておるものでございまして、一七と一五の間をとって一六に下げた、こういうような経緯でございます。

もちろん、この最高税率のあり方につきましては、いろいろな御意見があることは承知しておるわけでございますが、私もとしましては、余り果進性が高いことによります事業意欲、勤労意欲の減退、あるいは累進税率を逃れるための節税なり脱税というものの誘因を防ぐ、このような意味におきまして、ある程度の最高税率の引き下げということは考えなければならぬ。しかし、国際的に見ますと、所得税と合わせますとまだ、先進諸国では最高の六五％を最終的に目指しておるわけでございます。御指摘の金持ち優遇、それだけの考え方で処理しているわけではないわけでございます。この点、御理解をお願いしたいと思います。

す。

○柴田(弘)委員 時間が迫ってまいりました。この議論はまた一通りつくりとやらうと思うのですが、これはゼロになっているのです。そして、それからその上は、三千万以上はまた当初案よりよくなっている。最高税率云々という問題じゃないのです。なぜこれがゼロになるのですか、このところを減税すべきじゃないのですかというのが私の質問なのです。これはおかしいですよ。納得できません。

それからマル優廃止も、今の合意にも反しますし、金持ち優遇税制であるということとははっきりしているし、また仮に国際的に云々と申しまして、一律分離課税を行ったとしても貯蓄は減りません。これは大蔵省も認めています。今日の福祉あるいは住宅の問題、いろいろ考えてまいりますと、やはりつめの先に火をともしてそしてためたお金なんです。今一番大変なのは四十代、五十代の中堅サラリーマンなんです。やはりもっともつとそういう人たちに配慮した税制改革というのが私は望まれる。でありますから、今回のこの税制改革法案は私どもとしては到底賛成できません。賛成できないどころか、マル優廃止はぜひとも撤回をすべきである、これを申し上げたい。この辺の答弁を大臣にいただきたい。

それから、ちよつとあちらこちらで、もう時間がないから簡単にやりますが、地方交付税で、私も一昨年と昨年二回にわたって、国際交流推進という立場で地方交付税の算定基礎の中にその費目を入れたらどうかという質問をいたしました。今年からそういった費目が国際交流推進費というふうに入つたようでありまして、これは私も非常に評価をいたしております。具体的に、おたくの方の地方自治体に対する基本指針を見ても、国際交流のイベントを、例えば名古屋市の昭和六十四年に百周年記念になりますので、世界デザイン博覧会、それから世界デザイン会議というのを各国を招来してやるわけです。これは直接的には外務省あるいは通産省の問題であります。地

方自治体の国際化の問題あるいは活性化という問題から、自治省としても、せっかく国際交流の推進ができたわけでありまして、その枠を拡大して対応して前向きに取り組んでいただけたらどうかという問題。

この二点について、簡単にひとつ大臣からお答えいただきたいと思います。

○葉梨国務大臣 今マル優廃止法案を提案しております政府といたしまして、廃止に反対が賛成かと言われましても、これはもうお答えするまでもないことでございまして、十分に政府の意のあるところを御理解いただいて、できれば御賛成いただきたいということが私の気持ちでございます。

○矢野政府委員 柴田委員に以前御指摘をいただきました、国際交流に関する費目を交付税の中に設けたわけでございます。これは、その節にも申し上げたかと思いますが、いわゆる外国青年の招致に伴う日本の国際化の推進という新しいプロジェクトを進めるために、六十一年度はこれは準備的な経費でございましたが、昭和六十二年において新たに費目を設け、そういった語学指導等を行う外国青年に係る給与費とか旅費とか国際交流関係の負担金、所要経費を、標準団体ベースで三千八百万、全国ベースで約三十億円を措置したわけでございます。

普通交付税で今回措置をするということにいたしておりますのはただいま申し上げた目的に出るものでございまして、自治省全体といたしまして、やはりこれから国際化に関する問題は太いいろいろな面を進めていかなければならない、こう考えております。国際化推進のための町づくりというふうなことも、これから自治省としての重点施策に掲げていきたいというふうなことも考えておりますが、御指摘のようなこういった博覧会、従来国際博というふうなものにつきましては、政府としてそれに関連するものもろの事業についてのいろいろな財政の負担関係を決め、援助措置等も行つておることもあるわけでございますが、一般にあらちで行われるさまざまな博覧会そのもの

について直接現在普通交付税上財政措置をするというところまではまだ至っていないわけでございます。ただ、そういった地方団体が国際化のために大いに努力するという点につきましては、我々もその地方団体の努力というものを十分認めていて、いろいろな面でのまた配慮をしてまいりたい、こう考えておるところでございます。

○柴田(弘)委員 最後に大臣、今の名古屋の世界デザイン博の問題、ちよつと答弁してください。それからもう一つ、建設省来ていたいておるのですが、詳しくは申しませんが、大曽根土地改造事業も、これも全国にない画期的な事業なんです。それも建設省の方にも既に予算要望いたしておりますが、積極的な取り組みをしていただきたいと思ひます。

この二点を伺つて、前向きの答弁をお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○葉梨国務大臣 地域レベルの国際交流は、それぞれ地域のニーズを踏まえ、個性と創意を生かして行われるべきでありまして、これによつて国際社会におきます地域アイデンティティーを確立しつつ、地域の産業経済を刺激して、地域を活性化することに意義があるものと考えております。自治省といたしましては、この趣旨を踏まえました国際交流事業が各地域で実施されることは、先ほど局長からも申し上げましたように、望ましいことであると考えているところでございます。

先生からお話のございました世界デザイン博覧会につきましては、名古屋市の方からの具体的な要望等がございまして、事業内容等につきまして十分検討し、適切に対応してまいりたいと考えております。

○小川説明員 本事業は、名古屋市の北東に位置いたします大曽根駅を中心とした都市拠点づくりといたしまして、土地区画整理事業により鋭意実施されているものでございます。建設省といたしまして、都市再開発の推進は近年の重点施策の一つでございます。私も、これに該当する当地区の事業につきまして、これまで同様に事業費

の確保に努めながら事業の進捗を図っていく所存でございます。

○柴田(弘)委員 時間が参りましたので終わります。ありがとうございました。

○石橋委員長 小谷輝二君。

○小谷委員 本年は地方自治法施行四十周年という年を迎えたわけでございますが、自治省におきましてもそれなりに記念すべきこの年を地方自治発展のためにいろいろ努力され、いろいろ御検討を加えておられると思います。今地方自治体は、住民福祉の向上、また地域社会の整備、地場産業の発展等々、住民のニーズにこたえるべく努力を重ねておられるところでございますが、今後なお二十一世紀に向かっては、さらに情報化社会、国際化社会、また問題の高齢化社会等を迎えることになるわけでありまして、これらに対応するために地方自治体の責任はますます重要になってくる、このように我々思っております。

そこで、地方自治発足四十周年という佳節を迎えたこの本年、自治大臣という重責を担っておられる葉梨大臣に、地方自治に対する抱負と、また今地方自治体に対して何が最も必要なのか、このような点について御感想をお伺いしたいと思っております。

○葉梨國務大臣 新しい地方自治制度が発足いたしました四十周年でございますが、関係者の御尽力と国民の理解と協力によりまして、我が国の地方自治はおおむね定着しつつあると考えているところでございます。

しかし、御指摘のような社会経済情勢の変化に対応して、地域社会の活性化と住民福祉の増進を図るため、地域特性を生かしました個性豊かな地域づくりが必要となっております。地方公共団体の果たすべき役割はますます重要性を加えていると認識している次第でございます。

また、国、地方を通ずる行政の簡素効率化及び地方分権の推進を図らなければならないという観点から、機関委任事務の整理合理化等なお改善を要する点が多々あると考えているところでござい

ます。したがって、これらの改善を含め地方自治の理念に十分に配慮して、その一層の充実強化に努力していきたいと考えております。

○小谷委員 地方の時代と言われて久しいわけでございますが、今大臣の抱負にもございましたように、地方自治の役割はますます重要になってくると我々も思っております。今最も必要なことは、地方の行政全般にわたって諸施策を推進していくためには、地方自治体の体力をのめをつけないければならぬ、このように思うわけでござい

ます。ところが政府は、近年いろいろな施策は、地方財政の健全化にまさに逆行するような補助金の引き下げ、また地方負担の転嫁、また経常経費にわたるまでマイナスシリングというところで、国保や義務教育費の補助の引き下げ等が行われておるわけでありまして、また、今回の追加の公共事業の地方負担分におきましても、これまで建設地方債、これで賄うというふうなことで、どれ一つとてみましても地方財政はますます硬化化していく。自治体に力をつけるどころか、むしろ弱体化し続けていく、こういうふうな状況にあるわけであり

ますが、私は非常に危惧しておるわけであり、この点はどう思われるのか、大臣いかがですか。

○葉梨國務大臣 今先生がお触れになりましたように、地方財政は大変な借入金残高を抱えておりまして、厳しい状況にあることはもうおっしゃる通りでございます。各地方自治体の財政運営におきましても、年々公債負担が増大しております。極めて厳しい状況にあり、早急に財政構造の健全化を図ることが必要であると考えております。このような見地から、今回の補正予算に基づき追加公共事業等に必要な地方負担につきましても、全額を地方債によることなく、三千五百億円の地方交付税の増額を図ることとした次第でございます。

今後とも、行財政の守備範囲の見直しとか行財政運営の簡素効率化等によりまして経費の節減合理化を図るとともに、地方税とか地方交付税など地方一般財源の充実を図っていく必要があると考

えている次第でございます。

○小谷委員 それなりに努力されておられることにつきまして、それなりに私もよくわかるわけでございますけれども、ちょうど地方自治発足四十周年という記念すべきときに、今こそ思い切った地方自治の原点に立ち戻って、そうして内政の担い手である地方団体と国との税源の再配分をこの機会に本気になって考えていく。また自主財源の確保、また機関委任事務の整理統合、このよう

な諸施策を今この機に、この記念すべきときに見直し、抜本的な改革を行うべきではないか、このように思うわけでありまして、

ところが今状況は、権限は中央へ、そして責務と負担は地方、こういうふうなあり方が何年も続いておるわけなんです。こんなやり方が今後も続くということになるれば地方自治そのものの存在価値すらなくなるんではなからうか、このように非常に思うわけでありまして、今後このような施策が続けられるとすれば、自治体にとっては本来の地方自治そのものが損なわれていく、こういうことにならざるを得ないではないか、こう心配しておるところでございます。大臣を初め自治省の幹部が本気になって地方自治を今守るべきときではないか、このように思っているわけでございます。

○葉梨國務大臣 地域社会の活性化でありますとか住民福祉の増進を図るために、住民に身近な事務は住民に身近な地方公共団体において処理できるように、国、地方間の役割分担とか財源配分のあり方について幅広く検討を行うことが必要であると考えております。

このために、これまでにも機関委任事務とかあるいは国、地方を通ずる許認可権限の整理合理化、国の関与、必置規制の整理合理化などを行ってきたところでございますが、これまでの措置は地方公共団体の長年の要望から見ますとなお不十分でござい

ます。これからは、地方の役割分担等のあり方についてあらゆる機会をとらえて、地方分権を推進する観点に立ちまわって適切に対応していきたいと考えている次第でございます。地方自治は漸進的に進んでいる、しかし十分ではない、そういうことでございまして、先生がおっしゃるような悲観的な状況にはない、このように考えております。

○小谷委員 税制改革について質問いたします。自治大臣は前国会におきまして、私の税制改革に対する質問で、地方交付税法を含めた税制全体の改革案を与野党で協議をさせていただき、しかも地方財源を充実するような方向で地方交付税法も含めて新しい改革案の協議を進めて、その成果を得ていただけるよう期待を申し上げるところでございます。このように御答弁があったわけでございます。これはそのまま申し上げたわけでありすけれども、大臣は与野党の税制協の成案を期待している、このように申されたわけでございますが、この税制協の協議を、今現在もその成案を期待しておるといふことについては変わらな

いわけですか。この点はいかがですか。

○葉梨國務大臣 税制改革協議会の報告が出されました段階で、地方税法の改正については中間報告を踏まえて自民党と政府が協議中であると答弁申し上げた次第でございます。この中間報告におきましては、減税の実施に当たっては恒久財源の確保が必要であることなどの意見の一致を見た点だけでなく、各党から出されたものの一致を見るに至らなかったいろいろの御意見が報告されているところでございます。

今回の税制改正でございますが、これらの意見について十分に配慮しながら政府の責任において取りまとめたものでございます。利子課税制度の見直しにつきましても、所得課税の公平確保、減税の恒久財源等の観点から今回の改正を行うこととしているものでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○小谷委員 税制協は現在も協議は続行されているわけでありまして、成案にはいまだ至っていないわけでありまして、今日の段階で所得税法改正案等三法案が今国会に提出されたわけであり

が、この中には、先ほどからも話がありましたように、国民の強い反対で廃案になった売上税関連法案、すなわちマル優廃止法案が含まれておるわけでありまして、このマル優廃止法案が地方税関係と抱き合せて提案された。

このマル優廃止法案は、先ほどの質問にもありましたが、御承知のように国対委員長会談で再提出はしない、このように約束されたものであるわけでありまして、この約束に反するという点で益前一週間にわたって審議がストップした、このような事態を招いたわけでありまして、申し上げるまでもなく、今自治体からは交付税法、地方税法の早期決定が非常に強く要望されておるところであります。また私どもにつきましてもこの点は早期決定が必要である、このように深く認識をしております。

ところが、本来このような税制改革は、全体像を明らかにした上で所得税の減税、また住民税の減税、また租税特別措置等の位置づけ等を明確にして全面的な改革を進めるといことが最も好ましいわけでありまして、今回の政府案は全体像を明らかにするものではなくして、早期に解決しなければならぬ交付税、地方税に公党間の約束に反するマル優廃止法案を抱き合せて提出された。これは我々にとっても非常に遺憾に思うわけでございまして、このような抱き合わせがあったので非常に混乱を招いた臨時国会ではなかなうかと思うわけでございまして、この点大臣はどうお考えになりますか。

○葉梨國務大臣 地方交付税法の改正案につきまして大変御理解をいただいていることはありがたいと拝聴した次第でございまして。

さらに、利子課税の見直しは与野党合意に反するという御指摘がございましたが、これにつきましては、新たに老人等に対し少額公債利子非課税制度を存続させることといたしております。ほかに、財形住宅や年金貯蓄の税率を半分に引き下げる等を行っております。五月十二日の与野党合意に言っております売上税関連法案の再提出に

は当たらないと考えている次第でございまして、念のために申し上げます。

○小谷委員 この問題は国対あたりで随分論議されていようでありまして、ここで申し上げることは差し控えますが、次に地方財政対策について質問をしたいと思っております。

地方財政対策の補正措置で減となるもの、売上税の廃案になった分とまたその他地方税等、また増となったもの、差し引きどれだけがマインスになったのか、ここらをお説明をお願いします。

○矢野政府委員 今回の新しく見直しして決定をいたし提出をいたしました税制改革案と当初の案とを比較いたしますと、昭和六十二年の地方税及び地方譲与税につきましては次のような変動が生ずるわけでございまして。

まず第一に減となる方でございまして、これは第一には、利子課税見直しの実施時期が当初案は六十二年十月一日でございしましたが、見直し案では六十二年一月一日ということとされたことによりまして、当初案の増収予定額が五百五十二億円減となる。それから第二に、売上税法案を提出しないということになりましたので、売上税と税相当分、これは全額でございまして、千八百三十八億円が減になるわけでございまして、そのほか、法人税における賞与引当金が実施されていないということにより、法人住民税、法人事業税について九百九十三億円の減が生ずるわけでございまして、以上の結果、当初案の増収予定額は三千三百八十三億円目減りをするということになります。

一方、増となる方でございまして、売上税を提出しないということによりまして、当初案では廃止予定とされておりました電気税等の三つの税が復元をするということになったことによりまして六百七十二億円の増、それから個人住民税の減税の年度内実施が見送られることになったことによりまして、減収予定額のうち二千三百十八億円が復元されるということになりました。増の方の合計は二千九百九十億円でございます。

この結果、地方税及び地方譲与税全体としては、当初案に比べ差し引き三百九十三億円の減収になるということでございます。

○小谷委員 売上税の導入という国の施策が国民の強い反対によって廃案になったわけでございまして、本年初め、二月でしか自治省から、今廃案になった売上税、これを前提として各地方自治体に対して地方財政計画を立て、それに基づいた予算編成をするように指導されてきた。その結果、先ほどから、午前中からもお話がありましたけれども、大きな歳入欠陥が生じてきた。それにより地方自治体においては大変な混乱を生じたわけでありまして、自治省の責任は大きいと思っております。この点はどう考えていますか。

○矢野政府委員 当初案におきまして売上税と税等を見込んだ地方財政計画を策定し、これを地方公共団体に連絡をしたところでございまして、従来より、新しい年度の制度改正については地方団体の予算編成の参考となるように詳細な連絡をするということになっております。また、地方団体に置きまして、それによって収支のバランスをとったものとした地方財政計画を参考として予算を組むというのは自然な姿であると思っております。

ただ、そういった連絡をしたわけでございまして、結果として売上税関連法は廃案ということになりまして、これによりまして地方財政計画を参考にして予算を計上した地方団体に大変御迷惑をおかけしたということについては、私どもとしては大変心苦しく思っております。私どもとしては、大変心苦しく思っております。

したがって、今回の見直しによりまして、当初の地方財政計画を信頼して予算の計上をし、また歳出を執行中の地方公共団体に對して、その財源をせびとも確保していくということを含んだ関係法案を御提出申し上げておるわけでございまして、この点について私どもとしてはぜひとも早期にこの成立が図られることをお願いを申し上げます。

○小谷委員 これは矢野さん、今後もこの種の法案が出るたびに、今回の補正もさることながら、

また今回のマル優制度の見直しの問題、廃止の問題等を含めて、その都度国の方で、一応まだ国会にも出されてない、要するに提案される前にでもばはん地方自治体に、これに基づいて予算編成せよ、こういうことが今後も行われるのですか。同じことを繰り返すことが今後将来起こるのではないのでしょうか。これはどうなのでしょう。

○矢野政府委員 現在の地方財政、仕組みとして大変複雑でございまして、また昔に比へますと大変内容の膨大な歳入あるいはこれに見合う歳入というものが、毎年度いろいろな改正を伴って計上されるというわけでございまして、私どもとしては、そういったものを地方財政計画という形でまとめまして地方団体にこれを連絡するということは、やはり必要であらうと考えております。もとより、地方団体がそれに基づいて予算をどのよう

に計上するかということは、最終的には地方団体が決めることでございしますが、私どもとしてはそれについて全く連絡をしないというわけにはまいらない立場にあらうかと思っております。

もちろん、そういった制度改正に関する法案というものは、国会の御議決を待って初めて効力を発するものでございまして、私どもとしては従来より、そういう法案が成立した場合には初めて正式の通達により、地方団体に對し、こういう法案が成立したのでこれに基づいて予算を計上して財政運営に遺憾なきを期してほしいということを言うわけでございまして、また今回の場合にも、ただいま御審議中の法案を御議決を賜りましたならば、そのような形でまた正式に地方団体に通知をいたしたいと思っております。

ただ、それに先立つて、こういうことを政府が決定し、国会に提案をするということについては、地方団体としてもそういった状況をやはり知り得る必要があるかと思っておりますので、そういった形で地方団体への連絡は今後ともやっていたいかなければならない性格のものだ、このように考えておるところでございまして。

地方財政計画を指導する面から見て当然かも知れませんが、むしろそのことが混乱を招く原因になるようなものは考えるべきじゃないですか。だから、いろいろ考えて、非常に難しいかも知れませんが、要するに今までの考え方、まだ成案になったものでもない、まだ閣議決定もされていないようなものをばはん財政計画で、これに基づいて予算を組めと言わなければかりの指導をされたのでは、地方自治体は今後も混乱を起こすことがあるんじゃないか、こう思うのですが、どうですか。

○矢野政府委員 実態的には大変難しい問題でもあろうかと思いますが、と申しますのは、政府として決定したものを地方団体に知らせるということ、は、私も必要だと思えます。しかし、それが本当に効力を発するのは、やはり国会の御議決をいただいてからでございますので、それまで黙っていて、その後こういうぐあいになったと言っているというだけでは、現在の複雑な行政の執行のもとでは、地方団体としてもやはりかえって不安だと思えます。

ただ、今回の場合にも私もそういう点は十分実感を感じたわけでございますけれども、非常に激しい議論の対象になるということが考えられるもの、こういったものについては、そういうことは十分ひとつ考えながら地方団体によってそれぞれ決定をしてほしいという点には、これは留意をしておきたい必要はあるかと私も思っています。ただ、全く何も言わぬというのは、むしろ自治省としての責任を放棄するということになるかと思えますので、その点は御理解を賜りたいと存じます。

○小谷委員 先ほど財政局長から説明がありましたが、今回の補正で三百九十三億、差し引き財源不足ということのようでございますが、その補正財源はどうしますか。

○矢野政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、地方税関係につきましては減収の大きなものとしてはもちろん売上税、それから逆に当

初減と見込んでおいたものが復元したもので大きなものは個人住民税ということでございますが、結果的にその他の要因も含めまして三百九十三億という金額の減収が生じてきたわけでございいます。これは税の減収でございます、もちろん交付団体、不交付団体両者を通じてあるものでございいます。また、金額的に三百九十三億ということでございますし、それ以外に何らかのこの三百九十三億を新たに埋める税源確保という案も直ちに考えられないという点から、この三百九十三億につきましては、当初の減税が若干先行したことによる財源不足額の補てんと同様、財源対策債で措置をするということにいたしております。

○小谷委員 財源対策債でこれを賄うというお考えのようでございますが、これは金額の云々にかかわらず、また地方負担の先送りということになるわけであります。また、地方自治体の財政の健全化は極めて重要な問題であり、これは各自治体とも首長また議会ともどもみな努力を重ねながら努めておるところであるわけであります。この公債の負担率の問題が地方財政の健全化については大きな問題になるわけでありますけれども、まず二十年間でこの負担率がどの程度になっているのか、負担率がどのように変動しているのか、この点ちょっと御説明いただきたいと思うのです。

○矢野政府委員 いわゆる公債負担比率、これは地方団体の公債の負担の状況をあらわす場合に最も一般的に使う概念でございます。端的に申しますと、一般財源の中に占める公債の割合ということでございます。この負担比率の推移でございますが、昭和四十九年当時におきましては一般財源に占める公債負担の割合が五・二％程度でございました。その後この率は累増してまいりまして、昭和五十五年では一〇・七％、一番最近の昭和六十年におきましては一四・三％、これは都道府県、市町村全体を平均した姿でございます。そういう意味では、公債負担比率は逐次累増しておるという傾向を明らかに示しておる

ところでございます。

○小谷委員 自治省として、負担率がどの程度までならまずまざるということ許されるものか、どう考えられますか。

○矢野政府委員 ただいま申し上げました公債負担比率以外に、いわゆる起債の制限比率という最も厳格な意味のものがございいます。これは公債費の中で特定財源の伴うものと交付税上措置のあるもの、こういったものを全部除いて計算するものでございまして、この起債制限比率の場合には二〇％以上になりますと起債、地方債の発行そのものが一部について制限をされるということになっておるわけでございます。これは最も厳格な意味でございますが、先ほど来申し上げました公債負担比率で考えてみますと、いろいろな状況から判断いたしますと、この比率がやはり二〇％以上ということになると、公債負担の財政に与える影響が相当重くなっていると判断をしております。これがさらに上がつてまいりますと、恐らく起債制限比率の方も二〇％になつてくるというようなことが考えられるわけでございます。その場合には起債が制限されるわけでございいますから、もちろん財政運営上極めて重大なことになるわけでございます。そういう意味では公債負担比率の段階で二〇％というのが一つの赤信号だ、こういうぐあいに考えております。

○小谷委員 先ほど大臣も地方自治体はますます順調に発展をしておるということでございますが、少なくとも公債負担率から見れば四十九年から倍々ゲームのようにふえてきておるわけですから、それだけ地方財政は硬化してきたということと、地方自治体独自の地方自治にまつる事業がそれだけ硬化化してきて動きがとれなくなりつつあるということでございます。

そこで、自治省の資料によりますと、この負担率かなり地方財政に深刻な状態になりつつある。六十年決算を見ると、公債負担率は全体の平均が一四・三％、今報告のあったとおりであります。危険信号と言われる二〇％を超える団体

が千三十六、全体の三一％、これは大変なことじゃありませんか。また、負担率が三〇％以上、危険率の度合いを超したのは百六団体、全体の一四％近く、こういうふうな状況で、私は順調、健全に地方財政は発展しておると言えるかどうか疑問を持つわけであります。

また、このような状況になってきたのは、昭和五十年以降に財源不足をすべて地方債の増発で賄ってきた、国の財源不足といえますか、これをことごとく地方に転嫁してきた、それを起債で補てんをして先送りしてきた、このような安易な考え方の積み重ねが今日のものはや限界に達したといつてもいいような状況になったのではないかと申すわけですが、矢野さんどうですか。

○矢野政府委員 確かに御指摘のように、今日公債負担比率が上がつてまいりました。というのは、昭和五十年代に入ってから財源不足を賄うための地方債、あるいは当時においても景気刺激のための公共事業の増加といったものに対して地方債が多く使われてまいりました。また、最近におきましては内需拡大等のために地方債を当面の財源として使う場合がしきりにあるわけでございいます。確かに平均的には一四・三％程度ではないのかと言われるのですが、地方財政はあくまでもこれは個別の団体の財政の集まりでございますから、決してこの平均で見てもらってはいけません。この平均の姿で例えば国家財政と比較して、地方財政はまだまだ低いと言われるのはもつてのほかであるということから、最近では特にそういう個別の団体についてどうなっておるかということに強い関心を持たざるを得なくなつたわけでございます。

もとより、全体としてもこれ以上起債の増発を安易に行つていくということになりますと、この比率はますます高まってまいります。そういう意味からは、今回の追加公共事業の財源措置に際しましては、従来ならば全部起債ということでありましたけれども、もうそうはいかぬ状況になつてきたということから、どうしても一般財源の措置

を必要とするということで、御提案申し上げておるような措置をとっておるわけでございます。やはり必要なことは、全体としての一般財源の増加を図ると同時に、もう一つ、この中身を見てみますと、比較的規模の小さい団体から公債負担比率が上がってまいります。ですから、その辺はよく考えていかなければならない。そういう意味で、そういう団体において公債負担比率が上がってまいりますと、内需拡大のための仕事に起債の発行もできなくなってしまう、そういうことから、そういう個別の団体に対する指導なり支援措置、あるいは地方交付税等を通じての財源の均てん化、こういった点を特に考えていかなければならない、こういうつもりで地方財政の問題を考えておるところでございます。

○小谷委員 大臣、私は与野党という立場ではなくして、立法府の一員として、また地行の委員として、今こそ地方の自主財源の確保、さらに交付税率の引き上げ等々抜本的な改革を早急に行わなければならないのではないかと、このように思うわけですが、大臣いかがですか。

○葉梨國務大臣 地方の自主財源の確保あるいは充実という点につきましては、先生と全く同感でございます。

地方団体の基幹財源の一つでございます地方交付税について申し上げますと、現在特別会計におきましては六兆一千億円の借入金残高を抱えております一方、国税三税の三〇％という法定率で計算しました額では不足するために、毎年度のよう特別措置を講じ、必要な額を確保しているところでございます。その意味では、現行の三〇％が十分とは言えないというところは言えると思っております。一方、国の財政も大変厳しい状況にございますので、交付税率を引き上げてもらいたいと思っております。なかなかそれも不可能ではないかと思ふ次第でございます。

そういう意味におきましては、今後地方財政の厳しい状況を踏まえて、税制改正であるとか国地方の役割分担と費用負担のあり方につきまして

検討を進めていく必要があろうかと思ひますし、事務配分に対応いたしまして、地方間の適正な税財源の配分が行われるよう、先生の御指摘の点も含めて検討を進めていきたいと思ふ次第でございます。

○小谷委員 補助率の引き下げのことについてちょっとお尋ねしておきます。

昭和五十九年、六十年、続いて六十一年三年間の暫定措置として補助金が削減され、以後補助金は削減しない、このような約束のもとにきたわけでございますが、六十二年度も再び削減された、約束はほごになった、こういう経緯がございまして、このような補助金の削減は、地方財政を圧迫するだけではなくして地方の自主性を損なうものであり、地方六団体からも何とか削減をしないようにという陳情も自治省にもかなり出ておると思うわけでありまして、ところが、先般六十三年度の予算の概算要求基準が示されたわけでありますが、経常経費のマイナスシーリングのもとで補助率の引き下げが行われるのか、この点報道がありました。自治大臣、この補助率引き下げについては六十三年度はどのようにお考えになっておりますか。

○葉梨國務大臣 昭和六十一年度引き続きまして昭和六十二年度も国庫補助負担率の引き下げが行われたわけでございますが、これは内需の拡大を図るために、公共事業について緊急避難的に行われたものであると理解しております。引き下げに際しましては、地方債あるいは地方交付税によりまして地方財政に実質的な負担増が生じないよう補てん措置を講じているところでございます。

これまで行われました国庫補助負担率の引き下げは昭和六十三年度までの暫定措置とされているところでございます。自治省といたしましては、各省に對しまして、その上にさらに補助負担率の引き下げを行うようなことがないよう強く申し入れておるところでございます。そのようなことはなさるべきではないかと考えている次第でございます。

○小谷委員 過日の新聞報道によりますと、官澤大蔵大臣は、国の補助金や負担金の引き下げ問題について約束があるので約束違反はできない、しかし新しい合意ができるものがあるかどうか年末まで検討したい、このような宮澤大蔵大臣の記者会見で内容が報道されておりますけれども、今までのことは今までのこととして置いておいて、新たな補助金の削減に類するもの、この合意ができれば導入していきたい、このような考え方はなかなか思われるような発言でありまして、この件について大臣どうですか。

○葉梨國務大臣 ただいまの国庫補助負担率の引き下げ措置でございますが、昭和六十三年度までの暫定措置である旨を大蔵、自治両大臣で覚書を取り交わしているところでございます。覚書によります約束は当然守られるべきであると考えておりますし、来年度において大蔵省からさらに補助負担率の引き下げを行うような提案はあり得ないものであると考えている次第でございます。

○小谷委員 今までもずっと地方に責務と負担をすべからずとてきたという経緯から見て、何が出るかわからぬという点で非常に危惧があるわけでありまして、大臣、今後はこれ以上地方自治体に、たとえ交付税で補うといえどもこれは地方の財源でありまして、先送りであつて要するにローンと同じじゃないですか。したがって、こちらで本場に地方自治を進展させ守っていく大臣という立場で、思い切つて決意を新たに臨んでもらわなければ地方自治体はたまったものではない、このように思うわけでありまして、この点について大臣の決意をお聞きをして質問を終わりたいと思ひます。

○葉梨國務大臣 ただいま地方自治体をお気持ちからの激励を含めてのお言葉を賜りまして、大変ありがたく拝聴いたしました。私の物の言いが大変やわらかいものですが、くにやくにやしていると思われるかもしれません、やわらかい物の言ひ方ではあるかもしれませんが、自治省としてはそのような考え方で対応したいということと御理解いただきたいと思います。

○小谷委員 では質問を終わります。

○石橋委員長 岡田正勝君。

○岡田(正)委員 大蔵省からわざわざお越しいただいておりますので、大蔵省に対する質問が五つありますから、最初にまとめて質問申し上げます。

さて、今私どもはマル優制度廃止の問題をめぐってけんけんがくぐの論争をやっておるわけでありまして、どうもようわからぬことがあるのです。ようわからぬことをごちゃごちゃいじるのに、例えがおかしいかわかりませんが、例えば群盲象をなでる、いろいろな話が出てくる、正体がわからぬ、これじゃ論議になりませんので、軽くお答えを質問の冒頭に答えていただきたい。

いずれも数字的なことでありますが、非課税貯蓄が二百八十七兆円ほどあるということをお承っておりますが、間違ひありませんか。

○野村説明員 お尋ねのとおり、現在非課税貯蓄残高としてございますのは二百八十七兆円でございます。

○岡田(正)委員 続いてお尋ねいたします。その二百八十七兆円というのは我々も聞いておるのではありませんが、それは郵便局、銀行、国債、財形、いろいろな方面におつたて御調査なさつて把握された数字であらうと思ひます。

そこで、それぞれに何口、何兆円ずつあるのか、何口というのは通帳のことでありまして、これがさつぱりわからぬので教えていただきたいと思ひます。

○野村説明員 個々の件数はなんでございますが、全体といたしまして持つております少額貯蓄の件数につきましては、一億五千六百三十万件となっております。そのほか公債あるいは財形貯蓄それぞれあるわけでございます。ちなみに少額公債の件数を申し上げますと七百十八万件、財形貯蓄につきましては千七百十二万件でございます。

○岡田(正)委員 私ども、五億口あるんだとか六億口あるんだ、国民一人当たりについて五つぐらひはあるんだらうということをよく聞きますよ

ね、週刊誌なんかにも書いてあるのでありますが、今お話しになった一億五千六百万件というのは、非課税貯蓄残高二百八十七兆円が一億五千六百三十万件あり、別口で少額公債が七百十八万件、財形貯蓄が千七百十二万件ございましてという意味なのでしようか。

○野村説明員 ただいま申しましたのは少額貯蓄非課税の申告が行われているものの件数、申告書数でございまして、預貯金の口座数といった観点から申し上げますと、通常貯蓄が六千六百四十二万口座、定期貯蓄が三億四千四百七十四万口座、その他一千二百五十五万口座、合計いたしまして四億二千三百七十一万口座でございまして。

○岡田(正)委員 よくわかりました。

さて次の問題であります。よく不正利用されておる、不正利用が多いのでしからぬということをお聞きのありますが、不正利用のそれぞれが何口で何兆円ぐらいあるものでありましようか。

○野村説明員 ただいま個々の件数は持ち合わせがございせんけれども、いわゆる金融機関等に付しますマル優の調査を私どもは行っているわけでございます。六十年度の事務年度で見ました場合、調査、指導いたしました件数が四千七百八十二件、接合割合としては約一〇％強でございます。

○岡田(正)委員 六十年度に四千七百八十二件、約一〇％の調査をいたしたということでありまして、不正利用の件数はこれを一〇％にしてもらえばいいんだという意味なのでしうか。それで、金額はどのくらいと見ていらしやるのでしうか。

○野村説明員 期間は六十年度の七月から六十一年の六月という一年間でございましてけれども、四百二十一億円を追徴しております。

○岡田(正)委員 四百二十一億円を追徴したということでありまして、私どもの方で聞きたいことは、不正利用は一体何口でどのくらいあるものか、これは国民が聞きたいところですよ。非課税貯蓄残高が二百八十七兆円ということまでお調べになつておるわけですから、不正利用がどのくらいあるかということのおよその見当はついておるのじやないのですか。

あるかというところのおよその見当はついておるのじやないのですか。

○野村説明員 ただいま申しましたように、私どもが直接調査をいたし、あるいは指導したりしております件数は、先ほど申しましたような件数でございまして、その実態がどういふふうになつていくかという話は、まさに私どもの調査が必ずしも行き届いてない点でございまして。ただ、指摘をしたい点は、現在非課税貯蓄制度といったものの適用を受けているもの、実はこれが個人貯蓄の七割以上になるわけでございます。金額にいたしまして十五兆九千億。こういった中にどの程度不正利用があるかということについては、私どもの調査の及ぶ範囲内のことしかわからないわけでございます。

○岡田(正)委員 私は頭が悪いのでしうか、あなたの頭がよ過ぎるのか、どうもちよつとよくわからぬのです。くだいようでありますかもう一遍。非課税貯蓄残高は二百八十七兆円あります、これは調べました、その申告口数も全部調べましたということは承りました。そこで、不正利用は幾らあるのかと聞いたら、ほんのちよつと調査をしただけであつて実態はわからぬ、こういうことでありまして。だから実態はわからぬということを受け取つていいですね。

○野村説明員 不正の利用の形態と申しますのは、例えば名前を家族あるいは親戚とかいろいろ他人名義を借りるいわゆる借名というものの、あるいは全く架空の名前を立てまして架空名義の預金をつくる、こういったものもあるわけでございます。それがまさに非課税貯蓄の適用を受けた預金総額といたしまして十五兆あるわけでございます。したがいて、その実態が個々にどのようになつていくかということについては、これは膨大なもので事務的にも大変な作業でございまして、なかなか実態を把握し切れないというのが私どもの今の実態でございます。

○岡田(正)委員 先ほどの十五兆九千億というのは申告をしたものの総額でありますか。十五兆九千億円というのは二百八十七兆円の残高というものに對比してどういふふうに通解したいののですか。

○野村説明員 十五兆九千億と申しますのは、まさにその利子額でございます。その点お含みおき願いたいと思いますが、そういったことから御推察いただければと思つたわけでございます。

のくらい入るのか、それから平年度収入は一体幾ら見ておるのか、その平年度収入が一〇〇％の金額、いわゆる予定金額であります。一〇〇％の予定金額に到達するのには、我々は六、七年かかるというふうに見ておりますけれども、そのとおりであるかということについてお答えください。

○岡田(正)委員 わかりました。

○野村説明員 初年度につきましては十月一日施行でございますので四百五十億、これが平年度ベースになりますと九千五百七十億、このような数字になつております。――失礼いたしました、一月一日でございます。

○野村説明員 ただいま申しましたように、非常に膨大な数でございまして、実態は必ずしも把握しておらないのが実情でございます。

○岡田(正)委員 一月一日から課税をしたとして六十二年は四百五十億円の収入の予定、平年度収入は九千五百七十億円の予定ということでありまして、これは一年定期もあれば二年定期もあるし、いろいろある。それに対する利子についての二〇％の課税ですから、ぐるぐる回り歩きますので、簡いづばい、予定額を一〇〇％取る時期というのは、六年後か七年後かということはお答えがありませんでしたが、いかがでしうか。

○野村説明員 源泉分離を適用されたものの利払い総額は一兆五千億円になります。

○野村説明員 先ほど申しました数字は実は十月一日を前提に考えておりますので、一月一日を前提にしたものについては現在精査中でございまして、数字を持ち持つておりません。恐縮でございます。

○岡田(正)委員 何人かわかりませんね。

○岡田(正)委員 そうすると、先ほど十月一日からというお答えがあつて、また一月一日という訂正があつて、また今年度十月一日に変わりましたね。それで、間違つておつたら後で教えてください。何年たつたら平年度いづばいになるかということはお答えがございません。すからわからぬ、お答えがないのですからわからぬ、こういうふうには私の方は受け取らせていただきます。

○岡田(正)委員 そうですね。

○岡田(正)委員 そうすると、先ほど十月一日からというお答えがあつて、また一月一日という訂正があつて、また今年度十月一日に変わりましたね。それで、間違つておつたら後で教えてください。何年たつたら平年度いづばいになるかということはお答えがございません。すからわからぬ、お答えがないのですからわからぬ、こういうふうには私の方は受け取らせていただきます。

○岡田(正)委員 そうですね。

○岡田(正)委員 そうすると、先ほど十月一日からというお答えがあつて、また一月一日という訂正があつて、また今年度十月一日に変わりましたね。それで、間違つておつたら後で教えてください。何年たつたら平年度いづばいになるかということはお答えがございません。すからわからぬ、お答えがないのですからわからぬ、こういうふうには私の方は受け取らせていただきます。

○岡田(正)委員 そうですね。

○岡田(正)委員 そうすると、先ほど十月一日からというお答えがあつて、また一月一日という訂正があつて、また今年度十月一日に変わりましたね。それで、間違つておつたら後で教えてください。何年たつたら平年度いづばいになるかということはお答えがございません。すからわからぬ、お答えがないのですからわからぬ、こういうふうには私の方は受け取らせていただきます。

する、こういう計算になっておりました。今回いろいろまた手直ししておりますので若干変わってくるかと思いますが、そういうような見当で御理解いただければと思います。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。だから六、七年というのは約七年ですね、それで一〇〇%が取れるようになる、こういうことでありまして、今ずっと五つほどの問題について、わからぬこと、理解できないことをお尋ねした。マル優問題を論議するときには、この基本的な数字がわかってないときばかり論議が進みません。それでお尋ねしたのであります。

まあ私の方は意地悪で申し上げたのではなくて、ずっと質疑応答を聞いておりました、まことに隔靴掻痒の感があるという気持ちがありましたので、今お尋ねした五つの問題は質問通告しておりましたので、大蔵省の方には大変御迷惑をおかけしたと思いますが、かくのごとく専門家の税制第三課長、もうこれで飯を食っていらつしやる方でも余りよくわかってないというのですから、ましてや我々がよくわからぬのは当たり前、国民がさっぱりわからぬというのが本当だと思うのであります。そういう問題をつかまえてこれから大蔵省の見解を尋ねてまいりたいと思います。

まずお尋ねをいたしたい第一点は、このマル優制度の廃止というのは老後の生活設計等を崩すものでありまして、むしろこの際、限度額管理を徹底する適正化措置の強化を行うことによってこの制度を残すべきではないでありましょうか。それが一つ。

また、一律二〇%の分離課税は、従来の利子所得などの総合課税制度に逆行いたしましたので、金持ち優遇の批判は免れないと思ひますし、新たな不公平を生ずることになると考えますが、いかがでございますか。

○野村説明員 ただいま御指摘がございました限度管理を徹底するという御指摘でございますが、現行の非課税貯蓄制度を前提にした一つの議論であるわけでございます。私どもがここで問題にし

ておりますのは、現在の非課税貯蓄制度そのものが持つておりますいろいろな問題を議論をしてきているわけでございます。

まず一つは、先ほど申しましたように、個人貯蓄の実に七割以上が非課税貯蓄制度を適用されておる。そして先ほど申しました十五兆九千億、こゝういった巨額の利子が課税ベースそのものから外れているという問題を論議しているわけでござい

ます。したがって、給与所得とか事業所得、法人所得、こゝういったものとの間の税負担の不公平が現に起こつてきているわけでござい

ます。また、高額所得者につきましてはマル優等の枠を限度いっぱい使っている、例えば夫婦二人あるいは子供、こゝういった現象もあるわけでござい

ます。また、目を通しまして我が国の置かれて

る立場、こゝういったところを考へてみた場合に、経済復興の時期とは異なりまして、世界一の資本輸出

増増を求めることにもなるわけでございまして、実質的な公平を一層進めるものである、こゝうい

う認識を持つていくわけでござい

二百四十七万円を占めております。しかも、全世帯の三分の二がこの貯蓄額の平均以下でありまし

て、五分の一の世帯は貯蓄よりも負債の方が多

いのであります。こゝうい報告が出ておるのであ

ります。

ですから、先ほど来から御質問がいろいろあ

りました中で、皆さんがおっしゃつておりますよ

うに、定額貯蓄をしておる皆さんの固まつておる

ところは、平均では三百二十七万の定期預金とな

っておりますが、大体百八十万円見当ではないか

か。一世帯当たり一人じゃやないですよ、一世帯

当たり百八十万円が簡いばいだろう、これがも

うほとんどの世帯である。何でこんな平均の七百

三十三万とぼんと上がつてきておるのかといつ

たら、それは中にはもうたくさん簡いばいやつ

てゐる人がある。そういう人たちがあるかと思

は、全然預金のない人もある。だから、平均をして

いくと七百三十三万になるのでありまして、この

平均の貯蓄高七百三十三万は非常に高い数字を

示しておる。したがって、その内訳の定期預金の

三百二十七万も非常に高い水準を示しておるの

であつて、勤労者世帯の実態は定期預金は百八

十万円見当であらう、これがほとんどだ、こゝういふ

言われておるのであります。

そこで、これは私の一つの考え方でございます

が、今三千八百万世帯くらいあると思ひます。そ

れにこの高過ぎる今の平均の三百二十七万の定期

預金を掛けてみたら百二十四兆円くらいを占める

ことになると思ひます。百二十四兆円、これは簡

いばいにも何にもならぬ。一世帯で三百二十七

万、しかもその数字は百八十万という実態よりは

高い数字です。その数字をやつても百二十四兆

円、しかも、非課税貯蓄高の二百八十七兆円の半

分にもならない。したがって、二百八十七兆円

につきましては限度いっぱい使つておる。そして

また、さらには先ほど御指摘のございました割引

債、こゝういったものも使つてゐるわけでござい

ます。こゝういふようなこともございまして、一律分

離課税への移行はむしろ高額所得者に実質的な負

担増を求めることにもなるわけでござい

まして、実質的な公平を一層進めるものである、こゝうい

う認識を持つていくわけでござい

五%の利子といたしまして、それに対する三五%の分離課税となれば、貯蓄総額に対して一・七五%を掛ければ税収が出てまいりますから、百六十三兆円に対する一・七五%といえれば二兆八千五百億円の税収が上がるはずである。だから、限度管理さえしつとすれば現行制度で約三兆円近くの税収が上がるはずである。それをやろうとしないのは当局の怠慢と言われても仕方がないのではないかと私は乱暴な言い方をするのでありますが、いかがでございますか。

○野村説明員 ただいまいろいろ御指摘がございました。まさに利子所得というのは、今いろいろな計数が話題になっているわけでございますけれども、非常に大きいものでございます。大量なものでございまして、また、その内容たるものは非常に多数の金融商品という形であります。また、資金自体も割と転々流通する、いわゆる流動性があると私も言っておりますけれども、そういう意味で非常に利子所得というのは特異性がございいます。

したがって、こういうところのものを限度管理をして的確な執行を図ることになりますれば、例えば納税者番号といったようなものをもつてしなければなかなか的確な把握ができません。そういうわけでございます。しかし、そのような制度を運用する場合には、納税者あるいは金融機関、郵便局、国、地方、税務当局にとりまして相当の事務負担というものが当然覚悟しなければいけませんし、現在の納税環境、税務執行体制を考慮した場合には、なかなか現実的な対応は即座には難しいのではないかと、これは先生非常に御承知のとおりかと思ひます。そういう実情にございいますので、そういった限度管理がなかなか難しいという実態が一方にある、そういったものも踏まえて、私も先ほど申しましたような一つの提案をさせていただいております。

○岡田(正)委員 よくわかります。よくわかりますが、国民総背番号制度、俗に言うグリーンカードというようなのものを採用しないとなかなか把握

が難しい、ございいます。こういうことをおっしゃいます。そこで、把握が非常に易しくて、しかも的確に税収が上がる方法としては、マル優という制度を残して、マル優限定カードというものをそれぞれ発行すればいいと私も考えておるのであります。

それはどういう仕掛けかといいますと、例えば私がマル優制度を受けたい、認定を受けたいということになれば、私が住んでおる市町村役場に行きまして、現実に私がそこに住んでおるかどうかという確認をしてもらい、その確認してもらった役場に行つて、あなたのマル優カードを、はい申請がありましたから出しますと言つて私に対してマル優の限定カードを出してくれる。マル優にしか使えないものです。このカードがあるからといって車の運転はできません。そういう限定されたものであります。

そこで、それは本人が持つておるだけであります。役場から直接交付される。その持つておる者に対して、郵便局なら郵便局の欄、銀行は銀行の欄、国債は国債の欄それぞれが、例えば郵便局が、広島県の三原で入れて今度は北海道の郵便局で入れようとかをしよう、とかにマル優扱いにしてくださいと言つたらそのカードを示さなければならぬ。それを示したら具体的にその郵便局で月日と金額を書き込む。それが三百万円になればもう書くところはないのですから、郵便局はどこへ行つたつてもう受け付けてくれません。そうするとマル優カードが利用できないということになつたら、それを越えた者は、いわゆる総合所得が嫌なら源泉分離課税を取つてもらい、本人が申告するの嫌ならこれは分離課税にしてくださいと言ふ、この二つしかできない。銀行に行こうと郵便局に行こうとそういう仕掛けになるわけなんです。

そうなつたら税収は三兆とは言わぬ膨大なものが入つてくると私は思ひます。それを実行しないから、もやもやしておるからだめなのであつて、取り扱う金融機関にマル優カードを添付しなければ

ば、見せなければ、確実に三五%の分離課税を求めますか、総合所得でいきますか、どっちにしますか。おれは分離課税にしてくれと言われたら、分離課税をその利子からびしゃびしゃつと三五%取る。これは金融機関の責任ということにすれば、税務署のお役人をふやす必要も何にもない。

しかも今度は個人のプライバシー、中曽根総理の好きな言葉に、委員長、あんなものは、他人の懐に手突つ込むようなことができませんか、こう言つて委員会でも本会議でも答へられました。とんでもない話であります。今のうちに市町村役場に行つて本人だけしか持つていないマル優カードを発行してもらいましたならば、私マル優カードをもらいましたと言つて主人に見せる必要も何にもないわけですね。奥さんが黙つて一人で握つておればいいわけですね。マル優カードをもらいたい人が直接役場へ行けばいいわけだ。主人が行きたくないなら主人が行く、奥さんが行きたいなら奥さんが行く。本人でなければ交付しないという徹底した限度管理をやれば、個人のプライバシーが崩されることもないということになるわけでありまして、税務上も何にもコストはかかりませんし、税収だけはばつぱつかとあきれるほど入つてくるということになつて、いっそのこと個人住民税はやめましかつて、いっそのこと個人住民税はなくなるというやうなことが大臣から提案なさじやないかと私は思ふのです。

だから懸命にまじめに、我々国民というのは四つの不安がありまして、とにかく病気になること、きにならうか。個人負担はありますよ、昔は工場健康保険なんかはただでした、今では一割負担になりました。家族が病気になるたら三割負担がありますね。どっちにしたところで病気になるたらどうしようか。貯えがなくてどうするんですか。病気になるたら貸してくださいといつて銀行へ駆け込む人がおられます。それはよほど高額の貯金がある人ならいざ知らず、そうでない人になつて貯金不足ならいざ知らず、貯金がないのです。だけれども当座間に合うだけの貯金というものは、人間である限り家庭を守ろうという本能が

ありますから、どっちにしたつて御主人は知らぬでも奥さんが一生懸命貯蓄しますよ。それはわずかなものです。平均でいつたら百八十万くらいしかない。そんなものではあるが、病気になるたとき、子供が進学していったらどうしようかという不安、これは入学金も要る。そして試験代も要る。下宿料も要る。そういうことに金がかかるからといふのでこつこつとためる。そして今度は住宅。人間だれでも一國一城のあるじになりたいものです。立派な家を持ちたい。この欲望には切りがない。だからそのときの足しに財形貯蓄にも走るわけですね。

私も現実に家を十五年前に建てました。わずかな、三十坪を〇二坪切れる家を建てました。それは住宅金融公庫の融資が三十坪を超えたらなかったからでありました。だから〇二坪わざわざ切つて二十九・八坪という半端な数字にしたのです。だから非常に住みにくいのです。もっと広い家を建てればよかったと思うのですが、もう手おくれです。それでその借金をいまだに払つております。それで、いわゆる住宅ローンなんかをお払いする場合でも、ローンを払うということよりも前に、どんがらだけは建つたが、どこへ机を置いてどこをどういふふうにしようかということを考へていくときに、一番先に目がつくのはカーテンをどうするか、電気の器具をどうするかということですよ。だからシャンデリアが、シャンデリアというのは幾つも球があるやうなのを言うのであります。皆さんの方が専門でしょうが、とにかく電気の物品税がかかる。球が三つ以下であれば物品税がかからぬ。だから四つのシャンデリアは物品税がかかるからやめたというので私の家も球は三つです。これは安いのですよ。カーテンなんかに至つても、どのカーテンにするか。やはりカーテン一枚じゃなくてレースくらい欲しいですね。これはレースがついてくるのか。レースがないと何か殺風景でしょう。こういうふうな潤いのある住宅というたらレースも置きたい、そして厚いカーテンも置きたい。ところが値段がいろいろ

ろあります。恥ずかしい話だが一番安い分へ行くわね。そうしたら大体三年たつたら黄色くなつて引つ張つたらばさつと切れますよ。結局これは貧乏人の銭失いですな。こういうことがある。

これは現実私の経験ですよ。まだ十五年前の話です。そんなふうにして何百万、その当時は何百万であります、何百万という家を建てるときでも、たつた一万円か五千円のカーテンでさえ何とかして縮められぬかと苦勞するのであります。そしてともとの大きい金額はローンで払っていくわけです。そうやってみんな苦勞しておるのでありますから、住宅を建てたときにどうするかという不安がありますからそれとためていく。

さて人生の御用事が済んで、もうあんな会社で用事ないよ、ここからどこへ行つても使つてくれないよということになつて、晴耕雨読といういい言葉があるのですけれども、実際には豊の上でごろ寝するしかないという老後を今後送ろうとするときに一体何歳まで生きるか、これはだれもわからぬですね。易者に聞いてもわかりません。私は八十三歳まで生きると思つたが、あんな細かい数字を言うやつはうそに決まつてゐる。そうなるといふまで生きるかわからぬのに金がどのくらいないといふかぬかというところは計算しますよ。これは厚生省が労働省だつたか、老後の生活資金を調査して発表しておりましたね。大体六十歳から後、平均余命を生きていくのには約二千六百万円の金が必要である。それだけの貯金をしていないと途中でアウトだよ。アウトだよということは何かといふたら、生きて座つておるけれども食べるものがないといふことなんです。これは死ぬといふことなんです。そうすると首をつる以外にはない、こうなりますから、そうなつちや大變だから老後のためにためるわけですよ。政府でさえ六十歳以降平均寿命まで簡いばい生きていくためには二千六百万要ると言つてゐるじゃないですか。

要るのに、貯金は平均しましたら百八十万ほどしかないですよ。それだけのみにつちい、本当

にこそそしたさやかな貯蓄に対して、日本は今GNPが世界第二位だ、第一位だ、だからこそ今消費の時代だと言つて、せっかく昭和三十八年以來続いてきた我が国が誇るべきマル優制度というものを、減税の財源として、恒久財源としてこれをつぶすのだというので、まあ消費に使うのですわ、国際世論にも合うようにするのですわ、それは文句はいらゐるあります。これは何ばでも理屈はつけられる。うちの春日一幸ではありませんが、理屈は貨車で後からやつてくるというくらい、理屈は何ばでもつけられるのです。そういう現実

に生きてゐる人間たちに失望を与えるようなことはさせぬ方がいい。だから、今度のマル優の廃止なんかでも私はやるべきではないと思ひますね。しかも、今聞いてみたら、何ですかこれは。減税をやるためには恒久財源が要ります、こういうことを言ひながら、恒久財源そのものは十月一日から施行しても四百五十億しか入つてこないといふのでしよう。平年度で幾ら入るのだと言つたら、これが何兆円も入るんじゃない、九千五百七十億しか入らぬ、こういうのでしよう。これじや地方税だけを賄うので簡いばいじゃないですか。地方税の減税はことしはしないからまあいいですよ。だから来年の話になりますが、地方税の減税があるとしたら、その地方税の減税だけでも大体五千億ぐらゐいくわけでしょう。そうしたら多少のおつりが出るわね。仮定の話で、多少おつりが出るといつたつて、本場にササに露が降つたやうなものだね。ということになる、私人間が悪いのか知らぬが、また死んだはずの幽霊が、ちやうど盆過ぎですわな、盆灯籠の火がともるころですわ、ゆらゆらゆらと墓場から出てくるのと違ふのか、それが出てこぬと、これは算用が合はぬやうになる、というやうなことを考えてみますと、本場に

情けない気がするのでございませう。この問題を、今課長さんはこれ以上突つ込んだお答えというのとはなかなか難しいし、質問するのが酷だと思ひますから、次の問題に移らせていただきます。

だきます。

国民が税制改革において最も期待しておるといふのは、税負担の不公平を是正してください、これが我々国民の願いですよ。その願いからいいますら、今所得があつたらそこに税金をかけるのは当たり前、所得のあるところ課税あり、これも小さいときからよく聞いて知つております。だからそれならば、キャピタルゲイン等のそういうあらゆるその他の所得に対してなぜ課税をしないのだらうか。大体自治省の本来の考え方は大蔵省の考え方は、総合課税を求めていくといふのが基本ではなかつたのでしようか。だから、マル優廃止をして一律二〇%の分離課税といふやうなことは、今までの分離課税三五%の適用を受けておつた人とも比べて、私は公平の原則に非常に反するやり方ではないかと思うのであります。いかがでございませうか。

○野村説明員 ただいまいろいろ御指摘がございましたけれども、今回の税制改正で、今おっしゃいました資産関係につきましても私もいろいろ意を払つてゐるところでございませう。公平、公正といふ抜本的見直しの本来の理念といふものを踏まえまして利子課税を行うことはもちろんでございますが、あわせて、例えば有価証券の譲渡益についても思い切つた課税ベースの拡大、こういったことにも意を払つてゐるわけでございませう。

また、土地の譲渡益につきましても、既に御存じのとおり、超短期の所有土地などに対しましてこの重課あるいは個人の事業資産の買いかえの特例の縮減、そういうこともいろいろやつてきておるわけでございませう。また、有価証券取引税についてもあわせて見直しをやつておる、こういうやうなことでございませう。

また一つ、有価証券のいわゆる譲渡益、キャピタルゲインという話でございませうけれども、これについても実はいろいろ税調等で検討されてきておるわけでございませうけれども、譲渡損の扱いと

かあるいろいろな取引の実態把握、資料収集、こういったものは事務的に非常に難しいといった側面もあることについて御理解をいただければと思うわけでございませう。

以上でございませう。

○岡田(正)委員 今の答弁は、私本心に気に入らぬのですよ。後からの御声援に悪乗りをするわけじやございませぬけれども、とにかく今の答弁なんかをずっとだんだん聞いておると、理屈はいろいろつけられるが、要するに、つづめてみたら取りやすいところから取つちやうという考えにしか政府は至つてゐない。私はこれがいかぬと言ふのです。そういう考え方が国民にとつたらまことに迷惑千万と言ひたいのであります。

時間があるうと七分しかないので、それから次の質問に入らしていただきますが、非課税貯蓄制度を架空名義を使つて不正利用しておる預貯金は全体の一割近くに上るといふうわさもありませうが、そのなででありませうか。しかも、これらの利用者は一部の富裕者である、いわゆる富んだお人であると思ひますが、いかがでございませうか。そうではない、会社なんかやつてゐるんだなといふやうな新しい答弁が出るのも決して拒否いたしません。

わずかに一割ほどのこれらの不正利用者のために、しかし金目は一割、その金目は一割ついに不正利用者のために、先ほど私が申し上げたやうな老後の問題、子供の教育あるいはその他の問題について額に汗をして一生懸命にたてた勤勞者のささやかな、本場にささやかな、一人じやないですよ、一世帯平均わずか百八十万に満たないやうなこういう貯蓄に課税をするといふことは、まことに不公平きわまることではないのでしようか。その点についてもう一度確たる御返事をお願いいたします。

○野村説明員 ただいまいろいろまた数字を挙げた御指摘ございましたけれども、先ほど申しましたように六十事務年度で実は四百二十一億円の追徴税額があるといふふうに申しました。これに見

合う元本が一体どのくらいあるか、こういうことについては計数的には把握していないのが実情でございます。

なお、今いろいろ限度管理の強化とか先生から懇切丁寧な御提案をいただいたわけでございますけれども、冒頭申しましたように、やはり現在の非課税制度そのものが持つところの税制上の問題点といったものが一方であるわけでございます。海外からの批判もある、こういうふうに申しましたし、また他のいろいろな所得とのバランス上いろいろ問題があるわけでございます。そういったようなことも含めて、ひとつ御理解をいただければと思うわけでございます。

以上でございます。

○岡田(正)委員 理解ができぬのであります。それは幾ら理解をしてくれと言っても、私も貧乏人にとつてみれば理解のできる話ではございません。ほんのわずかに、四千七百八十二件ほど、一〇%の調査をしても四百二十一億円の追徴税があるというふうな状態でありまして、この問題を論じると、じゃ税務署の職員をもっとふやしてちょうだい、こういうことになりますから、この問題についてはそれ以上申し上げませんけれども、海外の批判もこれあり云々というふうなことがあります。が、本当の意味において日本が金持ちなんですか。私から言ったら、日本人は日本という国の単位で考えたら、GNP、これはなるほど世界で第二位であります。第二位であります。ところが、日本人個々の人たちの世帯におけるその金持ち度合いというのは、私ははるかに下のほうのものだと思っております。これはもう高い高い物価、高い土地、それでまじめに働いたらもう常にそこから税金を分捕られる。それでうまいことをやれば何ばでもうまい逃げ道がある。それで、不幸にしてとつつかまったら運が悪かったということで、いわゆる追徴税を払えば事が済む。監獄まで行く必要はない。しかも税金は申告すればそれで済む。申告という人は人がしてくるのじゃないのですからね。本人がするのですからね。これく

らい余なものはないですね。サラリーマンの諸君なんかも、私は一年間にこれだけしか所得がありませんでしたと自分で申告して済むのなら、これはまことに気楽なものであります。それを調査する税務職員の数に膨大な数に上るでありまして、う。だから、摘発を受ける者はごくわずかにしかすぎません。こういう、取りやすいところからはどんだん源泉で取るわ、マル優で一律課税はするわというふうなことでやられたのでは、たまたまぬのは働いておるまじめな国民でございます。私はその点を特に申し上げたのであります。質疑問時間が終了したようであります。最後に大臣に要望しておきます。

マル優というのは、私たち国民にとりましては、先ほど申し上げました病氣、教育、住宅、老後の四つの不安のために私どもはそれを利用しておるものであります。しかもその額は、一世帯平均百八十万であります。そんな零細なものにまで一律課税をするなんというところは、私はこの制度廃止は反対であります。そして、所得税の減税が今行われております。幹事長の回答で二千億の上積みが一応第一次回答で出されております。今度第二回目でプラスアルファがごそつと出てくると期待をしております。

さてそこで、所得税の減税が上乗せになっただけ住民税の方が見劣りすることは間違いありません。まことに残念、これは二十五日に私は改めて大臣に質問をする予定であります。何せこの住民税のアンバランスがごぼつと目に見えてわかつてくるのが一つ、住民税は所得税に比べて高いなというのが一つ、そして、恐ろしい固定資産の評価がえががあります。これがまた、ほんとと固定資産税が上がってきます。それで、住民税と今や肩を並べるかもしれないと言われるほどの国民健康保険税、この重圧にみんな苦しんでおります。そこへもっていつて、マル優の廃止であります。そして、一律の課税であります。何をもちて住民がたまりましようか。特に、非課税貯蓄をしていらつしやる、自分たちの家族のために備えてと

思つてやつておる奥さん方の恨みというものは相当なものがあります。御主人は細かいことはよく知らぬ。だが、家計を支えておるのは御婦人です。あります。その声なき声の御婦人の方の恨みというのは相当なものがあるということを大臣もひとつ自覚をさせていただいて、二十五日の質疑の際には性根を握っていい御返事をいただきますようお願いをして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○石橋委員長 経塚幸夫君。

○経塚委員 最初に自治大臣にちよつとお尋ねをしたいのです。

補助金、国庫負担金の補助率、負担率のカットの問題であります。先ほどの御答弁を聞いておりますと、六十年度は一年限り、六十一年度はこの一年限りの約束もほごにしてしまった。額も六十年度の倍に引き上げられた。それで、六十一年度は三年間、当分の間は国と地方の財政の基本的な関係に影響を与えるようなことはやらない。それで、何で国庫負担金と補助率のカットをのんだのかということについて、大臣は、内需拡大のために緊急避難的な措置だ、こうお答えになったのですが、これはしかしちよつといただけませんか。

大臣、御記憶だと思つたのですが、去年の十一月二十日の当地方行政委員会におきまして大臣のお答えになつておるのです。『かなりの財源不足が見込まれます地方財政の現状にもかんがみ、仮に提案があらましても、自治省としては受け入れる考えはございません。』とはつきりおつしやつた。緊急避難的な措置ということが許されるなら、これは六十三年度だつてまた緊急避難的な措置ということになりかねません。大臣の答弁から見て、これは受け入れるべきでなかつたはずなんです。これはどうも合点がいきませんので、改めて御答弁をお願いしたいと思います。

○兼梨国務大臣 昭和六十二年度におきまして、公共事業等につき、さらに国庫補助負担率の引き下げが行われることとなつたわけでございます

が、これは、急激な円高の進展等経済情勢が激変する中で、公共投資の拡大による内需の振興を図ることが重大な政策課題となつていたことと、一方、国の財政再建路線は引き続きこれを堅持しなければならぬ。一般歳出の総額を前年度以下に抑制する方針のもとで、建設国債の増発を避けて公共事業の事業量を確保する必要があるという政府全体としての苦しい事情がございまして、財政投融資、民間活力の活用等、各般の工夫を凝らした上で、さらにただいま先生もお触れになりましたように、緊急避難的に、ほぼ公共事業に限つて補助負担率の引き下げを行うこととしたわけでございます。

補助負担率の引き下げによります国費減少相当額は地方債で補てんをいたしまして、その元利償還費を全額地方交付税で財源措置するとともに、この交付税措置に必要な原資につきましては国が将来全額負担する措置を講ずることとしておるわけでございます。こういうふうなことにによりまして、地方財政に実質的な負担増が生じないよう厚い地方財源措置を講じていることから、自治省といたしましては、大変苦しい選択ではございましてけれども、やむを得ず受け入れた次第でございます。『国・地方間の財政関係を基本的に変更にするような措置は講じない』といたしました昨年度の覚書の趣旨に実質的に背くことにはならないよう最善の努力を払つたつもりでありますので、御理解いただきたいと思います。

○経塚委員 それは大臣、御答弁になりませんよ。そんなことを言うとなつたら、また六十三年度の予算編成のときも同じ事情が出てきます。これはもう、あなた、一度ならず二度、それで三度ということになつてくるわけですよ。

それで、公共事業云々とおつしやいましたけれども、六十二年度は義務教育費、養護学校教育費、国庫負担の削減もそうでしょう、三百七十億、これも削減でしょう。自治省は人がいいというのか、緊急避難だ、緊急避難だと言つて、それでだんだん地方の方へ、地方の方へツケを回してきよつた

ら、たまつたものやおまへんで。国と地方の信頼関係にかかわるという批判が出るのは当然でしょう。これは、自治大臣のお耳に入っているはずですよ。それで、あの当時新聞に一斉に報道されたのは、三年間、当分の間は国と地方の財政関係の根本的な変更にかかわるようなことは絶対受け入れぬという、自治大臣の姿勢も報道されていたはずなんです。それで、土壇場になってこれはひっくり返るわけでしょう。そんなもの、あなた、信用ならしまへんで、地方から見たら。何と言おうとこれは弁解の余地はないですよ。

それで、ちよつとお尋ねしますが、その国と地方の財政関係を根本的に変更するというのは、地方へのツケ回しの額が一体どれくらいまで許容されるのか、それをちよつと教えてください。

○矢野政府委員 昭和六十一年度の補助率の暫定措置が決まりました場合の国、地方間の負担関係を基本的には変更しない、これはこういった国庫補助負担率の引き下げは行わない、こういう趣旨であるということをお国会でも御答弁を申し上げたわけでございます。そういう中で六十二年度の問題が起きました。

今御質問のありましたような、一体何が限度かという点につきましては、先ほど申し上げましたように、これはあくまでもそういう補助率のカットをやらないという意味に尽きるわけでございますから、それはそういうぐあいに御理解いただきたいと思いますが、大臣がお答え申し上げましたのは、結局政府としてそういう結論に達した、その点について、これは政府として御答弁を申し上げたわけでございます。

実際問題としては、委員よくいきさつも御承知と思ひますけれども、昨年の秋以降国の財政当局から、前年度の覚書というものがあつたにもかかわらず、さらに経常経費、これは国民健康保険国庫負担金を中心とするものでございますが、経常経費並びに公共事業費について、当初公共事業費の方は五千六百億円と非常に膨大な国の負担を下げた地方負担をふやしたい、それは内需拡大のため、

めに、しかも建設地方債の増発ができない、そういう事情だから何とかお願いしたい、こういう打診がございました。しかし、自治省としてはそういったものには応じられないというところは極めて強く反対をしたわけでございます。いろいろな紆余曲折を経て、最終的に予算編成のぎりぎりになつて、大臣も申し上げましたような財政措置を実質的に六十二年の場合よりもさらに進めて、起債で一たんは立てかえるけれども、交付団体分については個別にも総額についても全額国が別に負担をする、交付税にその分を上乗せする、こういうことで実質的な意味での国、地方間の負担関係を根本的に変更したことになるという、辛うじて、極めて苦しい説明と思ひますけれども、そういうことで、私どもとしては最終的にやむを得ないということで受け入れた、こういうことでございます。そういう意味では、国と地方との間の補助負担の関係の変更ということをお国の財政の都合で行われてはならない、そういう考え方は自治省として変わっていないところでございます。

○経塚委員 それは大変正直で結構と言いたいところではあります、しかしその論理がまかり通るなら、もう地方行政委員会が財政局長がどんな御返事なされようと、自治大臣がどんなお約束なされようと、政府の方針だということになつてくれれば、この委員会での御答弁が全部覆ることになるのです。そうしたら、我々は一体何を信用して議論を展開すればいいのかということになりますね。そこで、絶対の後へ引きません、何と言おうと国庫負担率のこれ以上の引き下げは、これは結局は国と地方の財政関係の変更になるわけでありまして、こういうことはわかつておつて、そしてこの場へ出てきますと政府の方針でありまして、それで地方債で、交付税で手当てをするからというようなことをおっしゃつておられますように、形を変えたもので、いわば地方の財源でありますから、自治省自身がおっしゃつておられるわけですから、何が悲しくて国のツケ回しを地方の財源で、タコ

が我が足を食うようなことをいつまでもさせられなきやならぬのかということになるのですよ。それは財政局長としては政府委員でありますから、そんな答弁をせざるを得ぬということとはよくわかりますけれども、私はさつきも言いましたように、そんな答弁を繰り返さなければならぬのでは、もうどんな御答弁をいたしたかてこれは信用ならぬですよ。そうしたら、政府の答弁として聞かなきやならぬということになれば、総理大臣にその都度御出席をいただいて、政府の方針として変わりはしないのかということをお確かめないと信用などとは無理ですか。一つも無理はおまへんで。これは筋が通つておると思ふのですよ。来年度のこともありますけれども、これは絶対に受け入れるべきではないのはもとより、撤回させるべきです。もう一つお尋ねしますが、新聞の報道を読みますと、八月十八日ですが、今度は国庫財政の軽減で厚生省懇が検討、都道府県の財源導入を図る、こういうことが報道されておりますが、結局医療費の一部を都道府県に負担をさせようという、かねがね報道されておることがいよいよ本格化する、という状況になつてきておるわけでありまして、これについての自治省の見解はどうなんですか。

○薬梨国務大臣 これは昨年の暮れの予算編成の際にも問題になつたわけでございます。自治省といたしましては強く反対をいたしまして、その結果大蔵大臣、厚生大臣、自治大臣で国保問題懇談会というものをつくつて健康保険制度の抜本改正について検討を進めよう、こういうことでまとめたわけでございます。自治省といたしましては、国民健康保険につきまして医療費の国庫負担の一部を地方に負担させるということはずべきではないと考えている次第でございます。

その理由は幾つかございますが、まず国民健康保険制度は国民皆保険の一環として国の制度として設けられたものでございますので、地方負担の導入は国保行政に対します国の責任を地方に転嫁するものであるということでございます。

次に、国民健康保険も他の医療保険と同じように、国費と保険料及び事業主負担によって支えられるべきものでございまして、国民健康保険の被保険者に対してのみ地域の住民の税金を支出するということとは、住民相互間の負担の公平を欠くことになるわけでございます。

いずれにいたしましても、市町村国保の安定を図るためには、医療保険制度全般の中で広い視野から改善方策を検討すべきでございます。そのような十分な検討を経ないで、単に地方に経費の一部を負担させるような制度の根幹にかかわる重大な変更が行われるようなことがあつてはならないと自治省としては考えている次第でございます。

○経塚委員 医療保険制度全般の見直しということにつきましては、私どもはいろいろ論のあるところでありまして、ただ、今自治大臣がお答えになりましたね、医療費の一部を都道府県に負担させることについては自治省としては反対である、これは明確に御答弁いただいたわけでありまして、しかし、これもこれまでその筋を通していただけたのか。前科といつたらちよつと言ひ過ぎですが、これは前歴があるのです、児童扶養手当、特別児童扶養手当のときも、これも言つてみますと、都道府県に負担させるようなことは自治省としては絶対反対だと言つて、当時の自治大臣も答へはつたわけですね。この後ががらりと崩れてしまつた。それで、これは二割負担でしよう。これは最後まで節を曲げずに筋を通しはりますか、どうですか。

○薬梨国務大臣 国民健康保険制度は国民の皆様が加入している中で一番大きな保険制度でございます。医療保険制度の根幹をなすものでございまして、これにつきましても、この財政運営についてもいささかも揺るぎがないように制度がこれからも国民生活がある限り続いていく、健全に運営されていくということは、国民にとりまして非常に重大な課題であると思ひます。

そういう意味におきまして、負担を求められまして負担の額の大ききますることながら、制度自

体の重要性にかんがみまして、自治省といたしましては、先ほど申し上げましたような各省と協議を進めて制度の健全な運営ができるようなあり方を徹底的に追求していきたいと考えているところでございます。

○経塚委員 ちよつとくだいようであります。それでは、医療保険制度全般の見直しの中であれば都道府県の医療費の一部負担も了承することもある、この解釈できるのですが、その点はどうなんでしょうか。

○矢野政府委員 昨年、自治省としては強く反対をいたしました。しかし、自治省としては、国民健康保険制度そのものの今の運営実態から見て、これは市町村にとってやはり大変難しい事態になっておる。そういう観点から、医療保険制度全体の中で見直しをするための懇談会をつくって、その中で十分議論をして答えを出していくことは必要だ、こういうぐあいに考えて、現在覚書を結び、既に懇談会ができて、その中で議論をされておるということでありまして。

したがって、その懇談会の中の議論というのは、あくまでも国の負担を減らして地方の負担に振りかえるというような形での議論であつてはならない、あるべきではないと私ももちろん考えております。あくまでもこれは懇談会の中で御議論をなさるわけでございまして、自治省が一々そこに行つてあれこれと口を差し挟むという立場ではございせんけれども、自治省としては、少なくともこの国保制度の本質から考えてみて、これに都道府県費を導入する、それによつて事を解決するということではないのではないかと。やはり国民健康保険制度につきましても、老人保健制度がで、さらに退職者医療制度がで、しかし、なおそれ以外の部分については医療費に對して国保の負担が非常に重なりつたところ、そういう実態から何らかの方策を考えなければならぬ。そういう意味で、医療保険制度全体の中で考える必要があるということ、懇談会を設け

た、こういうことでございまして、国庫負担そのものを減らして都道府県負担に振りかえるということについては自治省の考えはどうかと聞かれれば、それはそういうことはあるべきではない、こういう考え方でございまして。

○経塚委員 次の問題、ちよつとお尋ねしたいのですが、今回の売上税廃案による交付税のいわゆる減収分でありまして、二千二百六億円、六十一年度の交付税の精算額を充当しておるわけでありまして、これは一体売上税法廃案の裏面に運んだ責任は国と地方とどうなるわけですか。

○矢野政府委員 売上税については、税制の抜本改革の一環といたしまして所得減税、法人減税、これに伴うところの財源確保策の一つとして当初提案されたわけでございまして、また、それに伴つて地方税あるいは地方交付税に対する影響というものを對する措置を講ずるために譲与税あるいは交付税の対象税目、こうしたわけでございまして。これは政府としてそのような提案を行つたわけでございまして。もちろん地方団体も減税に對する財源確保策については必ず間違いなく講じてほしいという強い要望がございました。その点を踏まえて私どもとしては当初提案をしたわけでございまして、御承知のような経緯を経て廃案となつたわけで、この点につきましては我々としては大変残念ではございますが、しかし、これは国会の御決議をいただかなかつたわけでございまして、やむを得ないと考えておるわけでございまして。

その点について地方の責任あるいは国の責任ということに端的に聞かれましたも、それがどういふ責任関係にあるのかということとはなかなか答えにくいと思うのでございまして、私どもとしては、それを提案したことによつて地方団体にそういう財源策を示した、それができなかったというところについてはまことに心苦しい、こう考えております。したがって、改めて見直した上で必要な財源措置を講ずるための案を今回の臨時国会におきまして御提案し、御審議をお願いをしておる

わけでございまして。

○経塚委員 私が聞いていますのは、ここは大事などころなんです、国庫負担金、補助金のカットの問題とあわせて、これは廃案になった責任、地方に何も責任はありませんよ。国の責任なら全額国の責任でこれは負担すべきなんです。地方交付税といつたら地方の財源なんです。何で公約違反に基づく、国民から批判を受けて廃案になったもののしりぬぐいを地方交付税で見なければならぬのですか。だから私は、国庫負担金、補助金のカットの問題も触れてきたけれども、一体自治省というのはどんな立場に立っているのか、実はその姿勢、事の本質をたさざるを得ないわけですよ、こうなつてきますと。こんなものまで、六十一年度の地方の財源である地方交付税でもって売上税あるいは売上税関連の法案の廃案に伴う歳入の欠陥を地方に負担させるといふのは、これはもつてのほかだと思つております。これは歳入欠陥三百九十億もそうでありまして、この点は一体どう考えているのですか。これは当然国の責任において負担すべきだ、地方交付税などこれに充てるべきではない、地方交付税の精算額はもつとほかに充てるところがあると要求されたのですか。その点はどうなんですか。

○矢野政府委員 今回の税制改革の見直しに伴つて交付税上の財源補てん策を講ずるに当たりましては、私どもいろいろ議論もし、考えたところでございまして。

一つは、当初における減税、これに對する措置というものがございまして。当初におきまして、交付税上やはり所得税の減税先行によりましてそれだけ交付税に穴があいたわけでございまして、初年度不足になることになつたわけでございまして。こういった点は特例加算ということで確保したわけでございまして。それはまた今回の御提案申し上げております。それはまた今回の御提案の中にももちろん含まれておるわけでございまして。しかし、売上税につきましましては、これが減税のための財源確保策として提案され、所得税等の減

収が地方の交付税に及ぶということから、その二〇％、これを交付税の対象税目にするということにしたわけでございまして、そのものが実現できなかつたということになつたわけでございまして、率直に申しまして六十一年度交付税の精算増、これは御指摘のとおりもちろん地方団体の財源としての交付税でございまして、しかし、売上税の今回不提出に伴ひまして国として特にこれにかわるべき新しい税源というものを現在の段階で提案をしておるわけではございせん。そういう観点から見れば、本年度の当面の措置として地方交付税のたまたま生じるこういった精算分を充てることによつて確保するということは、これは地方団体の財政運営の本年度の安定を求めるために必要だ、このように考えたわけでございまして。

もとより、これはそのままにしておけば六十三年度の交付税に加算されるということでもございましてけれども、現在そういった財源があるということから、とりあえず目の前で最も必要な、その点にこれを使う、そして六十三年度においてこの点がまた地方財政の關係、状況がどのようになるかわかりませぬけれども、六十三年度においてまた措置が必要となれば必要な措置を講じていく、こういう考え方で五千七百億円のうちの二千二百六億円を今回売上税の穴埋めに充てるといふことにしたわけでございまして。

○経塚委員 それは本末転倒の措置ですね。もつとほかに地方交付税を充当しなければならぬような事業がどんなあるわけでしよう、単独事業も地財計画に比ばまして決算が随分おくれつておりますから。

建設省、お見えになっていきますか。ちよつと尋ねますが、公共下水道の行政人口に對する処理人口の割合ですが、これは五十二年二・八％、六十年はたしか四・八・四％というふう聞いています。これが大體七〇％に達するのは何年度ぐらいの予定とお考えになっておるのですか。

○斎藤説明員 お答えいたします。

私どもの持っております長期計画の中では、およそ十五年先、つまり二十一世紀初頭には七〇％に到達するとうふうに想定しております。

○経塚委員 これは想定だけでいい。執行率が計画に対してどんどんおくられているじゃないですか。第五次の計画事業に対する執行率は六九・八％でしよう。どんどんおくられているじゃないですか。中曽根総理はサミットで日本の地位は高く評価されたなどということを言って胸を張っておりますけれども、西独は一九八三年、今から四年前で九一％でしよう。アメリカは今から八年前で七二％でしよう。フランスは十二年前で六五％でしよう。こんなことであなた、何が先進国ですか。いまだに生のくみ取りをやっているようなことで、落ちればおつりが返ってくるような便所に入っているのが先進国かと言いたいわけであります。これは市町村も本当に大変なんですよ。

これは問題が二つあると思うのです。一つは、事業費が抑制されてきているということ、それから事業費が抑制されてきている中で国庫負担の比率が大変悪くなっているわけでしょう。五十八年が七〇％、六十二年が五一・六％でしよう。もう一つは、幹線、準幹線に予算をつけても、供用開始のための面的整備、この単独が随分とおくられている。だから私は、事業費をふやす、それから国庫補助率を引き上げる、さらに面的整備、単独事業などに必要なものについても補助対象枠を拡大していく、これの思い切ったやらないと公共下水道の事業は進捗しないと思うのですが、その点はいかがですか。

○斉藤説明員 答ええいたします。
公共下水道に対します国の補助率につきましても、ほかの公共事業と同じように六十年代から一律に暫定的に引き下げられているわけでございますが、この引き下げ分につきましては、現在直接地方公共団体の財政負担にならないような所要の措置がとられているところでございます。また、国庫補助対象の範囲の問題でございまして、五、この点につきましては、第六次下水道整備五

カ年計画の初年度に当たります昭和六十一年度から、一般都市及び町村につきましても公共下水道の管渠の補助対象範囲の拡大を図ったところでございます。

先生御指摘のとおり、我が国の下水道の普及状況が欧米諸国に比べて著しく低い状況にありまして、このことから、当面は事業量の拡大に重点を置いて整備促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○経塚委員 大臣お聞きになっておりますように、国庫負担の補助率が国の方は下がってきて地方の方がふえてきているのですね。だから、なかなか計画どおりどこでも進まないという状況になっている。

警察庁、交通安全施設も同じような状況なんです。信号灯の新設については単独事業に切りかえたわけでしょう。このために地方は信号灯の設置要望になかなかこたえられておらぬでしよう。私ちょっと問い合わせてみたのですが、大阪の府警本部の状況であります。六十一年度は要望が二百六十カ所です。設置したのはたつた九十カ所、三十四・六％です。東京はもっとひどいですが、これは警視庁の交通年鑑に出ておりますが、六十年、要望が千二百八十六カ所です。ついでのはたつた七十四カ所、五・七％です。これも大変なんです。私も人命優先の交通安全対策をとる国庫補助率も随分と問題にいたしましたけれども、総理は、人命尊重の交通安全対策をとっておりますと、新設の信号灯の設置率が要望に対して東京五・七％、警察庁の要望です。住民の要望と低いじゃないですか。国庫補助率を引き上げるべきだと思うのですが、この点はどうか。

○内田政府委員 答ええいたします。
実際に各都道府県におきまして、信号に対して要望の数がどのくらいあるのかというのは私も把握してないところでありまして、要望というのなかなか数がとりにくい、正確に把握がしにくい数字であるわけですね。したがって、我々とい

まして、信号機の設置に当たっては、地元住民の方だとかあるいは地方それぞれの議会の方の関係行政機関その他道路を利用される関係者の方々の意見、要望を総合的に検討いたしまして、さらに現場の道路交通の状況に基づきましてその必要性を判断して五カ年計画を策定し、これを計画的に整備を進めているというところでございまして、

○経塚委員 その五カ年計画も計画どおりいってやしません。公共下水道事業と同じことですよ。国庫補助金、補助率の削減のしわ寄せで、第何次、第何次とせつかく計画を立てながら計画どおり執行されておらない。最大のネックになっておるのです。そこはひとつ自治大臣もしかと記憶にとどめておいていただきたいと思うのです。

次の問題に入ります。農水省お見えになっていまして、農地の宅地並み課税の問題についてちよつとお尋ねいたしますが、昭和六十一年の十二月十六日、参議院の農林水産委員会におきまして、我が党の橋本議員の質問に対して国務大臣が答えになりました。土地税制はくるくる変えてはならない、せつかく確立したものをやれば農民が安心して農業ができるようにしてあげべきだと考えます。この大臣の御答弁のとおり今日も農水省の態度は変わりございませんか。

○中村説明員 大臣のお答えのとおりでございます。
○経塚委員 大臣のお答えのとおりということで、農水省の態度については私は了いたしました。これはくるくる変えてはならぬ。

ところで、これは自治大臣にお尋ねをしたいわけでありまして、自治大臣としてはどうなんですか。これは今日の附則が決められました五十七年の三月二十三日に世耕自治大臣が、「本来の農業というものであれば、そのままその意思を十分尊重して長期にわたっての営農をしていただきたい。」という趣旨で地方税法の新たな附則ができた、こういうことで説明されておりますが、

自治大臣の趣旨はどうですか。
○葉梨國務大臣 このたび、長期営農継続農地に對しまして徴収猶予の運用実績等について調査をいたしました。その結果を取りまとめたところでございます。

地方団体におきまして本制度の運用の実態でございますが、おおむね適正に行われていると思われまが、長期営農継続農地の認定等に際しまして営農を裏づける資料を活用している団体がほとんどないということがございます。また、現地調査等制度の運用につきましても、地方団体によって運用に差異が見られることなど、地方団体を指導すべき点も数多くございまして、今後、今回の調査結果を踏まえ、より適正な運用がされるよう地方団体を指導してまいりたいと考えております。

なお、宅地並み課税のあり方につきましては、今後各方面から御意見が出されることも予想されるところでございまして、長期営農継続農地制度の適正な運用を確保するために制度面の手直しが必要とされる場合も起こり得ると思われ、この点でございますが、そのような場合には税制改正問題として税制調査会等の審議を経て検討していくべき問題であると考えている次第でございます。

○経塚委員 そうしますと、制度面の改正が行われ得る場合もあるということであれば、この地方税法附則二十九条の五は、五十七年から十年間となつていますが、その制度改正が行われ得る場合というのは、その十年の途中であり得るわけですか、それとも附則は附則として十年は生きる、それ以降の時期を指しておられるのか、その点はどうなんですか。

○葉梨國務大臣 営農を継続したいという農家の方々が三大都市圏の市街化区域内にたくさんおられます。その営農継続を希望する方々の意思を尊重しながら制度の運用をしていきたいということが基本にあるわけでございます。

ただ、この長期営農継続農地制度というのは、農地価格に対する固定資産税を上回る税額を徴収猶予をしている、あるいは免除をするというよう

な特典を与えておりますので、その制度が適正に運用されているかどうかということが非常に重要な点でございます。その点につきまして実態調査を行って、ほぼ適正であろうけれども、なお至らないところもあるようである、こういうことでございますので、これについて制度の見直しを——見直しというのはそういう意味の、適正に運用されているかどうかという点についての見直しをする必要があると判断された場合には、税制調査会とかその他いろいろ御検討いただくこともあり得るということでございます。それが十年後であるのかあるいはその前であるのかということは、これからの御検討の結果によるものではないかと私は考える次第でございます。

○経塚委員 自治大臣の今の御答弁は、五十七年の附則を制定されたその趣旨とこれは大分変わってきていると私は思うのです。この附則でいけば、五年たつて検討をする、そしてさらに長期農業継続の希望のある人についてはさらに受けて十年と一応なっている。だから、農業団体の関係者はみんな十年は変わらないものだ、その間の指導はいろいろあるでしょうけれども、そういう受けとめなのですよ。それを十年たつて制度の見直し、改正になるのか、あるいは十年を待たずに制度の改正、見直しになるのか、それは税調の云々、こうなつてまいりますと、みんな十年は変わらぬと思つてゐるのに、これから五年以内に制度の改正もあり得るのじゃないかといううな解釈が生まれてくるのじゃないですか。そしてこれを裏づけるかのうに、六十一年の政府税調の答申では、制度の実施途上であるから見守る、こうなつておるのです。

ところが、経済対策閣僚会議では「本制度の運用について地方団体を指導する等必要な措置を講ずる」となつておる。「地方団体を指導する」ということは指導するだけでありまして、しかし「等必要な措置」ということの中に、いわゆる制度の改正、はつきり言えば附則の削除等を含めた制度の改正があり得るのか、この疑念が生まれてくる

昭和六十二年八月三十一日印刷

昭和六十二年九月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P

のは私は当然だと思つたのですが、そこをきめ細かく御答弁をいただきたい。

○津田政府委員 先般の緊急経済対策におきましても、今先生御指摘のように、「運用実績を調査検討し、その結果を踏まえ、本制度の運用について地方団体を指導する等必要な措置を講ずる。」このようになつておるわけでございます。そして、先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、この五年間の実績等を調査して、私どもとしましては現行制度が適正に運用されること、要するにまじめに農業をやつておる方についてはもちろん現行制度というふうな考え方でございまして、それで、よく各方面からまじめにやらないのじゃないか、単に土地の値上がり待ちではないか、こういうような批判もあるわけでございまして、しかし、その問題につきましては、まず現行制度の的確な運用ということが私ども一番大事と思ひまして、調査をし、その調査の結果を踏まえ、地方団体等の意見も踏まえまして指導をやつてまいります。ただ正直申しまして、いろいろな意見があるのは事実でございます。新行革審等におきましても、土地問題をとり上げる際に、この宅地並み課税制度の問題につきましても御議論があるかと思ひます。私どもとしましては、本制度が、五十七年創設したこの制度の趣旨というものが、やはりまじめな農業をしておる方につきましても農地並み課税をし、そしてかつ宅地供給といううな面、両面の調和といううな制度をつくつたわけでございまして、税制としてはやはり安定性が望ましい、このように考えております。ただ、これにつきましては先般来各方面の意見があるのは事実でございます。

○経塚委員 各方面からの御意見がある、それは当然いろいろな議論はあるでしょう、それぞれの立場によりまして。しかし問題は、今申し上げましたように、政府税調の答申と経済対策閣僚会議の決定との間に変化があつたのかわつたのか、あつたとすれば五十七年の附則制定の当初と趣旨がかわつてくるのじゃないか、その点をただして

おるわけですよ。

宅地に供給できるところは宅地に供給をしてきて、あと宅地に供給できないような余地はもう全くとつていいほど、今市街化区域内のいわゆる農地についてはそんなに余地はないということを実はいろいろ農業団体と懇談をしてみまして私は痛感を感じました。仮に宅地並み課税がされるということになりますと、これは私の地元の羽曳野市であります、十アール当たり農業収入が水田で八万二千六百円なんです。畑で九万六千六百円なんです。これは宅地並み課税されまると、六十二年の推計でいいますと、税額は八万八千七百九十円になるのです。松原市の場合は、宅地並み課税されまると十萬一千円になりますけれども、水田で七万四千四百円しか所得がないのです。堺市の場合は、農業収入は平均十五万円です。課税されまると二十五万円ということになるのです。大阪府を平均しますと農業所得が十萬一千円なんです。六十一年の農水省の統計情報部の資料によりますと、宅地並み課税されまると、十萬一千円の収入に對しまして、田で十四萬二千五百九十円の課税なんです。だから農業が完全につぶれる、こうなるのです。

つづけて、それじゃ宅地に放せばいいじゃないかと単純におつしやる方があるかも知れませんが、聞いてみますと、市街化区域内で今農地として持つておられますのは、平均いたしますと、大阪などでは一反とか一反五畝とか二反とか全く小規模なんです。それで、先祖伝来の土地を手放してきて、もうこれだけは手放せないというので後継者もつくつてそれでいろいろ四苦八苦、農産物価格の激変の中で辛うじて切り抜けてやつてきておる、これが一つ。

それからもう一つ、聞いてみますと、そんなものは税金払えぬやうになつたら宅地に出したらええやないかと言つても、袋小路で、家の裏に田んぼがあつて、その家までは道がついておるけれども、そこから先は宅地に放しても道がないとか、そういう状況のところも随所にあるわけ

のですよ。

だから、これは制度の抜本改正といううなものはやるべきでない。農業を続けたいという意思を持つておられる農家に對しては、都市農業の果たす役割というの、新鮮な野菜の供給源であり、緑地の保全であり、最近防災地域がなくなつてきましたからそこを防災地域に提供するか、いろいろな役割を果たしていることは今さら申し上げるまでもないわけですね。したがひまして、五十七年につくりました制度の抜本改正はやるべきでない私は考えておりますが、その点、最後に大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○兼梨国務大臣 市街化区域内の農地につきましては対応策でございますが、農業をまじめにやろうとしておられる、現にまじめにやつておられる方々の意思を十分に尊重しながら、しかもまた一方においては宅地供給の要請もある、あるいはその中で都市緑地を確保しろ、こういう要請もある、あるいはまた公共施設を整備してほしい、こういう要望もございまして、それらの各般の要望を十分に踏まえながら、これからのあり方を考えていかなければならぬ。先生がおつしやいましたような緑地を確保しなければならぬというのは、私はまさに大事な視点であらうと思つてござい

ます。もう一度申し上げますと、まじめに農業を経営していられしやる方々の意思は十分に尊重しながら、市街化区域内農地のあり方をこれから考えていかなければならぬ、このように思ふ次第でございます。

○経塚委員 各般の状況ということもございましてけれども、基本はやはり農業を続けたいという方の意思をあくまでも尊重するという観点を買ひていただきたいということを申し上げまして、終わらせていただきます。

○石橋委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十四分散会